

神奈川県町村会からの「平成13年度県の  
施策・予算に関する要望」に対する措置状況

神 奈 川 県

## 目 次

I 重点要望事項 .....	1
1 地方分権の推進について .....	1
2 介護保険制度の拡充について .....	1
3 廃棄物処理対策について .....	2
II 共通要望事項 .....	5
1 町村財政の強化確立 .....	5
2 豊かな住民生活創造の推進 .....	13
3 環境保全対策の充実強化 .....	14
4 地震防災対策の充実強化 .....	16
5 社会福祉対策の充実強化 .....	17
6 保健医療対策の充実強化 .....	21
7 農林業振興対策の推進 .....	25
8 観光地振興対策の推進 .....	27
9 都市基盤整備の推進 .....	28
10 教育振興対策の推進 .....	33
11 交通安全対策の推進 .....	38
III 個別要望事項 .....	39
企画部関係 .....	39
防災局関係 .....	44
県民部関係 .....	45
環境農政部関係 .....	46
福祉部関係 .....	60
衛生部関係 .....	63
商工労働部関係 .....	65
県土整備部関係 .....	66
企業庁関係 .....	91
教育庁関係 .....	94
警察本部関係 .....	97

---

## I 重点要望事項

---

(要望事項)

1 地方分権の推進について

(1) 地方税源について、国と地方の役割分担を踏まえ、歳出規模と地方税収との乖離を縮小する方向で、国から地方への税源移譲等により、その充実強化を図ること。

<措置状況> (企画部)

地方税財源の充実強化については、地方分権一括法では「国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされております。県では、こうした点を踏まえ、国と地方の財源配分のあり方について、地方の仕事量に見合った十分な財源を確保する観点から、国に對して要望しておりますが、今後とも全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に働きかけてまいります。

---

(要望事項)

(2) さらなる地方への権限移譲等、地方分権の推進を図ること。

<措置状況> (企画部)

今回の分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の新しい関係に転換し、地方自治体の自主性及び自立性を向上させるため、機関委任事務制度の廃止や国と地方の新たな関係調整ルールの創設をはじめとする関与の改革に重点が置かれており、本格的な権限移譲などはこれから課題となっております。県としては、住民に身近な地域づくりの主役は市町村であるとの観点に立ち、一層の権限移譲を推進するなど地方分権の推進に積極的に取り組むよう、今後とも機会をとらえ、地方六団体などとも連携して国に対し働きかけてまいります。

---

(要望事項)

2 介護保険制度の拡充について

(1) 国、県、市町村それぞれの役割のもと、市町村に過重な負担を強いないこと。

なお、特別対策、特別措置等の名目のもとに新たな地方負担を生じさせないこと。

<措置状況> (福祉部)

介護保険制度の運営にあたっては、保険者である市町村に過度の財政負担が生じないよう、また、将来にわたり財政的にも安定した措置が講じられるよう、今後とも強く国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(2) 国が負担する公的資金25%のうち 5%は財政調整資金にあてることとされているが、財政調整資金の財源は別途国が負担すること。

<措置状況> (福祉部)

介護保険制度の運営に伴って生ずる財政負担等については、後期高齢者数等で交付額が決定される調整交付金の仕組みを見直すなど、市町村に過度の財政負担が生じないよう、今後とも国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(3) 低所得者に対する保険料、利用料の軽減措置を法制度化し、その判定基準を住民税非課税に

統一すること。

＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の点については、現在、低所得者対策として実施している特別対策について、介護保険制度外の暫定的措置ではなく、制度改正を含めた恒久的な対策とするよう、今後とも国に要望してまいります。

---

（要望事項）

（4）事務費交付金の対象範囲を拡大し、人件費等介護保険運営に伴う事務費に対する財政措置を講じること。

＜措置状況＞（福祉部）

介護保険制度の運営にあたっては、保険者である市町村に過度の財政負担が生じないよう、また、将来にわたり財政的にも安定した措置が講じられるよう、今後とも強く国に要望してまいります。

---

（要望事項）

（5）施設入浴サービスを介護保険制度下の法定サービスとすること。

＜措置状況＞（福祉部）

施設入浴につきましては、通所介護サービス等での対応が基本とされておりますが、訪問介護や訪問入浴の利用状況等を踏まえ、各市町村とも検討のうえ、必要に応じて国に働きかけてまいります。

---

（要望事項）

（6）一次判定ソフトを早期に改善し、特に痴呆症状の実態に即したソフトの開発を行うこと。

＜措置状況＞（福祉部）

国においては、痴呆高齢者に要する介護の必要度や在宅高齢者の要介護認定等基準時間の算出についての課題について、平成12年8月に「要介護認定調査検討会」を設置し、要介護認定に係る調査や一次判定ソフトの検討に着手しておりますので、早期改善を要望してまいります。

---

（要望事項）

（7）介護予防と生活支援のため、要介護認定外の者に対する一般行政サービスに対する財政援助を拡充すること。

＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の点については、平成12年度から、介護保険制度と対をなす重要な事業として、国の「介護予防・生活支援事業」が創設されましたので財政的支援を含めこの事業を推進してまいります。

---

（要望事項）

3 廃棄物処理対策について

（1）最終処分場の用地確保等について、県は広域的見地から対応策の推進を図ること。

＜措置状況＞（環境農政部）

最終処分場の用地確保については、市町村においてご苦労いただいているところですが、県としては、産業廃棄物の最終処分場の用地確保に尽くしているところであります。

また、一般廃棄物の最終処分場の用地確保については、現在ご検討いただいている「広域化実施計画」の中で、ブロックごとの役割分担に基づいて、ご検討いただきたいと考えております。

---

(要望事項)

(2) ごみ処理広域化計画を推進するための技術援助と財政的支援を図ること。

<措置状況> (環境農政部)

ごみ処理広域化計画に基づく技術支援としては、廃棄物処理施設の整備や適正な維持管理に対する技術支援を行うとともに、ごみ処理に係る新たな技術開発等の民間技術情報や環境産業動向に関する情報を収集して提供するなどの援助を行っております。

また、財政的支援としては、市町村の負担を軽減し、廃棄物処理施設の整備を促進するため、国庫補助率の引上げや補助対象事業の拡充を様々な機会をとらえて国に要望しております。また、県としては、ブロックごとの実施計画策定に必要な調査経費を負担するとともに、市町村振興補助金の補助メニューのうち「広域連携事業」を活用することも可能となるようにしております。

---

(要望事項)

(3) ダイオキシン類早期削減対策に関する技術援助と財政支援の強化を図ること。

<措置状況> (環境農政部)

平成13年度の早い時期から、環境科学センターのダイオキシン分析施設が稼働しますので、主に行政検査や緊急事態への対応を予定しておりますが、あわせて市町村の技術支援として、精度管理情報の提供等を予定しています。

また、一般廃棄物処理施設のダイオキシン対策に係る技術支援として、平成10年5月に「ダイオキシン類削減技術検討会」を設置し、焼却施設等におけるダイオキシン類の削減技術を調査研究するとともに、ごみ処理に係る新たな技術開発について情報を収集し、市町村に情報提供を行うなどの支援を行っております。

財政的支援としては、焼却施設をはじめとするごみ処理施設の整備には多額の経費を要することから、国庫補助率の引上げや補助対象事業の拡充を様々な機会をとらえて国に要望するとともに、県の補助制度として、市町村振興補助金の補助メニューに「ダイオキシン恒久対策事業」を用意しております。

さらに、民間事業者が設置する廃棄物焼却施設については、各設置者が、施設の改修やリサイクル施設への転換などの対策を実施、あるいは、検討をしておりますので、県としては、各設置者が円滑に対策を実施できるよう情報提供に努めるとともに、施設の改修・整備を支援するため、利子補給を行ってまいります。

---

(要望事項)

(4) 廃棄物処理対策事業に対する補助単価、補助率を引き上げること。

<措置状況> (環境農政部)

ごみ焼却施設をはじめとするごみ処理施設の整備には多額の経費を要することから、補助単価については実勢に合うよう、補助率については、公害防止計画策定地域とその他の地域との格差を解消するよう、また、補助対象事業を拡充するよう様々な機会をとらえて国に要望しており、今後とも国に対しいろいろな機会をとらえて働きかけを行ってまいります。

---

(要望事項)

(5) 観光地域内における廃棄物処理施設整備事業に対する補助率を引き上げること。

<措置状況> (環境農政部)

箱根のような観光地域における廃棄物処理施設の整備に当たっては、観光客を加味した人口に基づいて国庫補助による施設整備が可能になっておりますが補助率については、公害防止計

画と同率（1/2）となるよう、今後とも積極的に国に働きかけてまいります。

---

（要望事項）

（6）特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）について費用負担を商品価格に上乗せし、対象品目の拡大を図ること。

＜措置状況＞（環境農政部）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴い、現在は処分段階で費用負担を願うことになっておりますが、その推移を見極めながら、今後、より望ましい費用負担のあり方について検討してまいります。

また、対象品目の拡大についても、国に要望してまいります。

---

（要望事項）

（7）容器包装リサイクル法を実効あるものとするため、容器包装識別マークの表示を義務づけるとともに、過剰包装の抑制方策を講じること。

＜措置状況＞（環境農政部）

識別マークの表示の義務づけについては、資源の有効な利用の促進に関する法律の中で「指定表示製品」として、平成13年4月1日に施行されることになっており、平成12年度中に政省令の制定が予定されております。

また、過剰包装の抑制方策については、「平成13年度 国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、国へ要望しております。

なお、関係業界に対しましては、「かながわ廃棄物減量化等推進協議会」において、平成11年度に、流通・販売事業者への廃棄物に関する行動指針を作成し、その中で、過剰包装の自粛についての自主的な取組みについてもお願いしてきたところであり、引き続き働きかけてまいります。

---

## II 共通要望事項

---

### 1 町村財政の強化確立

---

(要望事項)

1 町村税源等の拡充強化について

(1) 軽自動車税の税率の引き上げ及び徴収方法の改正を行うこと

軽自動車税の税率については、昭和59年度から現行の税率となっていますが、車両価格等から見て自動車税に比較して非常に低率となっていることから、社会経済事情を考慮した税率の引き上げを要望します。

また、徴収事務経費も相当かかりますので、町村がナンバープレートを交付する軽自動車については購入時に取得税として一括徴収できるよう要望します。

<措置状況> (企画部)

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税に比し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えますので、機会をとらえて国に対し要望してまいります。

なお、取得時に一括徴収する方法については、現在、取得時に課されている自動車重量税や自動車取得税といった他の税目に加えて課税することとなることから納税者の一時の税負担が過重になるため、現時点では、国に対して要望することは考えておりません。

---

(要望事項)

(2) 固定資産税に係る非課税措置等整理・縮減を図ること

固定資産税に係る非課税措置等については、これまで見直しが行われてきたところではあります、現在なお多くの非課税措置等が講じられています。

そこで、租税負担の公平及び地方財源の充実を図る見地から、宗教法人及び学校法人等の非課税措置の整理・縮減を要望します。

<措置状況> (企画部)

非課税措置等は、租税負担の軽減を通じて、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっており、その政策目的の合理性、政策手段としての妥当性、利用の実施等を踏まえて適宜見直しを行い、整理・縮減されるよう国に対し要望してまいります。

---

(要望事項)

(3) 固定資産税（土地）の課税方法の簡素化について

納税者からは、「地価の下落が続いているので当然土地の税額も減少する」との見方が大半である。

しかし、土地に対する課税は、負担調整措置により、ほとんどの土地で上昇してしまうのが現実である。

このように、地方税法の本法で予定されている本則課税と本法附則で定められている負担調整措置との二重構造が制度をより複雑化させ、窓口となる市町村としては、納税者への理解を得ることが非常に困難な状況となっている。

このため、固定資産税（土地）の課税方法を抜本的に見直し、納税者により分かりやすい方

式への転換を要望します。

＜措置状況＞（企画部）

現行の固定資産税の負担調整措置は、評価水準の適正化（7割評価）に伴い表面化した土地間の負担水準のばらつきを均衡化し公平な税負担を実現する過程において、納税者の急激な税負担増を調整する等のために措置されているものです。

納税者により分かりやすい簡素な課税方式への転換は重要な課題ではありますが、課税の公平の観点から今しばらく負担水準の均衡化の達成状況を見守る必要があると考えていますので、現時点において国に対し要望することは考えておりません。

---

（要望事項）

（4）住民税の賦課徴収制度の改正を行うこと

個人所得に係る賦課徴収について、所得税は申告納税のもと、申告期限内に納付され、一方、住民税は翌年度課税のため特に臨時的な所得である譲渡所得及び修正所得を賦課徴収する時点では、当該者の資力が著しく低下しているのが現状であります。

そこで、現在、国税・地方税で相違している各種控除額等を統一し、納税者に同一所得に対する課税との理解を得られるよう国・県・市町村が一緒に賦課徴収する簡素な制度に改めるよう要望します。

＜措置状況＞（企画部）

個人住民税と所得税の所得控除額等を同一にすることについては、国税及び地方税の負担のあり方、地域社会の費用を住民がその能力に応じて負担するという住民税のあり方、並びに合理的な賦課徴収事務のあり方等を含め、総合的に検討がなされる必要があると考えております。

---

（要望事項）

（5）国有資産等所在市町村交付金の基礎となる県有財産台帳価格の引き上げについて

水道事業等に係る市町村交付金を交付すべき県有財産台帳等に記載されている価格が、固定資産に類似する固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と、従前から格差が生じていることから、台帳価格を適正価格に引き上げるよう要望します。

＜措置状況＞（企業庁、総務部）

水道事業等企業庁資産については、神奈川県公営企業固定資産管理規程に基づき固定資産台帳を備え、台帳価格を算定しております。

市町村交付金の算定基礎となる土地価格については、毎年度市町村に照会を行い、当庁所有地の現況地目に応じた近傍類似地の固定資産税課税標準額を参考にして算定しております。

建物及び償却資産については、毎事業年度の取得及び処分を増減するとともに、毎事業年度末に地方公営企業法施行規則第6条の規定により法定耐用年数に応じて算出した減価償却費を減額した上で、価格を記載しております。

なお、県営住宅等についても、3年に一度実施される固定資産税の評価替えの時期に合わせて、県有財産台帳価格を改定し、適正な価格となるよう調整しております。

---

（要望事項）

2 補助制度の改善について

国の補助金等について、近年交付税措置に切り替えて一般財源化される例が多くなっています。

不交付団体にあっては実質的に補助金の減額であり、町村財政に与える影響が非常に大きく、町村の固有業務への対応や健全財政を維持することが大変困難になっておりますので、不交付団体に対し、一般財源化された国庫補助負担金等に係る事業費の財源を補てんするとともに、地方分権を推進し、町村の自主性・主体性を強化するため、地方税財源の充実確保について、早急に

実現するよう要望します。

＜措置状況＞（企画部）

国庫補助負担金の一般財源化については、地方公共団体の自主性・主体性を強化するとともに、行財政運営の簡素効率化に資するものであり、地方分権を推進する観点から望ましいことあります。

しかしながら、一般財源化に伴う影響については、地方交付税等により財源措置が行われることとなるため、不交付団体にあっては、実質的に国庫補助金の削減につながり、財政運営に影響を及ぼすものと考えております。

したがいまして、地方分権一括法で規定された地方税財源の充実方策について、早急に実現するよう、今後とも全国知事会など地方六団体とも連携し、強く国に対して要望してまいります。

---

（要望事項）

### 3 地方超過負担の解消について

（1）各種国庫補助事業に対する補助基準の見直しを行い、社会経済情勢の進展や住民ニーズの変化、施設水準の向上に即応した基準に改善するとともに、単価差、数量差、対象差及び地域差による地方の超過負担を解消すること。

＜措置状況＞（企画部）

国庫補助負担金の超過負担につきましては、国と地方の財政秩序を乱す大きな要因であり、県でもその解消に向けて要望を続けております。

毎年度補助金等実態調査に基づき、一部については改善されておりますが、いまだ不十分なものも残っていると認識しておりますので、引き続き全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に要望してまいります。

---

（要望事項）

（2）選挙執行経費の基準単価は、選挙執行経費基準法改正により概ね3年ごとに是正されておりますが、市、区、町村の格差が未だに解消されていないので、早急に是正すること。

＜措置状況＞（企画部）

ご要望の点については、都道府県選挙管理委員会連合会と連携を図りながら、機会あるごとに国に要望してまいります。

---

（要望事項）

### 4 水道企業債に対する財政優遇措置について

（1）償還期限を施設に見合った年数とするとともに、公営企業金融公庫の償還年数を政府資金並みの30年に延長すること。

＜措置状況＞（企画部）

水道事業は、建設投資の規模が大きく建設期間も長期にわたることから起債の償還期間についても、他の事業と比較して長期に設定されております。

しかしながら、なお、耐用年数に比較して償還期間の短いものなども見受けられるところでありますので、水道事業の一層の経営健全化を図る観点から制度改善の必要なものについては、今後とも機会をとらえて国に働きかけてまいります。

---

（要望事項）

（2）政府資金、公営企業金融公庫資金の貸付利率を引き下げるこ。

＜措置状況＞（企画部）

水道事業債は、政府資金が優先的に充当されており、その利率は、他の地方債に比べ、現行においても十分有利なものとなっているとともに、通常の合理的経営をもってしてもなお、企業債利息の増嵩により経営を圧迫し、高料金を招来する事業については、一定の要件のもと公営企業金融公庫の優遇金利の適用や地方交付税措置などによる公債費負担軽減の制度が用意されております。

---

(要望事項)

(3) 昭和50年度から昭和59年度までの間に借入した年利 7%以上の企業債に対する利子補給制度を創設すること。

<措置状況> (企画部)

水道事業については、通常の合理的経営をもってしてもなお、企業債利息の増嵩により経営を圧迫し、高料金を招来する事業については、一定の要件のもと公営企業金融公庫の優遇金利の適用や地方交付税措置などによる公債費負担軽減の制度が用意されております。

---

(要望事項)

5 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

戸籍事務は、地方分権において法定受託事務として位置づけられたことからも、戸籍コンピュータ導入に伴う財源は国において負担すべきであると考えられます。

については、導入に伴う一時的な経費負担に係る特別交付税措置ではなく、負担率を明確にした国庫補助制度へと変更し、併せて稼働後の経費についても、同様の措置を要望します。

<措置状況> (企画部)

自治事務及び戸籍事務のような法定受託事務を問わず、地方公共団体が実施主体となる事務に対する費用については、地方税あるいは地方交付税による一般財源として措置されることが、地方公共団体の自主性・主体性を強化し、行財政運営の簡素化を推進する観点から望ましいことと考えております。

したがいまして、今後、地方分権の推進にあわせ、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任を拡充するため、税を中心とする地方税財源の拡充について早急に実現するよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に対して要望してまいります。

なお、地方分権推進計画の趣旨に照らしても、ご要望の実現は難しいのではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

---

(要望事項)

6 水道・下水道整備事業の路面復旧事務費負担金免除について

水道及び下水道整備事業における県管理道路の路面復旧工事の自費復旧事務費負担は、事業の財源が国庫補助金並びに起債を主体としている町村にとって極めて厳しいものがあります。

については、県管理道路の路面復旧に要する事務費負担金について、免除を含めた見直しを強く要望します。

<措置状況> (県土整備部)

県管理道路における水道管、下水道管等の埋設工事に伴う掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等の費用として徴収する自費復旧事務費を免除等をすることは、困難であります。

---

(要望事項)

7 地方交付税制度の堅持について

地方分権推進計画では、地方交付税の事業費補正による算入方法を基本的に抑制していく方針であるとされています。

しかし、財政力の弱い地方団体では、交付税措置のある有利な地方債の活用を図っていかざるを得ないのが実情です。

ついては、特に元利償還分の事業費補正に係る現行制度の維持を要望します。

＜措置状況＞（企画部）

地方交付税の元利償還分の事業費補正につきましては、地方分権推進計画では元利償還金は、災害復旧事業等、財源保障を目的とする地方交付税制度の趣旨に沿うものに限定して行うこととされており、現行制度を維持するよう国に要望することは難しい状況にありますが、各団体の財政状況を的確に反映した算定方法となるよう全国知事会など地方六団体とも連携して、国に対して要望してまいりたいと考えております。

---

（要望事項）

8 特別地方消費税交付金の代替え措置について

特別地方消費税は、平成11年度で廃止されましたが、特に観光を基幹産業とする町村では、特殊な行財政需要に対応する財源の確保が必要となりますので、これに替わる新たな財政上の措置を要望します。

＜措置状況＞（総務部）

特別地方消費税の廃止に伴う代替措置については、従来から国に対して要望しております。

---

（要望事項）

9 国・県支出金の執行時期について

国及び県の補助金の市町村への交付時期については、事業等が終了し実績報告書の提出後となるものが多く、ほとんどが年度末となっています。このため、年度途中においては一時的に市町村で立て替える形となっており、時期によっては財源不足を生ずることもありますので、年度当初の交付申請により、概算交付、分割交付などの措置を、今以上に推進されるよう要望します。

＜措置状況＞（総務部）

公金の支出時期については、当該支出金の目的たる事業等が終了し、計画どおりに完了していることを確認した後に支出することが原則ですが、補助金等についても、財務規則をはじめとする法令等に則り、適正な執行管理に努めることとしております。具体的には、事業期間が短いものにあっては、事業完成後の一括精算払いとしておりますが、その他、運営費に係るものについては、当期に必要と見込まれる額を当該必要な時期に交付するという考え方の下に、月払いを原則としており、運営費以外のものにあっては、当該事業の執行時期、進捗状況等を勘案し、分割支出することとしております。ご要望の点につきましては、今後とも事業の進捗状況等を把握し、適正な時期に支出するよう努めてまいります。

---

（要望事項）

10 政府資金に係る地方債の借換え等について

政府資金に係る地方債について、平成11年度には「公債費負担対策」として、一定の要件のもとに繰上償還を認める等の措置が講じられ、また、借換債の発行について公庫資金の枠が拡大されましたが、地方財政が極めて厳しい現況のもと、町村財政の健全化は喫緊の課題でありますので、繰上償還と借換えについて特段の措置を講じるよう要望します。

＜措置状況＞（企画部）

政府資金等の公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換えについては、従来から本県並びに地方六団体において国への要望を行っており、平成11年度、12年度において限定的ではありますが繰上償還、借換えが認められるとともに、特別交付税による利差補てん措置が講じられたところです。

しかしながら、これらの措置については、条件面でまだまだ制約が多いことも事実ですので、県においても、さらなる要件の緩和について、国へ引き続き要望してまいります。

---

#### (要望事項)

##### 11 減税補てん債の元利償還に対する財源措置について

平成6年度から実施された市町村民税に係る特別減税について、その補てん措置として減税補てん債が認められ交付税措置されました。

また、平成11年度の恒久減税に係る財源補てんについては、国のかたばこ税等によって影響額の3／4が不交付団体にも財源措置されました。

しかしながら、不交付団体にとっては、普通交付税の基準財政需要額へ算入される元利償還金についての財源措置は、自主財源によるもので歳入の増加に結びつかないため、財政運営に及ぼす影響は多大なものがあります。

については、特別交付税の特定項目に追加して措置する等、不交付団体に対しても元利償還金に対する財源措置を講じるよう要望します。

#### <措置状況> (企画部)

景気が停滞し、税収が伸び悩む中、減税補てん債等の償還費が各市町村の大きな財政負担となっていると認識しております。

特に、不交付団体にとっては、交付税による財政措置が歳入の増加に結びつかないため、財政運営に与える影響を危惧しておりますが、特別交付税は、普通交付税で措置しきれない個別の自治体の特殊な財政需要を補足するためのものでありますので、制度の趣旨に照らし、ご要望の実現は困難と考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

こうした中、平成11年度から措置されることとなった地方特例交付金は、恒久的な減税に伴う財源措置として、減収分の一定額が不交付団体についても措置されることから、一定の評価をすべきものと考えますが、県としては、地方分権の進展に伴う地方の財政需要の増加等に対処するためには、税を中心とした地方税財源のより一層の拡充が必要と考えておりますので、地方分権一括法で規定された地方税財源の充実方策について、早急に実現するよう、今後とも全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に対して要望してまいります。

---

#### (要望事項)

##### 12 消防防災施設設備費補助事業の補助交付要件の拡大について

自治体の防災行政無線設備は、行政の情報広報等の媒体として整備され、通信方式をアナログ式として発展してきましたが、環境変化などから誤作動の障害が発生しています。

信頼性の高いデジタル方式に移行する場合には、設備全体の改修が必要となるため多額の費用がかかるので、当該事業における改修工事についても、補助交付要件の対象となるよう、国への働きかけを要望します。

#### <措置状況> (防災局)

防災行政無線設備は全国での普及率が6割程度と低く、国ではデジタル化の前に普及率の向上を図っていく意向であります。

しかしながら、県の場合もアナログ式防災行政無線の更新時期が到来している市町村もあり、大規模災害等の発生時における通信の輻輳や混信の解消など様々な効果が期待できる無線のデジタル化は、地域における消防防災活動にとって大きな効果を発揮することから、デジタル方式への移行を円滑かつ早期に実現できるよう財政支援について国に働きかけてまいります。

---

#### (要望事項)

##### 13 酒匂川流域下水道の維持管理について

酒匂川流域下水道の維持管理費負担金については、流域 3市 6町の財政を著しく圧迫するものとなっていますので、維持管理に関する原則を見直し、流域市町の財政負担を軽減されるよう要望します。

また、神奈川県内広域水道企業団に対し、維持管理費負担金について応分の負担をされるよう働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

下水道の維持管理費は、汚水私費、雨水公費が原則で負担することとされております。

したがって、酒匂川流域下水道の維持管理についても、この考え方に基づき、関係市町の皆様に受益の範囲に応じた負担をお願いしているところでございます。

（要望事項）

#### 14 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費の増嵩が著しく、内部留保資金に乏しい零細事業体としては、その財源のほとんどを起債に頼らざるを得ない状況にあります。将来的に水道料金の高騰を招くこととなりますので、国庫補助制度の拡充及び現行補助の採択基準の緩和を要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

水道施設の改良・更新事業に対する国庫補助制度については、補助メニューの中に管路更新を目的とする「水道管路近代化推進事業」があり、補助を受けることのできる市町村の水道事業者に対しては、その積極的な活用を呼びかけております。

また、県内市町村での国庫補助事業の実施を促進するため、引き続き国に対し、国庫補助採択基準の緩和等を要望してまいります。

（要望事項）

#### 15 ゴルフ場利用税交付金制度の存続について

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場周辺における道路整備、環境対策等さまざまな行政サービスの効果を享受しているゴルフ場利用者に課され、その 7割が地元に交付される、いわば市町村固有の税と言えます。分権型社会に於て、町村が自らの判断と責任で行政を推進していく上で、貴重な財源となりますので、ゴルフ場利用税の存続確保について、特段の配慮を強く要望します。

＜措置状況＞（総務部）

ゴルフ場利用税は、県及び市町村の貴重な財源ですので、その存続が図られるよう、国等に對して要望を行ってきました。

なお、平成13年度は現行制度が存続される見込みであります。

（要望事項）

#### 16 ペイオフ解禁後の地方公共団体の公金預金の全額保護について

平成13年 4月からペイオフ解禁が実施されると、地方公共団体の公金預金は、特段の保護措置がない状態となります。

地方公共団体の公金預金は、住民生活の安定向上など行政執行のため多数の住民からお預かりしている貴重な財産であります。

また、各地方公共団体では、地域経済対策としての地元金融機関の活用や中小企業等への制度融資に係る預託等業務のため安全確実という基準だけで預入先を選択することが困難な事情もあります。

については、地方公共団体の公金預金の特殊性にかんがみ、ペイオフ解禁後の公金預金の全額保護の措置を講じるよう、国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（企画部）

ペイオフ解禁後の地方公共団体の公金預金の保護については、平成11年10月15日に全国知事会、全国市長会、全国町村会連名で必要な措置を講じるよう国へ要望したところであります。

その後、金融審議会等で検討された結果、ペイオフの解禁時期は1年間延期され、平成14年4月からとなりました（決済性預金は、平成15年3月31日までは全額保護される。）。また、地方公共団体の公金預金についても、保険金支払いの対象となり、1,000万円までは保護されることになりました。

一方、旧自治省においては、自治体預金の保護策のため「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会」を発足させ、自治体の預金（債権）と地方債（債務）を相殺する仕組みなどの検討を始めております。

今後も国の対応に注目しながら、地方自治体の公金預金の保護について全国知事会など地方六団体とも連携しながら、国への働きかけを行ってまいります。

---

#### （要望事項）

##### 17 商店街活性化支援事業補助金交付期間の延長について

日本経済が低迷を続けている中、商店街を取り巻く環境は非常に厳しく、県では商店街を活性化するため「商店街活性化支援事業」として、空き店舗の活用等に対する支援事業を実施していますが、経営が軌道に乗るまでには相当の期間を要するので、補助対象期間を延長できるよう柔軟な対応を要望します。

##### ＜措置状況＞（商工労働部）

一般に創業（開業）後、経営が軌道に乗るまでには2～3年が必要とされておりますが、県からの補助等財政的支援を受ける場合には、その期間は早まるものと考えております。また、空き店舗活用事業などの商店街の取組は、本来、行政の支援がなくても成り立つ内容でなければならず、補助対象期間の延長等支援を長期化することによって、自立的な運営が妨げられるおそれもあると考えております。

したがいまして、県では、商店街活性化支援事業費補助の補助対象期間を最長24ヶ月としているところですので、この期間内で経営が軌道に乗るよう、十分な準備と将来の見通しをもって取り組んでいただきたいと考えております。

---

#### （要望事項）

##### 18 統計調査に係る町の財源確保・充実について

県の条例に基づく統計調査及び県登録統計調査員の育成等統計調査事務の実施については、市町村統計事務諸費交付金により実施していますが、交付金の減額により町村の財政負担が増大しております。

については、各種統計調査に係る事業を円滑に実施するため、財源の充実確保を要望します。

##### ＜措置状況＞（企画部）

統計調査につきましては、調査環境の厳しくなる中種々の業務をお願いし、最大限のご協力をいただいていると認識しているところでございます。

ご要望のありました市町村統計調査事務等交付金につきましては、現在の厳しい財政環境の下で可能な限りの努力をしていることをご理解いただきたいと存じます。

なお、県登録調査員の育成等につきましては、県が実施いたします統計調査員研究会等の活用も図るなどして、調査員の資質向上に努めていただきたいと考えております。

---

## 2 豊かな住民生活創造の推進

---

(要望事項)

1 消費生活行政について

(1) 相談体制を整えるまでの当分の間、地区行政センターの県民の声・相談室等で消費生活相談を実施すること。

＜措置状況＞（県民部）

消費生活センターの再編整備については、中央消費生活センターを11年4月に開設し市町村の相談支援体制が整ったこと、市町村の取組みが進みつつあることを踏まえ、消費者保護基本法の本旨に沿って、市町村に窓口を整備していただくようお願いしてきております。

地区ごとに市町村と協議を進めておりますが、今後、市町村をはじめ、県民、関係者との十分な協議と理解の基に消費生活相談体制の確立を図ってまいります。市町村の相談体制が整うまでの間は、消費生活センターを存続させ、空白を生じさせません。

---

(要望事項)

(2) センター廃止後における消費者教育、啓発、消費者団体の育成など相談以外の事業について、人的、財政的支援を行うこと。

＜措置状況＞（県民部）

消費生活に関する諸問題は、住民に身近なものが多いことから、市町村の住民の方々を対象とした啓発・学習事業や市町村における消費者団体の活動支援につきましては、市町村が主体となって実施していくことが、効果的であると考えています。

県としては、市町村が行うこうした事業が効果的に行われるよう、啓発資料の作成への支援や学習資料の提供などによる講座等の開催への支援を行うほか、消費生活に関する各種の情報を提供することにより市町村が実施する事業を支援してまいります。

---

### 3 環境保全対策の充実強化

---

(要望事項)

1 不法投棄対策の強化について

県内各地の山岳地帯は、不法投棄が行われやすい環境にあるため、最近、不法投棄の件数・量とも増加しており、その対策に苦慮している状況です。

平成9年6月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され不法投棄に対する罰則が強化されましたが、県の不法投棄散乱ゴミ総合対策事業の円滑な推進を図るためにも、現行関係法令を積極的に活用するとともに法改正によるさらなる罰則の強化と撤去費用に対する補助制度の確立について要望します。

<措置状況> (環境農政部)

不法投棄対策の推進については、ご要望にありますように法令を積極的に活用すべきと考えており、一例として改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の罰則適用については、県警の連携、さらには不法投棄の早期発見のための委託による監視パトロールを行っているところです。

また、法改正による罰則の強化と撤去費用に対する補助制度の確立については、現実の不法投棄事案の分析や諸対策を進める中で検討していきたいと考えております。

---

(要望事項)

2 建設残土の不法投棄に係る規制について

残土発生源の多くは市町村域を超えた都市部から持ち込まれている現状を踏まえて、広域的な視点から協力、監視体制の確立など対策の強化を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」では、元請負人等に対して、処理先等を記載した計画の届出を義務づけるなど、広域的な観点から土砂の適正処理についての対策を推進しております。

また、土砂の不法投棄を発見した場合には、これまで市町村と連携して不法投棄を行っている者に対して指導を行っておりますが、早期に対応するため、平成11年8月に建設業課厚木駐在事務所を設置して土砂不法投棄の監視パトロールを行っております。

今後も、広域的な観点から元請負人等に対する指導及び監視パトロールを行うとともに、土砂の不法投棄を発見した場合には、市町村と緊密な連携を図りながら、関係法令に基づく処分など、適切に対応するよう努めてまいります。

---

(要望事項)

3 水質検査費補助制度の見直しについて

近年、水質の悪化及び汚染が心配される中、住民が安心して飲める安全でおいしい水の供給、確保をしていくうえで水質検査は欠くことのできない重要な事業です。

財政規模が脆弱な水道企業体に於ては、水質検査の設備を持てないために外部委託していますが、経費が嵩み大きな財政負担を強いられています。

については、上水道事業の全項目・月例水質検査の減免制度の復活と、専用水道・簡易水道における水質検査費用の全面的な減免制度の継続を強く要望します。

<措置状況> (衛生部)

上水道事業の水質検査の減免制度については、本来、水質検査は水道事業者自らが実施するという原則の基に、平成7年度に見直しを行い、廃止したものであります。

専用水道及び簡易水道事業については、財政基盤が脆弱な専用水道の一部及び簡易水道において、その経営状況、水道料金等を考慮のうえ、減免措置を継続してまいります。

---

(要望事項)

4 合併処理浄化槽設置整備事業の助成について

県では平成22年を目標に生活排水の100%処理を目指して生活排水処理施設整備構想を策定し、この基本方針の中で合併処理浄化槽の普及・促進を掲げていますが、各町村では「合併処理浄化槽設置整備事業補助制度」を設け、国・県の助成を受けてその整備に努めています。

については、特に水源地域における水質保全を図る観点から補助制度を一層充実し、適切な財政措置を講じるよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

市町村が行う合併処理浄化槽設置補助事業に対する県の補助については、県と市町村の役割分担を踏まえ市町村の財政力に応じて 1/3以内の補助率により実施しております。

また、相模湖、津久井湖、丹沢湖などの湖沼の集水域となっている市町に対しては合併処理浄化槽の県の補助率を 1/3以内から 1/2以内とし、負担の軽減を図っているところです。また、国に対しては国庫補助の拡充について、引き続き要望してまいります。

---

(要望事項)

5 公害対策に係る設備費等の助成について

公害対策に係る助成については、現在県において中小企業公害防止設備資金の融資及び利子補給制度がありますが、設備には多額の費用を要するため設備費の助成制度の創設を要望します。

また、小型焼却炉については、ダイオキシン類等の測定が義務づけられましたが、測定できる機関は民間でしかなく測定費用も高額なため、その経費負担の軽減が図れるよう公的検査機関の設置又は助成制度の導入について要望します。

<措置状況> (環境農政部)

定型的な公害施設については設備資金の多寡にかかわらず現行制度のなかで対応してまいりたいと考えております。助成制度については社会的に問題となる緊急な課題が生じた場合に検討してまいります。

また、ダイオキシン類の測定に係る公的検査機関の設置については、環境科学センターで平成13年度の早い時期に分析を開始すべく、現在、工事を進めております。しかしながら、環境科学センターでは、公的機関として、

- ①法に基づく焼却施設の行政検査
- ②事故発生時等の緊急的な調査
- ③市町村等の調査結果の検証
- ④ダイオキシンの発生抑制等の技術指導・研究・普及

の業務を行うことを予定しており、依頼分析については、将来余裕ができた場合に、応分の負担をお願いした上でお受けすることを検討してまいります。

なお、助成制度の導入については、現在、考えておりません。

---

## 4 地震防災対策の充実強化

---

### (要望事項)

#### 1 市町村地震防災対策緊急支援事業補助金について

時限を延長するとともに、補助限度額 3千万円の引き上げと補助対象の拡大を要望します。

##### <措置状況> (防災局)

市町村地震防災対策緊急支援制度の活用により、市町村では、災害発生時の情報収集や被災者の救助・救急活動、避難対策など、地域に密着した防災対策の一層の推進が図れたと認識しております。

しかしながら、その一方で、この5年間に整備しきれなかった事業もあり、また、平成12年7月に修正した「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」の中でも、情報通信網の整備や災害弱者の避難対策など、今後、市町村が担う施策も盛り込んでいることから、支援の内容の詳細については検討しておりますが、市町村地震防災対策緊急支援事業については、法人関係税の超過課税を活用して継続してまいります。

---

### (要望事項)

#### 2 広域支援体制の確立について

静岡県との県境に位置する町村は、大規模地震等では地形上「孤立化」が懸念されるので、静岡県との具体的応援協定等広域支援体制を早期に実現されるよう要望します。

また、孤立化対策として医療体制のさらなる充実と、地域住民や観光滞留者に対する食糧備蓄体制及び被災地外への搬出輸送体制の確立を要望します。

##### <措置状況> (防災局、衛生部)

静岡県との相互応援につきましては、関東地方知事会の協定に基づき実施することとしておりますが、隣接県との相互応援は円滑に行われる必要がありますので、平成9年度から、山梨、静岡、神奈川3県合同の防災訓練を実施しております。

医療体制の整備につきましては、市町村設置の救護所や市町村指定救護病院等で対応できない場合に備えて、広域的な応援・支援機能を有する災害拠点病院を2次医療圏ごとに指定し、日ごろから施設設備等を整備し、また、平成12年4月から、災害時医療救護活動を情報面から支援するため、広域災害・救急医療情報システムを運用しております。

地域住民や観光滞留者に対する食糧備蓄体制については、市町村地震防災対策緊急支援事業により、引き続き市町村が行う備蓄強化への支援を実施しますとともに、被災地外への搬出輸送体制につきましては、陸上交通が途絶した場合に備えて、物資受入港の指定やその岸壁の耐震補強、海路及び空路による輸送訓練の実施等を行っており、今後も関係市町村等と連携しながら取組みを進めていきたいと考えております。

---

### (要望事項)

#### 3 公共施設の耐震診断経費の助成について

防災拠点、避難施設など公共施設の耐震診断経費並びに補強工事に伴う経費に対する補助制度の創設を要望します。

##### <措置状況> (防災局)

公共施設の安全確保については、「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」に基づき、県が行っている耐震化事業に準じて、市町村が耐震診断及び耐震補強工事を行うこととなっております。

---

## 5 社会福祉対策の充実強化

---

(要望事項)

1 老人保健福祉計画推進に係る財政支援等について

老人保健福祉計画については、策定以降着実な計画推進を図り、高齢化社会に対応した基盤整備等を進めておりますが、介護保険事業計画や新たな高齢者保健福祉計画など市町村が自主性を持って計画した事業を着実に推進できるよう、事業経費に対する国・県の財源措置の確実な対応について要望します。

<措置状況> (福祉部)

各市町村の介護保険事業計画や新たな高齢者保健福祉計画の推進に係る財源については、地域の実情に応じた適切な財源措置が講じられるよう、今後とも引き続き国に要望するとともに、県としても、国・県・市町村の役割分担を踏まえ、所要の措置を講じてまいります。

---

(要望事項)

2 老人福祉法等の改正に伴う適切な対応について

県ではすでに国に対して強く働きかけている事項ですが、事務移譲により事務量や措置費用が増加しています。

人的・財政的に各町村の実態に即した対策を講じるとともに、業務全般を指導できる専門職の派遣を要望します。

また、事務費交付金の内容を明示するとともに、負担割合の引き上げなど町村財政を圧迫しないよう、応分の負担を要望します。

<措置状況> (福祉部)

ご要望の点については、適切な財源措置が講じられるよう、国に要望するとともに、県として適切な支援に努めてまいります。

---

(要望事項)

3 福祉関係の国、県補助金について

国、県から交付される補助金は、多岐に渡っていますが、近年、補助金の一般財源化や補助限度額の引き下げ等が見受けられます。これにより、特に継続事業については、事業の拡充にもかかわらず補助金は減少することとなり、町村財政に過度な負担がかかることがあります。

国・県の補助制度の拡充強化を要望します。

<措置状況> (福祉部)

ご要望の点については、国・県・市町村の役割分担を踏まえた適切な財源措置のもとに支援してまいります。

---

(要望事項)

4 児童・母子福祉対策の充実について

(1) 保育所措置費国庫負担金は、平成元年度に負担率が引き下げられ、以後恒久化され、町村財政に多大な影響を及ぼしているため、昭和59年度の負担率に復元するよう強く要望します。

<措置状況> (福祉部)

保育所運営費の負担率は、国4分の2、県4分の1、市町村4分の1となっております。

今後とも、会議等の場を通じて、国庫負担金の負担率の復元について国に対して要望してまいります。

---

(要望事項)

(2) ひとり親家庭等医療費助成事業については、元来、県の指導により開始した事業であり、今後町村における事務量並びに財政負担が増大することから、財政的援助等について十分な措置を講じるよう強く要望します。

<措置状況> (福祉部)

ひとり親家庭等医療費助成事業については、県・市町村の共同事業として今後も支援してまいりますが、医療保険制度の改革などが進められるなかで、より適切な事業のあり方について市町村とともに検討してまいります。

(要望事項)

5 障害者福祉対策の充実について

(1) 障害者地域作業所の運営については、財政負担が年々増加しており苦慮しているところです。については、県の補助金は毎年増額されていますが、さらなる増額を要望します。

また、障害者地域作業所の運営費補助制度を創設するよう要望します。

<措置状況> (福祉部)

障害者地域作業所に係る県単独の運営費補助金については、平成13年度予算におきましても民間の運営に係るものについて、補助金の増額措置を講ずることといたしました。

また、国に対しては、障害者地域作業所の果たす役割が重要なことから、市町村を実施主体とした補助制度の創設をこれまででも要望してきたところですが、今後とも引き続き働きかけてまいります。

(要望事項)

(2) 重度障害者住宅設備改良費補助については、最近の経済情勢等から現行の限度額は実情にそぐわないため、補助限度額の大幅な引き上げを要望します。

<措置状況> (福祉部)

ご要望の補助額等については、工事経費の状況等から、限度額の引上げ等は困難であります。

(要望事項)

6 生活保護法による級地の是正等について

首都圏域に位置する本県は、全県的に都市化が進み、日常生活に於て大都市地域との格差がないことから、実態に合った級地区分への引き上げを要望します。

<措置状況> (福祉部)

生活保護法における級地指定制度については、地域の実情に即したものとなるよう、抜本的な見直しを「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」により、要望しております。

(要望事項)

7 民生委員・児童委員の活動費の引き上げについて

社会経済情勢が変革する中において、少子・高齢社会に適切に対応していくためには、民生委員・児童委員の役割がますます重要なものとなっています。

については、その活動に期待し得るよう民生委員・児童委員の活動費を引き上げるよう要望します。

<措置状況> (福祉部)

ご要望の点については、平成13年度予算において、所要の措置を講じております。

(要望事項)

## 8 保育制度の改革に伴う適切な対応について

児童福祉法の一部改正に伴い、保育料の基準が保護者の収入によって7段階に簡素化され、将来は均一化の方向を目指すこととされています。

こうした中で、県の民間保育所振興費補助金の見直しを検討されていると仄聞しましたが、国の基準どおり保育料を徴収することは、現実には困難であり、町村財政を圧迫していることから、この補助枠を確保するよう要望します。

### ＜措置状況＞（福祉部）

民間保育所運営費補助金については、平成12年度から時代のニーズに適応した保育所運営がなされるよう見直しをしたところであり、平成13年度も同様に引き続き助成してまいります。

なお、保育料につきましては、保育の実施主体である市町村自らの裁量に委ねられているもので、県として保育料に係る新規の補助制度を創設することは、非常に困難です。

---

### （要望事項）

## 9 保育士配置最低基準の見直しについて

児童福祉施設最低基準の保育士配置最低基準は平成10年度から改正されましたが、昨今の保育ニーズの多様化に応え、発達段階に応じた保育を行うため、保育士配置最低基準のさらなる見直しを要望します。

### ＜措置状況＞（福祉部）

保育士の配置基準の見直しについては、引き続き国に対して要望してまいります。

なお、民間保育所に対しては、13年度も引き続き市町村と協調し、児童福祉施設最低基準の保育士配置基準を超えて雇用する職員経費を助成してまいります。

---

### （要望事項）

## 10 福祉タクシー助成に係る補助制度の新設について

重度障害者の社会参加及び生活圏の拡大を促進するため、タクシー基本料金の助成をしていますが、障害者福祉対策をより一層充実させるため、補助制度の新設を要望します。

また、県においても県内タクシー協会と契約を交わし、県内どこでも利用できるシステムを作るなど制度の拡充を要望します。

### ＜措置状況＞（福祉部）

福祉タクシー制度は、市町村の役割である身近な地域での移動支援として、各市町村がそれぞれ実情に応じた方法で実施していますので、県単独の補助制度を新設することは考えておりません。

---

### （要望事項）

## 11 重度障害者医療費の給付改善について

重度障害者医療費給付事業については、平成16年度に補助率1／2を目標に毎年度見直しが行われていますが、制度導入時の趣旨を尊重するとともに市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率を維持するよう要望します。

### ＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の点については、重度障害者医療給付補助事業の安定的な継続を図るため、県と市町村との役割分担を踏まえ、市町村と十分話し合いながら補助率の見直しを進めてまいります。

---

### （要望事項）

## 12 放課後児童対策への補助について

児童福祉法等の一部改正により、学童保育は平成10年度から「放課後児童健全育成事業」とし

て法制化されましたが、対象児童のうち障害を持つ子に対する特別な経費の加算措置がないので、障害児受け入れに係る補助制度の拡充及び県補助制度の導入を要望します。

＜措置状況＞（県民部）

「平成13年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」において、障害児受け入れに伴う指導員の加配ができるよう放課後児童健全育成事業に対する国庫補助制度の充実・強化を厚生省に働きかけたところ、障害児が常時4人以上いるクラブに対し加算される「障害児受入促進事業」が創設される予定となりました。

県補助制度の導入については、国の動向等を踏まえながら検討してまいります。

---

（要望事項）

13 保健・医療・福祉分野の人材確保対策と支援について

少子・高齢社会を迎え、保健・医療・福祉分野における市町村の役割はますます増大し、かつ、重要なものとなっています。社会福祉改革の総仕上げとして福祉関係八法の一部改正が行われ、市町村に大幅な権限移譲が行われましたが、これら従前からの保健福祉サービスに加え、平成12年度からスタートした介護保険制度や新たに策定した高齢者保健福祉計画の推進、さらには平成14年4月1日から施行される精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正への対応など、多様化する保健・医療・福祉のニーズに対応した幅広い人材の確保が要求されており、小規模な町村では、限られた人材配置の中で対応に苦慮しています。

については、保健・医療・福祉分野の幅広い人材の確保と支援を強く要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

保健・医療・福祉分野の人材確保対策については、「かながわ新総合計画21」において、重点プロジェクト「保健・医療・福祉の人材づくり」として位置づけ、積極的に取り組んでいるところであり、ご要望の、多様化するニーズに対応した人材の養成確保については、県の保健教育センターや保健福祉事務所、かながわ福祉人材研修センターなどにおける養成研修や確保を通じて引き続き推進してまいります。

---

## 6 保健医療対策の充実強化

---

(要望事項)

1 国民健康保険制度の財源対策について

(1) 国民健康保険事業の財政安定化を図るため医療保険制度の抜本的な改革を推進し、地方に負担転嫁することのないよう国庫負担制度の充実強化を要望します。

<措置状況> (福祉部)

ご要望の点については、国の責任において適切な財政措置を講ずるとともに、国民健康保険財政の安定化を図るための諸施策を早急に講ずるよう、引き続き国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(2) 国民健康保険事業に対する県費助成を、引き続き維持継続されるよう要望します。

<措置状況> (福祉部)

国民健康保険事業のより効果的な促進のため、保険者において強化すべき事業の運営状況を評価して県費補助金を交付しており、厳しい財政状況ではありますが、今後とも、保険者の支援を図るため事業メニューを検討するなどに努めてまいります。

---

(要望事項)

2 老人保健医療事業の財源対策について

(1) 国庫負担金及び支払基金の算定方式を改善し、概算交付方法を見直すこと。

<措置状況> (福祉部)

国に対して国庫負担金の交付方法の見直しを要望するとともに、支払基金に対しても、必要な額を交付するよう要望してまいります。

---

(要望事項)

(2) 国庫負担金の精算時期を早めること。

<措置状況> (福祉部)

老人医療給付費国庫負担金については、精算時期を早めるよう、国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(3) 健康審査部分を実態に即した基準額に改正すること。

<措置状況> (福祉部)

基本健康診査の国庫負担金基準単価については、国において社会保険診療報酬の点数、全国市町村での事業費等を勘案しながら、毎年見直しが行われており、県としましても、地域の実情等を十分に踏まえたものとなるよう、今後とも国に要望してまいります。

---

(要望事項)

3 医療保険制度の抜本改革について

医療保険制度の改革については、給付と負担の公平を図るうえから、すべての国民を対象とする医療保険制度への一元化を行うとともに、保険者は広域的な財政調整が可能な規模とするよう要望します。

<措置状況> (福祉部)

医療保険制度の抜本改革については、地方自治体の行財政運営にも大きな影響を及ぼすこと

から、公平・公正な給付の実現、医療費適正化の推進などの観点から、中長期的視点に立って検討し、国民に信頼され、納得される制度として構築されるよう、引き続き国に要望してまいります。

---

(要望事項)

4 保健事業等の安定的推進を図るための財政支援について

(1) 母子保健事業に対する助成

妊産婦健康審査事業補助、妊婦B型肝炎検査費等補助、母子保健訪問指導等事業費補助、乳幼児健康審査等事業費補助について一般財源化を廃止し、補助額の維持または増額を図り、県の助成を継続すること。

<措置状況> (衛生部)

一般財源化された国庫補助制度について、その復元を国に働きかけることは困難であります  
が、市町村が事業を円滑に実施できるよう引き続き地方交付税措置の充実について国に要望し  
てまいります。

なお、県補助金については、母子保健法の改正に伴い、平成11年度までの激変緩和措置とし  
て行ってきたものであり、継続は困難であります。

---

(要望事項)

(2) 保健事業等に対する助成

婦人の健康づくり維持事業補助及び胃、子宮、肺、乳、大腸等がん検診事業の一般財源化を  
廃止し、県の助成を復活すること。

<措置状況> (福祉部、衛生部)

婦人の健康づくり推進事業・がん検診事業については、地方交付税措置による一般財源化が  
図られておりますので、県としては助成措置を講ずることは困難でありますが、安定した事業  
展開が可能となるよう、地方交付税交付金において事業費の実額を確保することを、今後とも、  
国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(3) 救急医療施設運営事業に対する助成

休日夜間急患センター運営事業費について一般財源化を廃止し、補助額の維持または増額を  
図り、県の助成を継続すること。

<措置状況> (衛生部)

一般財源化された国庫補助制度について、その復元を国に働きかけることは困難ですが、市  
町村が事業を円滑に実施できるよう引き続き地方交付税措置の充実について国に要望してまい  
ります。

なお、県単独の補助については、国の制度変更に伴う激変緩和措置として、平成10年度に限  
り実施したものであり、この特例措置を復活することは困難であります。

---

(要望事項)

5 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種に要する費用は、法第21条及び第22条において国・県の負担の規定がありますが、法  
第32条の2に当分の間適用しない旨規定されており、市町村が負担しています。

平成6年の法改正により、従来の集団接種から原則として個別接種へと移行されたことに伴い  
委託料が膨大なものになり、市町村に過重な財政負担を強いることとなっていますので、法第21  
条及び第22条の規定に従い、国・県の負担を強く要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

予防接種に要する費用の負担については、全国的な問題でございますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

---

（要望事項）

6 予防接種法の改正による接種方法のあり方について

平成6年の予防接種法改正により、集団接種に際して医師と看護婦の配置や個別接種では専用の部屋を設ける等予防接種協力医師にとってかなりの負担を強い実施要領が施行されています。そのため、予防接種の協力に消極的な医師の声があります。

については、予診の重要性は認識しつつも、地域の実情に応じて弾力的な対応を図ができるよう、実施要領の見直しを要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

ご要望の点については、国に伝えてまいります。

---

（要望事項）

7 小児医療費助成事業の改善について

小児医療費助成事業については、年齢区分ごとに所得制限を設けて補助されていますが、少子化対策の一環として現行の所得制限を撤廃するとともに、補助対象年齢の引き上げを強く要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

本制度は、「改訂・かながわ新総合計画21」の重点プロジェクト「子どもを生み育てるこに夢を持てる社会づくり」の構成施策に位置づけ、取り組んでいるところであります、12年度と同様に、入院に重点を置きつつ、所要の措置を講ずることとしました。

なお、この事業を拡充していくためには、国と地方公共団体が一体となって推進していくことが重要と考えております。

こうしたことから、引き続き国に対し乳幼児医療費助成制度の創設を要望してまいります。

---

（要望事項）

8 老人保健医療受給者健康指導（医療費通知）事業に関する財源補助について

平成10年度より国庫補助金が一般財源化され、また、県補助金についても補助率を引き下げたうえ平成12年度までの時限措置とされました。補助率の引き上げと時限の撤廃を要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

老人保健医療受給者健康指導（医療費通知）事業につきましては、当初の計画どおり平成12年度で終了し、平成13年度は予算措置はしておりません。

---

（要望事項）

9 市町村保健センター国庫補助制度に係る定額補助の引き上げと県補助金の基準額の見直しについて

地域保健法により、国、県は市町村に対し、市町村保健センターの設置に要する経費の一部を補助することとなっています。

国においては一律90,000千円の補助金額となっており、県におきましても平成12年度で所要の措置を講じていただきましたが、保健センターの建設には莫大な費用を要するため、国の定額補助の引き上げ及び県補助金のさらなる充実を要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

県の市町村保健センター施設整備に係る補助制度は、保健センター未設置市町村の解消を目

指して国の制度に上乗せして設けたもので、現行の補助制度は時限到来により平成12年度をもって廃止いたします。

ただし、平成13年度着手分については、経過措置として補助を行うこととし、今後は市町村振興補助金に移行する方向で調整を進めております。

---

(要望事項)

10 地方分権推進に伴う各保険者間格差の是正指導について

地方分権一括法の施行に伴い、外国人に対する国民健康保険の適用について、各保険者間における対応に格差が生じているので、これを是正するための指導を要望します。

<措置状況> (福祉部)

市町村の国民健康保険事務については、円滑な運営を図っていただいているところですが、今後とも、市町村の自主性を尊重しつつ、外国人に対する適用等についても、必要な助言・指導に努めてまいります。

---

## 7 農林業振興対策の推進

---

### (要望事項)

#### 1 有害鳥獣対策について

##### (1) 防護柵等設置事業に対する県の補助事業強化

###### <措置状況> (環境農政部)

農作物に対する被害防止対策については、防護柵設置事業により対応しておりますが、平成13年度はさらに強化するよう努めてまいります。

---

### (要望事項)

#### (2) 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

###### <措置状況> (環境農政部)

野生鳥獣による農林業被害や、生活被害の増加、移入動物による自然生態系のかく乱等の問題が顕在化していることから、学識経験者、農業団体、自然保護団体などで構成する鳥獣総合対策協議会を設置し、その下に、シカ、サル、鳥類・移入動物等といった、より専門的な部会を設け、県下全体を視野に入れた、野生鳥獣による人身被害防止対策を含む鳥獣総合対策を実施するため検討を行っております。

また、広域的に市町村と連携して被害対策が行われるよう、県は市町村等の行う有害鳥獣等被害対策事業に支援し、被害対策の推進を図っております。

---

### (要望事項)

#### (3) 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化

###### <措置状況> (環境農政部)

有害鳥獣の広域的な駆除体制の確立については、地区行政センターごとに地域対策協議会を設置し、市町村域を超えた広域的な防除体制を整備してまいります。さらに、各行政センターの区域を越えた防除についても、それぞれが協議を行い実施できるよう工夫してまいります。

また、駆除許可は、迅速に行う必要があり実施しているところですが、今後とも処理の迅速化に努めます。

なお、市町への駆除許可権限の移譲により、市町許可、県許可と分かれておりますので、市町等と連携し速やかに手続きができるよう推進してまいります。

---

### (要望事項)

#### (4) 捕獲後における引き取り先の確保

###### <措置状況> (環境農政部)

捕獲後の処理については、駆除、申請者に一任されておりますが、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理することが、捕獲の許可基準の一つとなっております。

なお、処理については、多様な方法が考えられますが、市町村等が実施する有害鳥獣等被害対策事業に支援しており、この事業の経費で処理できることとなっております。

---

### (要望事項)

#### (5) 特定鳥獣保護管理計画の早期策定

###### <措置状況> (環境農政部)

特定鳥獣保護管理計画では、平成12、13年度にシカ、サルの生息調査、生息環境調査等を行い、平成14年度を目指して計画を策定し、この中で生息できる頭数を明らかにし、増えすぎてい

る場合や、被害が明らかな場合には市町村と連携しながら個体数調整を行ってまいります。

---

**(要望事項)**

**(6) さまざまな角度からの調査研究と雑木林や木の実の森づくり等積極的な環境づくりの推進**  
＜措置状況＞（環境農政部）

シカ、サルについて、平成14年度を目途に特定鳥獣保護管理計画の樹立に向けて検討しておりますが、計画樹立と並行して被害や生息状況等の調査研究を行い、計画に反映させていくこととしております。

また、この計画の策定や実施において、広葉樹林の積極的な環境回復を図る方策を検討してまいります。

---

**(要望事項)**

**(7) 被害に対する新たな補償共済制度の確立**  
＜措置状況＞（環境農政部）

補償制度の確立については、露地野菜の共済制度化の早期実現など、農業災害補償制度を拡充・強化するよう、国に要望してまいりましたが、本年度相次いで発生した、有珠山や三宅島の噴火、東海地方を中心とした豪雨、鳥取県西部地震等の大災害により、露地野菜についても甚大な被害がもたらされたため、露地野菜を農業災害補償制度の対象とすることについての検討を農林水産省で開始しております。

---

**(要望事項)**

**2 地籍調査事業補助対象経費の拡大について**

地籍調査事業において、調査委託費の中で地籍調査測量委託料と過年度数値情報化委託料が補助対象経費となっていますが、地籍調査を円滑に実施していくうえでは長狭物調査なども必要であり、町の事業費で行っているのが現状です。

地籍調査の効果的な推進を図るために、補助対象経費の拡大を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、平成11年度から外部機関への委託経費が補助対象になる等、事業の一部拡充が図られましたが、より一層の拡充を図るよう、機会あるごとに国に働きかけてまいります。

---

## 8 観光地振興対策の推進

---

(要望事項)

1 観光宣伝事業の継続実施について

観光宣伝事業を行ううえで、テレビは重要な広告媒体となっています。観光客の誘致拡大を図るため、現在、県と共同で実施しているテレビ宣伝事業を充実し、より効果的な宣伝を継続実施するよう要望します。

＜措置状況＞（商工労働部）

観光宣伝にあたっては、情報媒体の特性を活かした効果的な使いわけと情報提供内容の工夫が必要ですが、テレビは観光パンフレットやインターネットと並ぶ観光宣伝のための大変重要な媒体ですので、平成13年度においても（社）神奈川県観光協会を通じてテレビを利用したよりPR効果の高い共同宣伝事業を実施してまいります。

---

## 9 都市基盤整備の推進

---

(要望事項)

1 道路の整備促進について

町村地域に関連する幹線道路並びに生活道路の整備については、別表「道路整備箇所表」について、新設、改良等整備の促進を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

道路の整備については、地域の実情を踏まえつつ緊急性、投資効果等を総合的に勘案して、地元の協力を得ながら逐次推進してまいります。

---

(要望事項)

2 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また自然環境保全のためにも急務であるため、別表「河川整備箇所表」について、改修、復旧事業の拡充等整備の促進を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、今後とも、整備の推進に努めてまいります。

---

(要望事項)

3 下水道事業に対する財政措置について

(1) 国庫補助率を昭和59年度以前の 2／3に引き上げること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、引き続き、国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(2) 処理場の建物及び設備機器等の整備に係る耐用年数を短縮し、補助対象事業の拡大を図ること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、引き続き、国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(3) 地方交付税措置を充実すること。

<措置状況> (企画部)

下水道事業の地方交付税措置については、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案し、地方債の充当率を85%として元利償還金の50%が後年度措置されているところですが、地方交付税の算定については、地方公共団体の意見を申し出る制度が平成12年4月から施行されておりますので、必要に応じてご活用ください。

---

(要望事項)

(4) 県費補助制度の拡充強化を図ること。

<措置状況> (県土整備部)

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため昭和62年に創設し、以来、情勢の変化等を踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。また、平成12年度からは、県の財政状況も厳しいところですが、公共下水道の一層の整備促進と普及率の向上に向けた制度内容等の見直しを図り、充実強化いたしました。

今後とも、社会経済の情勢を見ながら、必要な措置を検討するとともに、国に対しても公共下水道への補助制度の充実を要望してまいります。

---

(要望事項)

(5) 下水道事業に係る起債制度について、なお一層の起債償還期間の延長及び運用部・簡保資金での借換債の実施など借換債に係る適用条件の緩和を図ること。

<措置状況> (企画部)

下水道事業は、建設投資の規模が大きく建設期間も長期にわたることから、他の事業と比較して、長期の償還期間が設定されておりますが、なお償還期間の短いものなども見受けられますので、制度改善の必要なものについては、機会をとらえて国等の関係機関へ働きかけてまいりたいと考えております。

また、借換えにつきましては、平成11・12年度と従前より認められていた公庫資金の枠が拡大されておりますが、条件面でまだまだ制約が多いことからその適用の拡大措置や、未だ認められていない政府資金による借換債の実施について、県においても引き続き国等の関係機関へ要望してまいります。

---

(要望事項)

(6) 円滑な管渠整備を推進するため、弾力条項の枠の拡大及び補助対象範囲をさらに拡大するとともに、「新補正率」の適用に当たっては財政状況を考慮するなど改善策を講じること。

<措置状況> (県土整備部)

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため昭和62年に創設し、以来、情勢の変化等を踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。また、平成12年度からは、県の財政状況も厳しいところですが、公共下水道の一層の整備促進と普及率の向上に向けた制度内容等の見直しを図り、充実強化いたしました。

今後とも、社会経済の情勢を見ながら、必要な措置を検討するとともに、国に対しても公共下水道への補助制度の充実を要望してまいります。

---

(要望事項)

(7) 酒匂川流域下水道事業の整備促進を図ること。

<措置状況> (県土整備部)

酒匂川流域下水道事業については、引き続き、整備を進めてまいります。

---

(要望事項)

(8) 下水道処理施設等維持管理に伴う技術指導及び財政措置を行うこと。

<措置状況> (県土整備部)

維持管理に伴う県の技術指導については、今後とも協力してまいります。

下水道の維持管理費は、汚水私費、雨水公費が原則で負担することとされており、この考え方に基づき、下水道の利用者に負担をお願いしているところでございます。

---

(要望事項)

(9) 公共用水域の水質保全のため、水源地域の下水道整備事業に対して特別な財政支援と人的・技術的支援を行うこと。

<措置状況> (県土整備部)

県の人的・技術的支援については、今後とも協力してまいります。

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するた

め昭和62年に創設し、以来、情勢の変化等を踏まえ所要の見直しを行つてまいりました。また、平成12年度からは、県の財政状況も厳しいところですが、公共下水道の一層の整備促進と普及率の向上に向けた制度内容等の見直しを図り、充実強化いたしました。

今後とも、社会経済の情勢を見ながら、必要な措置を検討するとともに、国に対しても公共下水道への補助制度の充実を要望してまいります。

---

(要望事項)

(10) 下水道水質検査の費用負担の軽減を図るため、県運営の施設で受託していただくなど、広域的な検査の実施を検討すること。

<措置状況> (県土整備部)

流域下水道関連以外の市町村の下水道水質検査を広域的に行うため、(財)神奈川県下水道公社が各市町からの委託を受けて実施しております。

当公社は、流域下水道の維持管理について、関連市町からの負担金等の財源を基に県から受託しており、財源措置のない下水道水質検査については委託市町村に当該費用の負担をお願いしております。

---

(要望事項)

4 下水道汚泥処理対策の推進について

下水道汚泥処理は、今後とも汚泥量の増加が見込まれますので、焼却灰の有効活用等処理対策について広域的な体制の整備推進を、早期に実現できるよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、県内の広域的な情報提供など協力をしてまいります。また、国に対して要望の趣旨を伝えてまいります。

---

(要望事項)

5 公共用地取得対策の充実について

(1) 公共用地の取得に対する、国庫補助制度の拡充を図ること。

<措置状況> (企画部)

公共用地の取得に対する国庫補助制度については、その対象の可否及び範囲等について、それぞれの政策目的の中で国が判断すべきことでございますので、具体的に要望をお寄せください。

なお、公共用地の取得に対して、基幹的な公共施設用地等や日本国有鉄道精算事業団用地等の先行取得については、地方債の金利の一部について交付税措置が講じられており、平成13年度においても引き続き措置されます。

また、県の市町村振興資金貸付金においても、平成9年度から原則として用地取得事業を貸付対象とするよう制度の拡充を図っております。

---

(要望事項)

(2) 公共用地提供者に対する譲渡所得税の特別控除額については、なお一層の引き上げを図ること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国に対し従来から要望しているところですが、今後とも継続して要望してまいります。

---

(要望事項)

(3) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得税の特別控除額の引き上げを図ること。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、国に対し従来から要望しているところですが、今後とも継続して要望してまいります。

（要望事項）

(4) 相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地を公共事業に提供した場合、その猶予税額を全額免除するか、または、納税猶予の取消しに伴う利子税は全額免除とする特別措置を講じること。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、国に対し従来から要望しているところですが、今後とも継続して要望してまいります。

なお、相続税納税猶予の取消しに伴う利子税については、国の税制改正により平成8年度から1/2が免除されるようになりましたが、今後とも引き続き全額が免除されるよう国に対して要望してまいります。

（要望事項）

6 公園整備事業に対する補助制度の充実について

町村は公園等の整備拡充を重点課題として推進していますが、財政的にも極めて厳しい状況となっているので、補助率の引き上げ並びに補助対象の拡大について要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、県・市町で協力して引き続き国に対して働きかけてまいります。

また、県費補助については、平成10年度から市町村地域防災計画に位置づけられている1ha以上の新規都市公園（防災公園）を補助対象としております。

（要望事項）

7 都市計画基礎調査（都市計画法第6条）の実施に伴う経費負担について

本来、都市計画基礎調査は都市計画法第6条により都道府県知事が行う調査として位置づけられています。しかし現状は、町が業者への業務委託等により実態調査を行い県に報告し、集計・解析を行っており、その経費は、県より交付金として支出されていますが、一部にすぎません。

県・市町協調によるまちづくりの観点から、市町が実態調査等を行う間は、実態調査及び地区カルテ作成業務経費の全額交付を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

本調査は、市町における都市計画案作成の基礎資料ともなるもので、調査発足以来、県・市町共同で実施してきております。

これまで、市町が実施する調査費用の一部を負担するとともに、今回の調査に当たっては、調査対象を絞り込むなど、調査費用の縮減も図り、市町の経費負担の軽減に努めております。

（要望事項）

8 市町村道から県道への昇格について

県道の認定については、道路法第7条に規定されているとおり、主要地、主要港、主要停車場、主要観光地等との連絡状況のほか、地方開発のために必要な道路も該当要件の一つとなっています。

については、大規模な整備計画がある地域、複数の市町村と連絡する路線等将来にわたり地域の発展に寄与する路線については、積極的に県道への昇格について取組みをされるよう認定基準の

緩和を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

市町村道から県道への昇格につきましては、道路法第7条の路線認定基準に照らし県の道路整備事業計画などを踏まえて個々具体的に検討してまいります。

---

（要望事項）

9 整備・開発・保全の方針について

都市計画区域は、都市計画法に基づき「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」として指定されていますが、2町を範囲とした区域では整備・開発・保全の方針が町単位で策定できないため、事務の効率上支障をきたしておりますので、見直しを図るよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

都市計画区域は都市計画法に基づき「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」を指定することとされており、人口、土地利用、交通等の動向を勘案し、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断して決定しております。

都市計画区域の見直しにつきましては、地方分権の推進や都市計画制度見直しの動向も踏まえ、今後の検討課題と考えております。

---

（要望事項）

10 乗合バスによる生活交通の確保のための取組みについて

交通事業に関する規制緩和が実施され、乗合バスの需給調整規制が廃止されると、事業者は不採算路線から当然に撤退することが予測されます。

乗合バスは、地域住民の日常生活を支える交通の手段として大きな役割を果たしており、バス路線を維持していくことは行政の重要な課題となっています。

については、現行のバス路線を維持していくために、国・県補助制度の新設と地域協議会設置に向けた県の積極的な取組みを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、県及び市町村で構成する「神奈川県地域交通研究会」における協議の中でそのあり方を検討してまいります。

また、そのために県としては、平成13年度に県内バス路線の調査分析、ケーススタディとして関係市町村とともに共同調査・実証実験を行ってまいります。

---

## 10 教育振興対策の推進

---

### (要望事項)

#### 1 義務教育費国庫負担制度の維持継続について

(1) 義務教育費国庫負担制度については、教育財政の健全化を図るため、国庫負担率 1／2を堅持すること。

#### ＜措置状況＞（教育庁）

義務教育費国庫負担制度の堅持について、国に対して強く要望してまいりました結果、現在も原則 2 分の 1 の国庫負担率が維持されております。

今後も、国庫負担金を削減することのないよう、義務教育費国庫負担制度の堅持について引き続き国に対して要望してまいります。

---

### (要望事項)

(2) 教科書の無償給与制度については、国民の間に広く定着しており、保護者の負担軽減からも、制度を維持継続すること。

#### ＜措置状況＞（教育庁）

義務教育教科書の無償給与制度は、義務教育費無償の精神をより広く実現するための施策の一環として、国民の間に広く定着しており、県としても制度の存続を国に要望してまいります。

今後とも国の動向を見守り、廃止の動きが出てくるようなときには、存続を強く要望してまいります。

---

### (要望事項)

(3) 学校事務職員及び学校栄養職員については、直接児童・生徒の指導に携わらないことを理由に、国庫負担の対象から外すことは円滑な学校運営に支障を来し、また義務教育制度の根幹に触れるものであり、引き続き現行の義務教育費負担教職員の範囲を堅持すること。

#### ＜措置状況＞（教育庁）

学校事務職員・学校栄養職員の給与費を国庫負担の対象から除外するなどの措置により、国庫負担金を削減することのないよう、義務教育費国庫負担制度の堅持について引き続き国に対して要望してまいります。

また、このような地方への負担転嫁に関わる問題については、全国的な問題でもありますので、全国知事会や全国都道府県教育委員長協議会等を通じて国に対して要望しており、今後も引き続き要望してまいります。

---

### (要望事項)

#### 2 教育指導体制の充実について

(1) 市町村派遣社会教育主事制度は、平成13年度末をもって廃止する方針とされていますが、町村の社会教育の推進のため、廃止後の新たな支援・協力体制の確立について要望します。

#### ＜措置状況＞（教育庁）

派遣社会教育主事制度の廃止にあたっては、派遣町村の個別事情も考慮しながら、一定期間、激変緩和のための措置を講じているところです。

また、町村における人材確保を支援するため、人材育成のための研修事業の充実を図るなどの支援に努めてまいります。

---

### (要望事項)

(2) 本県単独措置としての充て指導主事制度は学校現場に精通した指導者が確保でき、学校教育事業の充実が図られるなど大きな成果がありますので、引き続きこの制度を継続するよう要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

市町村教育委員会の指導主事については、原則的には、当該市町村教育委員会が配置することとなっておりますが、県では、国庫による定数のほかに、児童・生徒指導充実のため、県単独措置で、各市町村に充て指導主事を配置しております。

しかし、県単独措置による充て指導主事については、県の厳しい財政状況を踏まえつつ、市町村の役割分担の観点から、その配置について見直しを行ってまいりたいと考えております。

---

（要望事項）

(3) 最近、児童・生徒のいじめや不登校等が大きな社会問題となっており、これらに対応するスクールカウンセラーの育成、確保が求められています。

スクールカウンセラー派遣制度の一層の充実について、強く要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

各学校においては、児童・生徒が充実した楽しい学校生活を送ることができるよう、児童・生徒一人ひとりの不安や悩みに対応するため、教育相談体制を整備し、児童・生徒への援助を図るよう努めています。

学校へのスクールカウンセラーの配置については、国のスクールカウンセラー活用調査研究委託により、平成7年度から実施しておりますが、平成13年度からは、新たに国庫補助金制度が創設される予定であり、その制度を活用し、引き続き調査研究を実施してまいります。

なお、平成13年度は、中学校33校に配置する予定であり、学区内の小学校についても対応する予定です。

---

（要望事項）

(4) 障害を持つ子が、地域の小・中学校で、地域の児童・生徒と共に学びたいという就学希望は、ノーマライゼーション意識の普及とともに増加しています。

障害児教育推進のため、小・中学校障害児介助員補助制度の存続・恒久化を要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

小・中学校における介助員については、学校の設置者であります市町村の判断で行われるようお願いしております。県としては、市町村が介助員配置の制度化を行い、その制度が定着するまでの間、奨励的に助成しておりますが、その実施状況から、順次対象となる市町村を限定しております。また、この助成措置については、全県的な定着状況から、平成12年度をもって終了することをしておりましたが、補助期限の5年に満たない市町村については、5年を満たすまで継続することといたしました。

---

（要望事項）

(5) 小・中学校等における放送受信料免除措置の廃止は、町村財政に及ぼす影響が大きく、放送教育の推進に支障を来たすので、引き続き免除措置を講じるよう要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

義務教育諸学校等における日本放送協会放送受信料免除措置の適用が除外された場合、地方公共団体の財政に多大な影響を及ぼすのみならず、学校現場における教育活動及び放送教育の推進に重大な支障を生じることが懸念されます。

今後とも、免除措置の継続については、県教育委員会としても全国都道府県教育委員長協議会等を通じて引き続き要望してまいります。

---

(要望事項)

3 外国人英語指導助手の助成について

子供たちの豊かな国際感覚を育て、国際理解を一層深めるためには、生きた外国語教育が極めて重要です。

英語教育が新しい段階に入り、外国人英語指導助手の導入による成果は、英語教育、国際理解、ふれあい教育に顕著に表れています。

外国人英語指導助手の導入にあたっては、JETプログラムに対しては地方交付税により一部財源措置がされていますが、十分とは言えません。

事業内容の一層の充実を図るため、県の補助制度の創設を強く要望します。

<措置状況> (教育庁)

県では、教育センターに外国語指導助手を配置し、市町村からの派遣要望に応じております。

また、各市町村における外国人英語指導助手の導入に当たっては、「外国人青年招致事業」として地方交付税によって財源が措置されており、新たに補助制度を創設することは困難であります。

---

(要望事項)

4 就園奨励費助成制度の充実について

所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差を是正するため、国の就園奨励費助成制度があり、町村におきましては、これに呼応して独自の助成金制度を持っています。

ついては、今日の社会情勢に鑑み、少子化対策のうえから、県独自の助成制度の創設を要望します。

<措置状況> (県民部)

幼稚園の運営に関わる経常費補助については県が、また、園における保護者負担軽減のための直接補助制度については市町村が、ともに国庫補助を受けながら実施しておりますので、今後ともこうした方向で、対応してまいりたいと考えております。

---

(要望事項)

5 生涯学習の事業及び施設の条件整備と助成制度の拡充について

国民が生涯を通じて学習をし続ける社会の実現を目指す生涯学習において、社会の動向に対応した生涯学習の振興方策を推進し、生涯教育の事業及び施設についてより良い条件整備を進めるとともに、事業の一層の充実と円滑化を図るため、助成制度の拡充を要望します。

<措置状況> (教育庁)

県と市町村及び市町村相互が緊密な連携・協力を図りながら、県内における生涯学習行政を総合的に推進していくため、市町村の生涯学習・文化財主管課長を構成メンバーとする県・市町村生涯学習文化財協議会を設置し、個々の課題に応じた協議を行うとともに、市町村の生涯学習・社会教育行政に携わる職員を対象とした各種の研修を行うほか、市町村の生涯学習施設の整備に対して、「市町村振興補助金」の「メニュー事業」により補助を行うなどして、市町村の生涯学習推進に向けて支援を行ってまいりますが、新たな助成措置は県の厳しい財政状況の中では困難であります。

---

(要望事項)

6 公立小・中学校校舎等の耐震補強に対する助成について

(1) 校舎耐震診断について、補強工事の要・不要にかかわらず、国庫補助の対象とし、交付の時

期は実施年度とすること。

＜措置状況＞（教育庁）

耐震診断は、補強工事と一連の事業となる場合には補助対象となっており、耐震診断単独では国庫補助事業の対象とするよう国に働きかけるのは困難であります。

（要望事項）

（2）公立学校施設整備費補助金については、現行補助率を確保するとともに実態に見合った面積、価格を基に算定すること。

＜措置状況＞（教育庁）

次期地震防災緊急事業五箇年計画に対する特例措置の延長と併せて予算措置の拡充及び補助基準の緩和について国へ要望しているところであります。

（要望事項）

（3）国庫補助金の対象とされた工事については、すべて交付税に算入すること。

＜措置状況＞（企画部）

国庫補助事業である義務教育施設の耐震補強事業に係る交付税措置については、地震防災対策強化地域のみを対象としております。

しかしながら、地震防災対策は、強化地域のみの問題ではなく、どの地域においても重要な緊急な課題となっていることから、地震防災対策特別措置法適用事業（国庫補助事業）に係る地方債の元利償還金についても交付税算入されるよう、平成12年4月から新たに制度化された意見申し出制度等を活用し、今後とも、必要に応じて国に対して要望してまいります。

（要望事項）

（4）地震防災対策強化地域に指定されていない町村に対しても、耐震補強事業に係る元利償還金について交付税措置すること。

＜措置状況＞（企画部）

義務教育施設の耐震補強事業に係る地方債元利償還金の交付税措置については、地震防災対策強化地域のみを対象とすることとなっております。

しかしながら、地震防災対策は、強化地域のみの問題ではなく、どの地域においても重要な緊急な課題となっていることから、地震防災対策特別措置法適用事業に係る地方債の元利償還金についても交付税算入されるよう、平成12年4月から制度化された意見申し出制度等を活用し、今後とも、必要に応じて国に対して要望してまいります

（要望事項）

（5）地震防災緊急事業 5ヵ年計画の期間延長を国に働きかけること。

＜措置状況＞（教育庁）

現在、平成13年度を初年度とする県全体の次期地震防災緊急事業五箇年計画の策定を行っており、公立文教施設についても、この中に位置づけることとしております。

県としましては、この次期五箇年計画に対する特例措置の延長、予算措置の拡充及び補助基準の緩和について国へ要望しているところであります。

（要望事項）

（6）国庫補助負担率の引き上げと県の補助制度を創設すること。

＜措置状況＞（教育庁）

小・中学校の校舎に係る耐震補強工事については国庫負担（補助）率は2分の1となってお

りますが、体育館については地震防災対策事業ではなく危険改築・大規模改造事業で実施するとしており、結果的に負担（補助）率は3分の1となっております。

県としましては、次期五箇年計画に対する特例措置の延長と併せて予算措置の拡充及び補助基準の緩和について国へ要望しているところであります。

また、公立小・中学校については、設置者である市町村が国庫補助制度を活用して整備を行うべきものと考えており、県による助成は困難であります。

---

#### （要望事項）

##### 7 小・中学校の大規模改造事業における空調工事国庫補助金の継続について

小・中学校の大規模改造事業の空調工事に係る国庫補助については、順次削減の方向であるとされていますが、生徒や職員の健康管理のうえから空調整備は必要不可欠です。各町村では、総合計画等により逐次整備を進めており、引き続き補助金を交付するよう要望します。

##### ＜措置状況＞（教育庁）

小・中学校の大規模改造事業の空調工事にかかる国庫補助金については、廃止等の動きが出了場合には、国への働きかけなどを検討していきたいと考えております。

---

## 11 交通安全対策の推進

---

(要望事項)

1 暴走族及びローリング族の取締りについて

暴走族およびローリング族の安眠を妨げる騒音や危険な暴走等の違法行為は、地域住民の生活環境を破壊し、観光客等にも多大な迷惑をかけていますので、パトロールや取締りの強化など対策の推進を要望します。

<措置状況> (警察本部)

暴走族は、極めて反社会性の強い違法集団であることから、「暴走行為は一切認めない」という強い基本姿勢のもとに、交通法令違反ばかりでなく、あらゆる法令を適用した徹底的な取締りをしております。

具体的には、市街地において深夜繰り返されている暴走行為には、警察署及び交通機動隊などにより取締りを行っております。

また、山間部、工業団地等の特定地域にい集し、暴走行為を繰り返しているローリング族、ドリフト族等に対しても、警察署及び交通機動隊による取締りを実施しているほか、い集・走行させないための交通規制や道路管理者と連携した道路改良対策を推進しております。

今後とも取締りをはじめとする各種暴走族対策を強力に推進してまいります。

---

### III 個別要望事項

---

#### 企画部関係

---

##### (要望事項)

###### 1 土地利用方針の見直しについて（大井町）

町では、相和地域の振興を図るため、「いこいの里・相和」整備構想に取り組んでいるところですが、計画対象地域は市街化調整区域であり、また、一部は自然環境保全地域及び農業振興地域に指定されているため、今後具体的な事業展開を図る上で土地利用方針の見直しが必要になると見込まれます。

また、町内の都市計画道路松田大井線は、現在、平成13年度末供用開始の予定で県が整備を進めていますが、その沿線地域も将来のまちづくりに重要な地域であるので、市街化調整区域の地区計画等も含め土地利用方針の見直しについて、県の配慮を要望します。

###### <措置状況>（企画部）

相和地域につきましては、町から強い要望のあります集落地域整備法を活用しての振興を図るべく、「神奈川県集落地域整備基本方針」に基づき、町の御意見を伺いながら、国の関係機関等との調整を進めているところです。

都市計画道路松田大井線沿線に関する土地利用についてですが、県の市街化調整区域における土地利用の方針といたしましては、原則として都市的な利用を避け良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図り市街化を抑制するものとしており、市街化調整区域の地区計画の適用につきましても、同様に限定的な運用としているところです。

なお、市街化を促進するおそれのない研究施設、教育文化施設、社会福祉施設などの建設につきましては、限定して開発を認めていく基準を定め、まちづくりへの配慮に努めております。

---

##### (要望事項)

###### 2 山砂利採取区域の拡大について（山北町）

現在設定している山砂利採取区域内の事業は、着実に採取が進み、残す区域はわずか5年程度となっており、このままでは今後の県内の安定した骨材供給に支障が生じる可能性があります。また、本町では砂利採取税条例による独自のまちづくりを進めて参りましたが、これにも歯止めがかかることが懸念されます。

つきましては、建設骨材の安定供給確保及び地方分権時代に向けて鉱業振興によるまちづくりの推進を図るため、保安林を含む砂利採取区域の拡大について、土地利用調整に係る特段のご配慮と保安林解除に係る国への働きかけを要望します。

###### <措置状況>（企画部）

山北町における山砂利採取事業については、昭和54年以来、町と県の調整のもとに必要最小限の区域の設定を行い、基本的には保安林を含まない計画としてきましたが、やむなく保安林を含む場合は、町と協調して国へ解除を働きかけてきたところです。

砂利採取事業は長期にわたり自然環境等へ与える影響等が非常に大きいため、その必要性を十分検討し、現在町が希望している山砂利採取区域の拡大に伴う保安林の解除につきましても、保安林の指定目的と砂利採取事業の公益性等を比較勘案し、必要に応じて国に要請してまいります。

---

##### (要望事項)

### 3 (仮称) 水源地域交付金の創設について

(松田町・山北町・清川村・津久井町・相模湖町・藤野町)

水源地域は、近年の林業の低迷と山村の過疎化、高齢化が進む中で、森林整備は著しく困難な状況にあり、将来にわたって森林の公益的機能を保持するためには、都市と山村が協力して、森林・山村の活性化に取り組まなければなりません。

県民共通の財産である水源地域の豊かな自然を次世代へ継承し、良質で安定的な水資源を確保するためには、水源地域の森林を守り育てると共に、都市住民の理解と協力を得て永続的に水源の保全を図っていく必要があります。また、水源地域には、7万人の住民が生活しており、その生活排水の処理対策が欠かせません。

このため、新たな財源が必要であることを広く県民に理解を求めていくと共に、水源地域の町村に対し、「水源地域交付金」制度を創設するよう要望します。

#### ＜措置状況＞（企画部）

水源地域の環境保全と地域の活性化の必要性については、県としても十分認識し、「かながわ新総合計画21」においても「水源地域総合整備保全構想」に「良質な水と多様な生物を育む豊かな森林づくり」と「水源地域の活性化」を位置付け、さまざまな事業を推進しております。

さらに、良質で安全な水資源を確保するため、水源地城市町村に対する公共下水道整備の支援や合併処理浄化槽整備費補助などの生活排水対策をはじめ、さまざまな水質保全対策を推進しております。

今後、関係市町村等の意見も伺いながら、水源地域の環境保全や活性化に対する取組みを一層推進していくための仕組み等について検討を進めてまいります。

---

#### (要望事項)

### 4 水源地域活性化のための新たな支援策について（山北町・清川村・相模湖町・藤野町）

県では、「かながわ新総合計画21」で、「水源地域総合保全整備構想」の重点プロジェクトとして「水源地域の活性化」を図ることを上げています。県と水源地域7町村で取り組んでいる「やまなみ五湖ネットワーク計画」は、県民の財産である水源地域の自然環境を守り、地域の活性化を図るため、様々な事業を展開し、大きな成果を上げてきましたが、近年の厳しい財政事情等により計画どおり事業が実施できない状況にあります。

つきましては、水源地域の町村に対し、従来の補助制度に代わる新たな支援策については、平成12年度を目途にその後の在り方を検討することとなっていますが、早急に示していただきたいと要望します。

#### ＜措置状況＞（企画部）

水源地域の活性化については、環境保全を前提とし、地域の自然や社会的資源を活用したさまざまな取組みを行っておりますが、特に都市と水源地域の交流による活性化について一層推進するため、水源地域7町村と協議調整しながら、地域の特色を生かした交流事業等を中心とした新たな水源地域の活性化計画を平成13年度にスタートさせることとしております。

---

#### (要望事項)

### 5 特定地域における土地利用計画の推進にかかる支援について（松田町・山北町・清川村）

特定地域を有する9町村は、いずれも水源地域や自然環境保全上重要な地域であることから土地利用について様々な規制がかかっているため、財政力が弱い町村が多くなっています。そこで、各町村では、平成5年に県の定めた「特定地域土地利用計画策定指針」を契機に地域特性を踏まえたまちづくりを推進するため、計画の策定、推進に取り組んでいるところです。しかし、近年の社会情勢等から民間開発が困難であるため公民主導でプロジェクトを起こすことが中心となり、その調査等にかかる町村の負担も多大となっております。

つきましては、特定地域における地域実情や財政状況等に特段のご配慮を頂き、土地利用計画（国土利用計画）の推進及び計画調査等にかかる県の支援や国（国土庁）に対する働きかけを要望します。

＜措置状況＞（企画部）

特定地域においては、市街化調整区域に準ずるものとして市街化を抑制してきましたが、町村が地域振興上の観点から設定している利用検討ゾーンでは、市街化調整区域では認めていない住宅や工場などについても認める措置を行ってきました。

この計画の推進にあたり町村が道路等の公共施設の整備を行う場合においては、市町村自治振興事業会計の中で、補助金及び貸付金の制度がございますのでご活用ください。

また、国土利用計画の策定や改定を行う町村に対しては、地域計画に精通したアドバイザーの派遣等の支援を国が市町村計画策定支援事業として行っていますので、ご活用ください。

---

（要望事項）

6 観光施設整備に対する財政支援の充実について（山北町）

丹沢湖を中心とした観光立町「やまときた」は、国定・県立丹沢大山自然公園等に指定され自然豊かな町で、年間 170万人の観光客が訪れています。町は、地域振興の充実を図るため、観光施設の整備（公衆便所の水洗化等）を積極的に進める計画であります。

つきましては、財政支援の特段のご配慮を要望します。

＜措置状況＞（企画部）

観光施設の整備については、基本的には観光事業として公営企業債が 100%措置されることになっております。なお、観光的性格を有する施設を公園、文化施設等として一体的に整備する場合には、それぞれの地方債措置のほかに、市町村振興補助金又は市町村振興資金貸付金の対象となりますのでご活用ください。

---

（要望事項）

7 あしがり郷「瀬戸屋敷」構想実現に向けた財政支援について（開成町）

かながわ新総合計画21では、足柄上地区の将来像を「くらしさはつらつ・ふるさと足柄」とし、その地域プロジェクトとして「あしがり郷」構想が位置付けられています。これは、開成町北部の広がりのある田園と、江戸時代から続くあしがり郷「瀬戸屋敷」を水路・道祖神などの貴重な民族文化を伝承し、都市住民との交流・世代間の交流拠点施設・生涯学習の場として利活用を図るべきものであり、この実現のため当町では調査業務等事業を実施中であります。

「瀬戸屋敷」をあしがり郷のシンボル空間として改修整備し広域的なネットワーク化を図るためにには財源不足が懸念されます。については、県の技術的支援はもちろん、財源支援を強く要望します。

＜措置状況＞（企画部）

あしがり郷「瀬戸屋敷」構想については、平成12年度に地域プロジェクト重点支援補助金により、基本設計業務の支援を行いましたが、平成13年度以降は、「かながわ新総合計画21」の重点プロジェクト「富士箱根伊豆交流圏整備による県西の活性化」の「花と水の交流圏づくり」などとも調整しつつ、円滑な事業推進が可能となるよう支援してまいりたいと考えております。

---

（要望事項）

8 宮ヶ瀬ダム完成に伴う国有資産等所在市町村交付金（水道分）の満額交付について（清川村）

宮ヶ瀬ダム完成に伴う、国有財産等所在市町村交付金（水道分）は、新清川村総合計画（実施計画）の財源として、大きな期待がされています。

村では、交付金の額については、当初計画取水量等に基づき算定されるものとして新清川村総合計画を推進しております。

ついては、村の重要施策の財源となる国有資産等所在市町村交付金の算定については、当初の計画取水量等に基づき算定され満額交付されるよう要望します。

#### ＜措置状況＞（企画部）

国有資産等所在市町村交付金は、国又は地方公共団体が所有するダム、発電用施設等一定の固定資産について、負担の公平の見地から、固定資産税の代替財源として、その所在市町村に對して交付することとされているものであります。

宮ヶ瀬ダムのような多目的ダムについては、その完成前に、国土交通大臣の許可を得て水道事業者等により一部運用されている場合、事業者ごとの建設費の負担割合でダム建設費用等をあん分した額に所定の補正を行ったうえ、計画取水量に対する仮使用許可水量等の比によってあん分した価格をもって、国有資産等所在市町村交付金の基礎額とする制度となっております。

したがって、平成13年度分交付分（12年3月31日現在の資産分）については、ダムの一部運用分の交付となりますことをご理解いただきたいと思います。

---

#### （要望事項）

##### 9 神奈川県市町村職員共済組合保有地の早期有効適正利用について（清川村）

神奈川県市町村職員共済組合による宮ヶ瀬湖畔地区への保健施設建設計画は「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備計画」にも位置づけられていますが、現在白紙に戻され空地のままとなっております。

宮ヶ瀬ダムも平成12年度には完成いたしますので、宮ヶ瀬地域の活性化のため、共済組合保有地の早期に有効かつ適正な利用が図られるよう関係機関への働きかけを要望します。

#### ＜措置状況＞（企画部）

神奈川県市町村職員共済組合が建設を計画しておりました保健健康施設につきましては、社会経済情勢の変化等により、見直しが必要となっております。当該施設は、「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」に位置付けられておりますので、「計画」に關係する宮ヶ瀬ダム周辺振興財団及び清川村と協議を行いながら見直しを進めるよう組合に対し要請しております。

---

#### （要望事項）

##### 10 宮ヶ瀬ダム関連導水路要望事項の実施について（津久井町）

平成12年度に宮ヶ瀬ダム建設事業が完了しますが、残された宮ヶ瀬ダム建設についての要望事項（平成5年10月1日付、「津久井・道志導水路工事に伴う確認書」の対応事項）の完全実施を要望します。

#### ＜措置状況＞（企画部）

宮ヶ瀬ダム関連導水路建設に係る地元要望事項については、昭和59年度以来、国、県及び町の役割分担に基づき、道路改良整備等の事業を実施しているところです。今後も引き続き要望事項の実現に努めるとともに、国対応の事項について、国に働きかけてまいります。

---

#### （要望事項）

##### 11 町村選挙における選挙運動費用の公費負担制度の改正について（寒川町）

公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙運動費用の一部を公費負担する制度を採用しております。

市長・市議会議員選挙におきましては、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター作成の費用については条例の規定により、一定の範囲内で公費負担をすることができます。

このため、町長・町議会議員選挙にも同様な扱いが出来るよう公職選挙法の改正を要望します。

＜措置状況＞（企画部）

町長・町議会議員選挙においても、公費負担制度を導入できるようにすることは、町の自己決定権を拡充する観点から望ましいことと考えておりますので、都道府県選挙管理委員会連合会と連携を図りながら、機会をとらえて法改正を要望してまいります。

---

## 防災局関係

---

### (要望事項)

#### 1 活断層調査の実施について（大磯町）

県では、平成7年度から県内のA級活断層の調査を実施しておりますが、大磯町と平塚市にまたがる生沢断層系につきましては、未調査となっておりますので、早急に調査を実施していただきますよう強く要望いたします。

#### ＜措置状況＞（防災局）

平成12年7月に修正した「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」において、県内に存在する活断層11本について、国・県・市町村が役割分担を行いながら調査を実施していくこととしており、平成12年度までに8本の調査が終了することとなります。

残りの3本の活断層についても、今後、計画的に調査を実施することとしており、ご要望の生沢断層系も、その対象として考えております。

---

### (要望事項)

#### 2 地震防災対策に対する補助について（大井町・松田町・山北町・開成町）

神奈川県は平成11年7月に「神奈川県地震被害想定調査」を発表し、その中で『神縄・国府津一松田断層帯地震』の被害想定を示しています。参考とはいえ、その被害の大きさに驚かされます。もはや1つの市町村での対応、あるいは県での対応の域を越えているものと思われます。県全体での取組み、又は国レベルでの立法措置をも含んだ対策の実施を要望します。

#### ＜措置状況＞（防災局）

地震防災対策の推進にあたっては、全県的な防災力の向上が必要ですので、市町村地震防災対策緊急支援事業による市町村の防災資機材整備への支援等を行うとともに、近隣都県や政令市との間で広域応援体制の充実強化に向けた取組み等を行っております。

また、国に対しましては、平成12年度末までとされている「地震防災緊急事業五箇年計画」に係る国庫補助等の特例措置の延長に向けた法改正、神縄・国府津一松田断層帯を震源とする地震への対策等に係る地方自治体への財政支援など、地震防災対策の計画的推進に必要な支援について要望をしているところであります。

今後も、市町村等とも連携をしながら、地震防災対策の充実強化を図るとともに、国への働きかけを引き続き行ってまいります。

---

### (要望事項)

#### 3 防災拠点としての庁舎建設の支援について（松田町）

町では、「災害に強い町づくり」を目指し、各種防災施策を推進していますが、その拠点となる庁舎は老朽化が激しく、耐震強度はEランクと極めて低い状況にあります。また、神縄・国府津一松田断層上に位置していることから、防災拠点としての庁舎建設が急務となっています。

については、国土庁の「地域防災拠点施設整備モデル事業」に位置づけ、防災拠点としての新庁舎建設を推進したいので、事業採択に伴う県の支援を要望します。

#### ＜措置状況＞（防災局）

ご要望の防災拠点としての庁舎建設については、国の「地域防災拠点施設整備モデル事業」に該当するものと考えますので、本事業が採択されるよう、地震防災対策特別措置法に基づく平成13年度以降の次期地震防災緊急事業五箇年計画に掲げて、県として支援してまいります。

---

## 県民部関係

---

### (要望事項)

#### 1 私立高等学校・専修学校高等課程の入学金・授業料の軽減制度について（藤野町）

県内に生徒と保護者が共に在住し、県内の私立高等学校等に学ぶ生徒については、ある一定要件を満たしていれば入学金・授業料の軽減が行われている。しかし、藤野町の場合は交通アクセス等の関係から、東京都・山梨県の私立高等学校等に通学する者が多く保護者の負担が大変である。よって、県内に生徒と保護者が在住する県外私立高等学校等で学ぶ生徒についても軽減制度の拡大を要望します。

#### ＜措置状況＞（県民部）

県外の私学へ通学する生徒については、私学助成制度検討協議会から「近隣都県と調整の上、県外通学者に対する学費補助制度について検討する必要がある。」との提言をいただきましたので、関係団体、近隣都県と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

---

## 環境農政部関係

---

### (要望事項)

#### 1 環境基本計画推進事業費補助金の事業継続について（二宮町）

二宮町では、二宮町環境基本条例に基づく環境基本計画を平成12年度から平成13年度の2年間で策定します。

平成12年度については国庫補助事業となっておりますが、平成13年度の国庫補助については未定となっております。町の環境保全の推進を図るため、引き続き国庫補助事業になるよう、国への働きかけを要望します。

#### ＜措置状況＞（環境農政部）

市町村環境基本計画にかかる国庫補助は、これまで環境基本推進事業費補助金で措置されておりましたが、平成13年度以降も引き続き地域環境総合計画策定事業費補助金のもとで制度化されました。

---

### (要望事項)

#### 2 ごみ焼却施設（機械化バッチ炉）改善に対する国庫補助について（二宮町）

町では、平成7年度にバッチ式の新炉を完成させ、平成9年度には既存の3炉のバグフィルタ一取り付けなどの公害対策を国庫補助事業として実施しました。厚生省の新ガイドラインに沿った管理運営をしていくためには、埋火をしない方法や連続運転への施設改善をせざるを得ない状況となっています。

新ガイドラインへ適応させていくための整備については、財産の処分制限期間等の弾力的な運用とともに、国庫補助の対象となるよう、引き続き国への働きかけを要望します。

#### ＜措置状況＞（環境農政部）

バッチ式炉の改修については、かねてから国に対して働きかけているところですが、費用対効果の理由で対応は困難と感触を得ておりますが、引き続きご希望の主旨は国へ伝えてまいります。

---

### (要望事項)

#### 3 寄地区生活排水処理施設の整備に伴う財政支援について（松田町）

寄地区北部は、県の「やどりき水源林整備事業」により良質な水の確保に努められていますが、その下流の住宅地では水質汚濁が著しいため、地域の実情に応じた手法を検討し、水資源の総合保全のための整備を推進していくことを、町の総合計画で位置づけております。

しかし、これには莫大な費用等が予測されるので、県民の「良質で安定的な水資源の確保」と「水源地域の自然環境や生活環境」の保全を図るため、生活排水処理施設の整備に伴う財政支援について要望します。

#### ＜措置状況＞（環境農政部）

生活排水処理施設の整備に伴う財政支援については、相模湖、津久井湖、丹沢湖などの湖沼は、県民の水ガメとなっていることから、これらの湖沼については、法令や条例に基づき、水質保全に関する厳しい規制・指導を行う一方で、湖沼の集水域となっている市町村に対しましては、合併処理浄化槽の県の補助率を1/3以内から1/2以内とし、市町村の負担の軽減を図っております。

松田町は、水源となっている湖沼の集水域となっていないため、生活排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備に係る財源の優遇措置は困難ですのでご理解をお願いいたします。

なお、農業集落排水事業を要望される場合には検討してまいります。

.....

(要望事項)

4 剪定枝等堆肥化施設整備事業に伴う支援について（開成町）

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の施行、施行規則の改正により、ダイオキシン対策による野焼きの規制や小型焼却炉の許可対象規模等の規制により、特に町内から発生する剪定枝等の廃棄物が急激に増え、現在可燃ごみとして足柄西部環境センターで焼却処理していますが、焼却施設の延命対策、環境問題を考えた場合、剪定枝等の堆肥化（肥料化）によるリサイクルの推進を考えています。

しかしながら施設整備に対する補助事業はなく、また、他の補助事業についても対象施設の規模、設備等の要件が非常に大きいので、剪定枝等の廃棄物の再資源化、堆肥化（肥料化）目的による小規模の施設について、県単独で補助制度を創設するよう要望します。特に、民間企業（リサイクル関連会社）との共同事業実施についての補助制度を強く要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

剪定枝等の堆肥化施設の整備に係る補助制度としては、農林水産省と環境省の補助事業があります。ご要望の施設整備に対する支援については、施設整備計画の具体化にあわせて協議し、最も適切な国の補助制度が適用されるよう検討いたします。

なお、民間企業との共同事業実施施設には現状では国庫補助の適用はありませんが、計画が具体化した段階で国に要望してまいります。また、中小企業向けの融資制度、利子補給制度は活用願えると存じます。

.....

(要望事項)

5 一般廃棄物（し尿）処理施設に対する支援について（真鶴町・湯河原町）

国では、第8次廃棄物処理施設整備計画により、し尿等の海洋投棄処分をなくすことを目標としていることを踏まえ、平成9年度には「生活排水処理基本計画」を策定し、この計画をベースに、真鶴町・湯河原町共同でし尿処理施設についての調査・検討を進めています。

については、一般廃棄物処理施設整備事業に対する国庫補助金について、補助対象事業の拡充や補助率の引き上げを国に強く働きかけることを要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

真鶴町、湯河原町のし尿等の海洋投棄処分を廃止するための条件づくりについては、両町の状況を踏まえ、県として、積極的な対応を図ってまいります。

.....

(要望事項)

6 小田原箱根道路供用後の大気汚染測定器の設置について（箱根町）

自動車排出ガス測定局の町村部への設置は困難ということですので、それに代替する測定器により経年変化についての測定を早期に開始されますよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

移動測定局については、市町村と協議しながら設置場所を決めております。箱根町の意向等をお伺いしながら検討してまいります。

.....

(要望事項)

7 不法投棄対策の強化について（清川村）

すでに、主要地方道秦野清川線の不法投棄対策については、防護柵の設置等の対策措置を講じていただいておりますが、引き続き投棄されたごみの早期撤去や関係機関による警戒パトロール等の強化を推進していただくよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部、県土整備部）

不法投棄対策については、早期撤去が重要と考えておりますので、市町村のご協力をいただきながら進めていき、また、道路管理者によるパトロールや市町村との合同パトロールに加え、平成12年度から、特に悪質な不法投棄が繰り返されている箇所について警備会社に委託し、集中的な監視を行っております。

また、廃棄物の不法投棄に係る原状回復対策については、投棄者が不明で投棄物が有害又は多量の産業廃棄物等である場合には、不法投棄の大規模化・常習化を阻止するため、不法投棄緊急撤去事業を実施しています。

今後とも、道路管理者や、県警・市町村との連携を強化して、未然防止対策や監視体制を強化してまいります。

---

#### (要望事項)

##### 8 自然環境保全地域の活用について（中井町）

昭和47年に県自然環境保全地域に指定された厳島神社周辺は指定後、保全のみの対応しか行われていないことから、近年水位の低下と植物の高密度化や枯草化により湿地として機能している土壌面や水面が少なくなり、陸地化の傾向が見受けられます。

当町では、永年地域住民の憩いの場として親しまれる厳島神社周辺の湿地帯の景観形成を、保全地域の趣旨を充分認識しながら、地域住民が憩える湿生公園として、ビオトープを中心に整備計画を進めております。

是非とも、県指定地として永くこの景観が保てますようご理解をいただき、整備にあたる財源的ご支援とご協力をお願ひいたします。

#### <措置状況>（環境農政部）

中井町が計画している厳島神社自然環境保全地域におけるビオトープ整備については、県としても、当該地域の自然環境の特色である湿原の環境が、自然環境保全地域制度の趣旨に沿つて良好に保全及び利用されるよう、中井町と技術面での協議等を行っておりますが、今後とも引き続き同様の協力を行ってまいります。

---

#### (要望事項)

##### 9 「いこいの里・相和」整備構想の支援について（大井町）

当町が計画している「いこいの里・相和」整備構想については、緑住快適交流都市圏として魅力ある農業の展開とふるさとづくりを目指し、住民参加の下、地域の整備又は保全に関する構想づくりの取組みを行っています。

国の同意を得るにあたり、地域住民の意向が十分汲み上げられるよう、引き続き県の支援、協力を要望します。

#### <措置状況>（環境農政部）

ご要望の点については、集落地域整備法の適用に向けて、国との調整を図ってまいります。

---

#### (要望事項)

##### 10 丹沢大山国定公園におけるハイキングコースの改良・修繕について（松田町）

松田町北部に位置する丹沢大山国定公園内の檜岳や雨山、櫟山等の遊歩道（ハイキングコース）の改良及び案内板、道標の修繕を要望します。

#### <措置状況>（環境農政部）

県の管理する登山道については、自然環境保全センターの職員が定期的に巡回したり、自然公園指導員、登山者、山小屋関係者等から情報収集するなどして、土砂流出等の状況把握に努め、危険性の高い箇所から優先して順次改修等を実施しております。

ご要望の檜岳、雨山を通る「雨山峠秦野峠線」や櫟山を通る「栗ノ木洞線」についても、今

後、自然公園利用者の安全確保のため、適切な整備に努めてまいります。

---

(要望事項)

11 やどりき水源林を活用した地域振興について（松田町）

県が整備を進めている「やどりき水源林」を活用し、寄地区の地域振興を図るため、市民農園や養魚組合などの施設利用の斡旋、並びに当地区の農林水産物の直売体制づくりについて町や地元との連携により推進するよう要望します。

また、「やどりき水源林」で町内外の住民が植樹等に活用できるよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

やどりき水源林における県民・ボランティアの活用については、引き続きイベント情報等のお知らせを行っていくとともに、町や地元が行う地域振興の取組みとの連携については、水源の森林づくりの事業目的に照らし、町が作成する地元施設等に関する情報をボランティア団体に提供するなど、支障のない範囲で配慮について検討してまいります。

---

(要望事項)

12 やどりき水源林内の登山道・トイレの整備について（松田町）

やどりき水源林内の登山道の整備、改良及び修繕を要望します。

また、寄大橋付近に町が設置したトイレは、30余年が経過し、老朽化が激しいため、水源林の整備と併せたトイレの新設や水源林内の観光名所である「滝郷の滝」の道標等の整備を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望のやどりき水源林内を通る登山道「寄ユーシン線」については、平成12年度に改良工事を行っているところです。今後も、職員による巡視や自然公園指導員・登山者などからの情報収集に努め、自然公園利用者の安全確保と周辺の植生の保護のため、登山道の適切な整備に努めてまいります。

---

(要望事項)

13 かながわ景勝50選（仙石原高原）保存事業に対する助成について（箱根町）

昭和54年に「かながわ景勝50選」に選定された仙石原高原は、箱根を代表する景勝地として多くの人に親しまれています。

町は、昭和63年度から野焼きなどを毎年実施し、このススキ草原の永続的な保存に積極的に取り組んでいるところですが、事業実施には多額の経費が必要となりますので、ススキ草原の維持と観光資源保護の観点からも、県の助成を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

仙石原高原の貴重な湿原の保全については、環境省、神奈川県及び箱根町と協議を行い、同地域を湿原環境として将来にわたり保全し、そこに生息、生育する生物の多様性を維持していくため、「仙石原湿原保全計画書」を平成12年4月に策定し、植生をはじめとするモニタリング調査を行っております。また、火入れや灌木類の伐採等の人為的管理を行うこととしており、平成13年度も緊急地域雇用特別交付金事業として仙石原湿原環境対策事業を行う予定であります。同地域の自然景観の保全について、この事業を通じて県としての役割を果たしていきたいと考えております。

---

(要望事項)

14 畑引山集団施設地区整備事業の促進について（箱根町）

畑引山集団施設地区整備については、全体計画の見直しと併せ、後期計画の策定がなされてお

りますが、国の公園計画とも照らし合わせ、後期計画の早期実現について要望します。

また、「森のふれあい館」を拠点とした「やすらぎの森」全体を有料化可能なレクリエーション施設として整備されるよう要望します。

#### ＜措置状況＞（環境農政部）

要望されている畠引山集団施設地区の後期計画については、平成5年度に策定され、その後7年を経過しております。これまで環境省、神奈川県、箱根町の3者において、計画の推進に向けて話し合いを進めてきたところであります。

したがって、今後とも、後期計画については、環境省及び箱根町との調整を踏まえ、役割分担等も含め検討を進めてまいります。

「やすらぎの森」全体の有料化については、有料化の問題点、必要性、優先順位等を箱根町と検討してまいります。

---

#### （要望事項）

##### 15 県立真鶴半島自然公園利用増進を図るための遊歩道の整備について（真鶴町）

年間100万人を超える観光客が、県立真鶴半島自然公園を訪れておりますが、近年は、多くの方が、徒歩による自然観察や森林浴等で、遊歩道の利用が目立つようになりました。

県では、既に遊歩道の整備は済んでいるとのことです、遊歩道には木柵や沿石等もなく、遊歩道とそれ以外の区別がつかない箇所もあり、利用者の安全を図る上からも、早急に整備・改修を引き続き要望いたします。

#### ＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の遊歩道については、既に整備済ですが、公園利用上の観点から県及び真鶴町が進めている検討会議の検討結果を踏まえて、公園利用上の観点及び安全性の面からも、遊歩道の整備を進めてまいりたいと考えております。

---

#### （要望事項）

##### 16 県立真鶴半島自然公園特別地域内の私有地の買い上げについて（真鶴町）

県立真鶴半島自然公園特別地域内に、1筆2,858㎡の私有地が存在していますが、従来より開発要望が出されています。各種法令により開発を抑止してきましたが、小規模の私的な土地利用が行われた場合は、開発が可能で、風致景観に大きな影響を及ぼすだけでなく、公園利用計画の推進の上でも支障をきたすと思われます。

私的な土地利用がされる前に、「かながわナショナル・トラスト運動」により土地の買い上げをしていただきたい旨の要望をしたところ、制度的に無理であるとの回答を受けましたが、平成4年度に当該自然公園内の私有地をトラスト制度の助成を受けて買い入れた経緯もあり、同制度による土地の買い上げが可能であるか再度検討していただき、不可能である場合は、これ以外の方法による土地の買い上げをしていただきたいと要望いたします。

#### ＜措置状況＞（環境農政部）

県立自然公園内の風致景観の保全については、県立自然公園条例の適切な運用により、保護と利用の調和を図る形で調整を行っていくことができると考えており、自然公園内の私有地を買上げるという形で対応は行いません。

なお、県が進めております「かながわのナショナル・トラスト運動」は、法令に基づき緑地の保全がなされない場合に、法制度を補完するものとして位置づけられておりますので、原則として自然公園内は対象としておりません。

---

#### （要望事項）

##### 17 県立真鶴半島自然公園内及び沿岸線におけるテント張り禁止区域の指定について（真鶴町）

県立真鶴半島自然公園内の海岸線、特に三ッ石海岸を中心に、例年 4月から10月にかけてテントが設置され、夏季には50張りを超える付近一帯がテント村と化す状況にあります。

ごみの散乱等により観光客とトラブルをおこすなど、風致景観上支障をきたすだけでなく、防災面でも地震時に津波等も懸念される場所であり、一般の公園利用者の利用増進を図る上からも、当該地域を県条例によりキャンプ禁止区域に指定されるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

津波を理由とするキャンプ禁止区域の指定は、この危険性が当該地域に特有のものではないことから、海岸の自由使用の原則を損なうおそれがありますので、難しいと考えております。

なお、当該自然公園内におけるテント張りについては、テントの設営が（仮）工作物の新築に当たることから、神奈川県立自然公園条例において既に規制されており、その事務も町へお願いしておりますので、今後とも適正な公園利用に向けて町とともに取り組んでまいりたいと思います。

---

（要望事項）

18 県立奥湯河原自然公園の整備について（湯河原町）

県立奥湯河原自然公園整備計画と本町の整備計画との整合を図り、県・町の役割分担を明確化した上で、早急な整備を実施されるよう要望します。

また、池峯地区は、紅葉等の落葉広葉樹を活用した、新たな観光拠点として整備する予定ですので、優先的整備をお願いします。

＜措置状況＞（環境農政部）

平成12年4月1日付けで、県立奥湯河原自然公園の公園区域の見直しと公園計画の策定を行ったところであります。公園の整備にあたっては、県と町の役割分担を明確にし、湯河原町が策定した湯河原自然郷整備基本計画書（H11.3）を踏まえて、湯河原町と連携して実施してまいります。

公園計画に位置づけられた城山、池峯地区の公園整備につきましても、これからも十分な検討、調整を行ない、湯河原町と連携して実施してまいります。

---

（要望事項）

19 四季彩のまちづくりについて（湯河原町）

町民の積極的な参加と協力で町内一円を花で彩り、安らぎとうるおいのあるまちを創出し、観光資源として町の活性化を図るため湯河原四季彩のまちづくりを推進していますが、財政的・技術的支援を要望します。

現在、幕山の梅林及び城山のアジサイの管理、星ヶ山の湯河原さつきの郷づくりと事業が進んでいますので、特段のご配慮をお願いします。

＜措置状況＞（企画部）

県では、「かながわ新総合計画21」の中で、富士箱根伊豆交流圏構想の推進を図っており、本構想推進の一環として、「花」と「水」をキーワードに観光・交流スポットの整備等を内容とする「花と水の交流圏づくり事業」について平成13年度から市町と連携しながら取り組むこととしております。

---

（要望事項）

20 丹沢大山国定公園区域の見直しについて（津久井町）

青野原西野々地区及び青根地区の国道413号及び神之川林道から南側の集落部分は人口減少地域であり、人口を誘導する方策が検討されていますが、様々な制約が課せられていることから、地域振興に支障をきたしています。地域住民からも指定区域の除外要望が強く出されていますの

で、具体的協議に入り区域の見直しができるよう要望します。

また、公園管理事務所が遠く申請手続き等に不便なため、出張所の開設等を検討されるよう要望します。

#### ＜措置状況＞（環境農政部）

丹沢大山国定公園区域には、各所に既存の集落が取り込まれており、地域の生活の場そのものが国定公園の景観の一部となっております。しかし、地域の一部について計画的なまちづくりを行う等、社会的、経済的諸条件により地域振興を図る必要性が生じた場合は、指定区域を除外することなく、ある程度の規制緩和を行うことが環境庁通達により出来ることとなっていますので、具体的協議をしていただきたいと考えます。

また、公園管理事務所の出張所の開設については考えておりません。

---

#### （要望事項）

##### 21 自然環境保全地域指定に合わせた遊歩道の整備について（津久井町）

自然環境保全地域指定にあたっては、指定後、保全すべき場所がより適切に管理されなければなりません。

現在指定が進められている青野原地区は、道志川の斜面地で、従来から道志川を利用するための歩道が設置されていますが、指定にあたっては、地域の利活用の実態に合わせ、また、より適切な管理を可能とするためにも、現在利用されている歩道を遊歩道として整備することを要望します。

#### ＜措置状況＞（環境農政部）

自然環境保全地域の指定の目的は、県土に残された貴重な自然環境をそのまま保全し、わたしたちの子孫に承継するものです。

このため、指定後は、標識等の設置及び自然環境保全指導員による巡回指導等をすることにより、当該地域の周知と自然保護への普及啓発を行っております。

自然環境保全地域の保全管理については、今後とも地元と連携を図りつつ、方策を検討してまいります。

---

#### （要望事項）

##### 22 東海自然歩道の整備等促進について（相模湖町）

利用者の安全を図る上で歩道や橋等の利用施設の一部が改善されるなどの措置が講じられておりますが、まだ標識の腐食や老朽化、あるいは道標の欠落等来訪者に不安全感を与えるため、更なる整備を要望するとともに、ハイキングコース沿いに植林された樹木の成長により眺望も限られたものとなっており景観伐採等の実施を要望します。

#### ＜措置状況＞（環境農政部）

東海自然歩道については、管理巡視を委託している市町村からの情報のほか、自然環境保全センターの職員が定期的に巡回したり、自然公園指導員、登山者、山小屋関係者等から情報収集するなどして、土砂流出等の状況把握に努め、危険性の高い箇所から優先して順次改修等を実施しております。

ご指摘の標識や道標については、登山者の安全を確保する上で必要なものであり、職員により現地確認を行い、腐食等の進んだものは順次改修等を行ってまいります。

東海自然歩道沿いに植林された樹木の伐採については、その樹木の管理者が行うものであると考えておりますので、今後、管理者との調整に努めてまいります。

---

#### （要望事項）

##### 23 山蛭の駆除対策に関する補助制度について（清川村）

本村では、山蛭の発生による農耕地の荒廃を防ぐと共に、観光客の被害を防ぐためにも、平成12年度から山蛭被害の現状、生息調査とその駆除対策事業の実施を計画しています。

ついては、本事業は継続して実施しなければ効果がないといわれておりますので、継続実施していくための補助制度の確立・支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

補助制度については、現段階では困難な状況でございます。

今後、野生動物の生息調査と併せ、山蛭の生息域調査を実施してまいりたいと考えております。

また、他県での生態等の研究成果や駆除対策への取り組み状況等の情報収集に努め、情報提供してまいります。

---

（要望事項）

24 秦野峠林道の一般車両の通行規制に対する一時的解除について（山北町）

丹沢湖を中心とした観光立町「やまとた」は、国定・県立大山自然公園等の豊かな自然に恵まれ、丹沢湖を中心に年間170万人を超える観光客が訪れています。

しかし、県道76号山北・藤野線は、西丹沢自然教室でストップされているため、イベント等の開催時には国道246号を始め、県道山北・藤野線が渋滞し地域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。

つきましては、解除困難とのことですがないイベント開催時において、秦野峠林道の一般車両の通行規制を一時的に解除されるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

林道は林業の効率的な経営や適切な森林施業を行うための施設であるため、構造も道路法に基づく一般の道路とは異なり、幅員が狭いなど、車両の相互通行が可能な形態ではありませんので、利用については、安全性を考慮して原則として林業関係者に限定しております。

このような状況により、不慣れな一般車を対象とする通行規制の緩和は困難ですので、ご理解願います。

---

（要望事項）

25 足柄幹線林道及び明神林道の通行規制緩和等について（箱根町）

本林道は、林道としての本来の性格から利用形態が変わり、地域にとっては重要な生活道路となっており、また、国道1号・138号の交通渋滞による観光車両が流入している現状です。

平成8年4月に神奈川県営林道利用調整会議の「林道利用・管理に関する提言」により、特例的に通行を認められている地元一般車両もありますが、観光車両につきましても地元車両と同様の扱いをされたく、なお一層通行規制を緩和するよう要望します。

また、足柄幹線林道の箱根老人ホームから宮城野町営住宅間につきましては、地域の生活道として交通量も多く、そのうえ狭隘な部分があり交通上危険であることから、道路の拡幅整備について要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

林道は林業の効率的な経営や適切な森林施業を行うための施設であるため、構造も道路法に基づく一般の道路とは異なり、幅員が狭いなど、車両の相互通行が可能な形態ではありませんので、利用については、原則として林業関係者に限定しております。ご要望の路線については、特例として地元関係者や林道沿線の施設利用者の通行を制限的に認めておりますが、通行規制の一層の緩和は困難であります。

次に、足柄幹線林道における拡幅整備については、林道としての利用には十分な幅員であり、交通安全対策として対応する場合においても、林道は土地の無償提供により設置しております

ので、住宅地での拡幅は困難です。

ご要望区間の利用実態は、生活道的な利用が中心となっており、林道としての対応には限界があり、道路法に基づく道路として管理していただくことが好ましいと考えられるため、町道への管理移管について検討してまいります。

---

(要望事項)

26 菜畑林道整備事業について（湯河原町）

林道は、外材や代替材に対抗し得る効率的な林業経営の展開や、間伐、保育等森林の適正な維持管理を通じ、森林の公益的機能の向上を図る上で不可欠な施設であります。

当林道は幕山の西側に位置し、白銀林道に連絡させる林道であります。

については、平成13年度から事業化できるよう積極的な支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の件については、湯河原町より全体計画書が提出されており、平成13年度事業着手に向けて、国と調整中であります。

---

(要望事項)

27 丹沢湖周辺の森林の整備について（山北町）

① 水源の森林づくり事業の実施に併せ、森林所有者の自己負担の軽減のため、公的資金の導入による森林所有者負担の軽減を図ること。

<措置状況>（環境農政部）

森林整備については、補助制度により事業の実施に取り組んでいるところですが、これに加え、平成9年度から水源の森林エリアにおいては、協力協約の手法により補助の上乗せを行うとともに、水源分収林、水源林整備協定などの手法により、森林所有者に代わって県が森林の育成・整備を行う水源の森林づくり事業をスタートさせておりますので、当面は、この事業の推進を図ってまいります。

---

(要望事項)

② 丹沢湖周辺域における天然林の保全管理を推進していくためには、現行の実行量では現況を打破することは難しいと思われるため、個々の森林所有者の理解を求め、水源林の確保こそ急務と思われますので、水を利用している団体、企業等が経費を負担すること。

<措置状況>（環境農政部）

水源の森林づくり事業では、長期的な計画に基づき事業の進捗に努めているところですが、森林所有者だけでなく、県民、企業・団体等からもご協力をいただきながら水源地域の森林を育てていくため、継続的な寄附やボランティア活動等のご協力をいただく水源林パートナー制度などを推進し、参加協力をいただいております。

また、事業の実施にあたりましては、地域バランスに配慮しつつ、取り組んでまいります。

---

(要望事項)

28 広葉樹林の保全と樹種転換の促進について（箱根町）

広葉樹林の保全と整備を含めた森林施業の総合計画である「かながわ森林プラン」が作成されていますが、広葉樹の持つ多面的機能は観光地箱根の重要な観光資源であり、また、箱根細工等の育成の上からも重要な資源ですので、地域内の公有林の更新にあたっては、広葉樹への転換を基本として整備促進を図るよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

広葉樹林の育成や活用については、森林所有者等に理解を求めながら、保安林事業などによ

り整備を図ってまいります。また、県営林においても、「第9次県営林管理・経営計画」に基づき広葉樹の保全にも配慮しながら森林整備を推進してまいります。

---

(要望事項)

29 平成10年度台風5号による保安林災害の早期復旧について（相模湖町）

平成10年8月28日から8月30日にかけて当町を襲った台風5号の豪雨により、大きな被害を受けました。

この台風5号の被害は、崩落箇所が多く、また崩落面積も広く、山林を守る立場から治山事業の更なる推進を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

保安林の荒廃状況を勘案しながら検討してまいります。

---

(要望事項)

30 「自然保護奨励金」の交付基準の見直しについて（松田町・津久井町・相模湖町）

自然保護奨励金は、自然環境保全地域、国定公園、県立自然公園等の指定された地域内に山林等を所有している個人、財産区等を対象に自然環境を保全する目的で交付されていますが、平成11年度は交付基準の変更（調整率）があり、25%減の交付となりました。

自然環境を保全するために必要な経費として、調整率の復元を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

自然保護奨励金については、県内に残された貴重な自然環境を保全するため、自然環境保全地域等に山林等を所有する方などに対して、交付しております。

ご要望の調整率の復元については、実現は困難であると考えております。

---

(要望事項)

31 森林交付税の創設について（松田町・山北町・清川村・津久井町・相模湖町・藤野町）

本県の森林面積は、県土の40%にあたり、水源地域の涵養や生活環境の保全などの多面的機能を通じて、県民生活にとって重要な役割を果たしています。

しかし、長期的な国内木材価格の低迷や慢性的な林業従事者の不足は山林の荒廃を招いています。

つきましては、森林の持つ公益的機能を保持していくために、森林交付税の創設について、積極的な国への働きかけを要望します。

<措置状況>（環境農政部）

県では、森林の公益的機能の維持増進を図るため水源の森林づくり事業に取り組んでいるところであり、この施策の着実な展開のための支援について国に要望しているところです。今後、ご要望の趣旨等も踏まえながら国へ働きかけてまいります。

---

(要望事項)

32 土砂崩落防止対策について（大磯町）

大磯字漆ヶ久保地内の山腹一帯は、急峻な地形で、平成10年には土砂崩れが発生し今後も崩落のおそれがありますので、保安林の指定と併せて整備の促進を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

治山事業の実施のためには、防災的な工事の出来る保安林の指定とともに保全上の緊急度が高いことが条件となりますので、関係機関と調整を図るとともに、保安林指定の必要性や森林の荒廃状況を勘案しながら、今後検討してまいります。

なお、保安林の指定については、町のご協力をいただきながら、推進してまいりたいと考え

ております。

---

(要望事項)

33 湯本地内の土砂崩落防止対策について（箱根町）

湯本字仲町地内の箱根新道料金所付近の山腹一帯は急峻な地形であり、落石や土砂崩れが発生しているため、平成8年度に急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けましたが、この指定地上部が崩落の恐れがありますので保安林の指定をされ、整備の促進を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の箇所については、町と現地を確認いたしましたが、保安林による対応は困難であります。

---

(要望事項)

34 宮ノ下地内山腹土砂流出防止対策について（箱根町）

平成10年9月の台風により宮ノ下字蛇骨地内の山腹の一部が崩壊し、土砂が箱根登山鉄道線路敷きに流出し、一部は国道まで達してしまい、約7時間にわたり鉄道が不通となる被害が発生しました。今後、大雨の際には同様の被害が発生する恐れがありますので、山腹の土砂流出防止工事について要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の箇所については、保安林の荒廃状況等を勘査しながら、今後検討してまいります。

---

(要望事項)

35 芦之湯地内山腹土砂流出防止対策について（箱根町）

平成10年9月の台風により芦之湯字湯の花沢地内の山腹の一部が崩壊し、一般自動車道駒ヶ岳道路の一部に土砂が流出し、通行不能となり、復旧に2日間を要する工事を行いました。今後、大雨の際には同様の被害が発生する恐れがありますので、山腹の土砂流出防止工事について要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の箇所については、関東森林管理局が管理する国有林のため、県として工事を行うことが出来ませんので、国に伝えてまいります。

---

(要望事項)

36 強羅・木賀地内の水路整備について（箱根町）

文部省共済組合と東京都千代田区保養所の間を流れている水路が未整備のため、上流からの雨水や生活排水により川床が洗掘され、土砂が流出して危険ですので、早期に整備するよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の箇所については、昨年度の要望に基づき調査を行いましたが、森林所有者が保安林の指定に同意しないため、治山事業での対応は困難であります。

---

(要望事項)

37 津久井湖・相模湖の湖岸崩落対策について（城山町・津久井町・相模湖町・藤野町）

津久井湖周辺の安全対策や保全対策の観点に立った津久井湖周辺の崩落防止対策及び津久井湖斜面地への廃棄物投棄に対する対応、さらに県による斜面地の用地取得を含めた具体的な事業計画を明示のうえ早急に実施するよう要望します。

また、相模湖周辺についてはその河岸段丘の上段に住宅や農地が広がり、住民の生活の場とな

っていますが、相模湖堆積土砂の浚渫箇所の上段の保安林や山林の崩落が発生し、危険な状況にありますので、治山事業の施工と崩落防止対策を早急に講じるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部、企業庁）

企業庁が管理している貯水池の周辺湖岸については、これまで企業庁として、貯水池内の管理上必要な護岸工事を継続的に実施しております。

津久井湖・相模湖の企業庁の管理区域内の崩落箇所については、これまでも関係町及び関係機関と調整を図って対策を講じてきたところですが、今後とも緊急度の高い箇所から年次計画を立てて順次、崩落防止工事を実施してまいります。

なお、実施にあたっては水位を下げて工事を行わなければならないため、今後も貯水位の状況を見きわめながら、執行していきたいと考えております。

治山事業の実施については、防災的な工事の出来る保安林の指定とともに、保安上の緊急度が高いことが条件となりますので、関係機関との調整を図るとともに、保安林の荒廃状況を勘案しながら検討してまいります。

また、不法投棄された廃棄物の処理については、町で実施している清掃活動のほか、県としても不法投棄・散乱ごみ総合対策事業の一環として、不法投棄緊急撤去事業を実施しています。

今後とも、不法投棄物の撤去については、県と町で連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

---

（要望事項）

38 海岸線の松林の保全について（二宮町）

大磯町から小田原市にかけての海岸線には大きな松林が残され、砂風、防潮林、環境保全の役割とともに、相模湾の美しい景観をつくり出しています。これは自然や歴史が創出した県民や地域住民の財産であります。これらのことときを考慮され、広域的な視点にたって、保全方法についての対応を要望します。

また、二宮町においては、松林は民有林が多く、その保全対策が難しい状況ですが、保全・整備についての指導や支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

二宮町の海岸線の松林については、都市計画法に基づく市街化地域であることから、地域森林計画の対象森林となっていないため、森林法に基づく保全は困難です。

なお、要望されております海岸線の松林については、風致地区等の地域制緑地に指定することにより保全することも考えられますが、現在、風致地区等の地域制緑地に指定されておりません。

今後、風致地区等地域制緑地の指定については地元町と連携を図りながら検討してまいります。

---

（要望事項）

39 松くい虫等防除事業について（湯河原町）

近年の松くい虫の被害は目を覆うものがあり、このままでは自然環境の保全はおろか景観形成の上からも憂慮すべきものがあります。

現在の実施要領では、指定森林区域が補助の対象になっていますが、その一部について事業を実施している状況であります。本町といたしましても予算措置について努力をしていきますが、国及び県からのより一層の支援を要望いたします。

また、指定区域の見直しやエリアの拡大につきましても、ご検討くださいますよう重ねて要望いたします。

＜措置状況＞（環境農政部）

松くい虫等防除事業については、関係市町村からの要望の全てには応じることが出来ない状況となっております。各市町村における自主的防除事業の実施をお願いするとともに、県としても財源の確保、効率的な防除の実施に努めてまいります。

また、県指定区域の見直しやエリアの拡大については、既に保安林や制限林など公益性が高く将来にわたって保全すべき松林を高度公益機能森林等として指定しており、指定区域の見直しやエリア拡大は困難であります。

市町村指定区域の見直しやエリア拡大については、神奈川県地区防除指針に即してご検討をお願いします。

---

(要望事項)

40 松くい虫防除薬剤散布による人体及び環境への影響調査の継続並びに調査結果の公表について  
(真鶴町)

松くい虫被害対策として、スプリンクラーによる薬剤散布を中心とした防除事業を実施しておりますが、薬剤散布による人体等への影響が懸念されております。

県においては、平成6年度から5ヶ年計画で影響調査を実施し、既に結果が出ていると思われますので、結果の早期公表と今後における散布方法等の指導を引き続き要望いたします。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の「松くい虫等防除事業における環境影響調査報告書」については、11月に真鶴町及び関係機関あて送付いたしております。なお、本調査により、現時点での人や環境への影響が少ないとの結果が得られましたので、調査の継続は予定しておりませんが、薬剤散布にあたっては、今後とも人や環境への影響に配慮し、実施に十分注意を払うよう指導してまいります。

---

(要望事項)

41 二宮漁港の整備促進について (二宮町)

二宮漁港の整備については、平成13年度からの次期漁港整備計画により事業の推進を図って行きたいと考えておりますので、引き続き県の指導及び国への強い働きかけを要望します。

<措置状況> (環境農政部)

次期漁港整備長期計画（水産基盤整備長期計画）は平成14年度以降となる見込みであり、平成13年度については第9次漁港整備長期計画として引き続き実施される予定ですが、国が示す基本方針等との整合性を見極めながら、対応してまいります。

---

(要望事項)

42 福浦漁港整備事業について (湯河原町)

現在の福浦漁港は、台風や高波による影響が港内に及び、さらに一部泊地が水深不足のため、漁船の係留等にも支障を来している状況です。今後の漁業施策を展望すると、港内静穏度の向上又労働環境の軽減を図る施設の拡充が急務であります。

また、地元漁業者の生産意欲も高く、本町としても積極的な漁業施策を展開しており、漁港整備を実現することによってより効果的な漁業経営が図られます。

平成12年度は国費、県費の支援をいただきましたが、平成13年度以降も引き続き積極的な支援を要望します。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の点については、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

---

(要望事項)

43 農村環境整備（地域環境整備）事業の採択及び支援について (開成町)

平成3年度より実施している、県営ほ場整備事業により、水田の区画形質は狭小にして不整形であったものが、区画整理により農道及び用排水路の整備と合せ整形化され、農作業の合理化・労働生産性の向上と農作業の安定化等図られましたが、反面農村の持つ豊かな自然・文化・緑や動植物等の生態系まで影響を与えました。よって、開成町では11年度に農村環境における自然景観や生態系への影響を配慮し、自然エネルギー等を利用した整備により、地域住民と自然のふれあいの場づくりと、都市住民との交流の場づくりを目的とし、またこれを活用し農村環境整備計画を策定しました。

既にある、あじさいの里等の優れた田園環境は国土保全、環境保全と言った多面的かつ公益的な機能を発揮できるモデルとして考えておりますので、県営事業として採択され、地域の活性化を図るよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、平成13年度に国で新たに創設される農村振興総合整備事業において県営事業として採択されるよう、国と調整を図っているところです。

---

（要望事項）

44 井ノ口東県営農道整備事業の推進について（中井町）

井ノ口東県営農道整備は、主要地方道平塚松田線を起点とした平塚市土屋字遠藤原の間の農業振興区域の生産環境の向上に寄与するとともに、荒廃地の防止や農作物の生産性と流通性を高めることにより、農業振興の上にも多大な期待がされておりますので、事業の早期完成を目指して計画的な事業実施について特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、地区の農業振興を図るためにも重要な農道ですので、円滑な事業の推進に努めてまいります。

---

（要望事項）

45 取水施設整備の採択について（開成町）

県有財産である文命用水路に設置してある水門3本（1の堰、2の堰、根又堰）は、昭和42年に設置以来30年が経過し門扉及び戸当たり等老朽化が著しく、また巻上機がピンジャッキ式のため門扉開閉時の操作及び安全管理上問題があります。

部分的な補修等は行なってきたが、耐用年数も経過し経費は増加傾向にあります。門扉、巻上機の電動化を図ることにより安定した用水の確保と安全性及び効率化の向上を図り、農業用水としての機能を十分発揮させるため、この施設は県有財産でもあり県営事業として整備等の採択をされるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、平成13年度に県営事業として採択されるよう、国と調整を図っているところです。

---

## 福祉部関係

---

### (要望事項)

1 養護老人ホームに対しても介護保険法第13条の規定と同様な特例法の整備について（寒川町）  
養護老人ホームの入所措置費は老人福祉法第21条及び特別養護老人ホーム等入所者に対する国民健康保険の住所地主義の特例に係る取り扱いに基づき、措置者である市町村が負担している。  
平成12年4月介護保険法の施行により、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については住所地特例が定められているが、養護老人ホームについては所在市町村が保険者となり、利用の際は継続して介護給付を行うため、養護老人ホームの所在する市町村（特に地元の措置者が少ない所）の介護保険の負担が増大することが見込まれますので、介護保険法第13条の規定と同様な特例的法整備を要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

介護保険施設ではない養護老人ホームに、住所地特例を設けることは難しいと考えますが、こうした実情も踏まえ、保険者である市町村に過度の財政的負担が生じないよう、また、将来にわたり財政的にも安定した措置が講じられるよう、今後とも強く国に要望してまいります。

---

### (要望事項)

2 法第69条の7に基づく健康保険（日雇保険）の事務取扱い指定の解除について（大磯町）  
当町は、過去の経緯により日雇保険を取り扱う県下でも数少ない市町のひとつに指定されています。  
しかし、平成12年4月現在、当町を利用する被保険者は2名しかおらず、また、平塚社会保険事務所も当役場から4km程度しか離れていないという現状では、このまま窓口を確保しておく必然性は低くなっています。

また、保険事務には、複雑な手続き、専門知識が必要であり、さらに社会保険事務所への月次報告や年次報告などの諸事務を含め、数少ない受益者のために人員を確保することは非常に困難となっております。

したがいまして、事務取扱いの指定解除を強く要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の件につきましては、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、平成12年4月から神奈川社会保険事務局が所管しておりますが、機会をとらえて、要望の趣旨を伝えてまいります。

---

### (要望事項)

3 特別地方債の運用方針の見直し及び調整検認率以後の弾力運営について（松田町）  
(1) 特別地方債の要件である検認率は、町村については一律93%と市に比較して非常に高く設定されており、不合理が生じていますので、地域の実状を勘案した検認率を設定するよう、その是正について強く要望します。  
(2) 調整検認率終了後も弾力的運営を図るよう要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の件につきましては、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、平成13年4月から神奈川社会保険事務局が所管しておりますが、機会をとらえて、要望の趣旨を伝えてまいります。

なお、特別地方債については平成13年度から廃止されることになっております。

---

(要望事項)

4 幼保一元化の促進について（箱根町）

本町では、少子化に伴い、学校・幼稚園及び保育園の効率的な運営や教育効果の向上を図るため、学校の適正規模・配置や幼保一元化を目指す中で、幼保一体化施設の研究に取り組んでいます。

特に、幼保一元化につきましては、平成10年3月10日、国から幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針が通知され、施設においては合築が可能となったが、さらに、保育料の統一、入園手続き、保育内容、職員の兼務などについて、教育と保育の一体化が図られるよう要望します。

<措置状況>（福祉部）

幼稚園と保育所の一元化については、国の動向等を踏まえながら対処してまいります。

(要望事項)

5 心身障害児者の援護施設設置について（愛川町）

心身障害児者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、障害の状況や程度等に応じ、障害児者が必要な在宅サービスの利用ができるようにするとともに、施設入所を希望する者は待つことなく入所できるよう、様々な種類の施設整備と関係機関の連携を図ることが急務とされています。

近年、特に介護者から、心身障害児者福祉施設を町内に誘致してほしいとの強い要望がありますが、県央地区では、施設整備が特定の地域に片寄る傾向にあります。

地域社会が持つ福祉機能を拡充、強化していくためにも、均衡のとれた基盤整備の充実を切望するとともに、国に対し、引き続き強く働きかけるよう要望いたします。

<措置状況>（福祉部）

心身障害（児）者の援護施設設置については、待機者の状況や6つの障害保健福祉圏域での適正配置などを勘案した中で、地元市町村の支援・協力を得ながら、必要な施設整備について、国へ協議していきたいと考えております。

(要望事項)

6 重度障害者医療費（老人保健、社会保険）の審査支払事務の改善について（清川村）

重度障害者医療費給付事業（老人保健、社会保険）に伴う、審査支払事務については、各市町村独自の方法で医療機関に医療費等の支払をしていますが、障害者福祉対策をよりいっそう充実させるため、県が一括して神奈川県国民健康保険団体連合会と契約を交わし、審査支払事務が円滑にできるよう要望します。

<措置状況>（福祉部）

重度障害者医療費給付事業の審査支払事務の円滑化や現物給付化については、市町村と十分調整をしながら支援を行ってまいります。

(要望事項)

7 津久井地区県立養護学校への障害者地域作業所の併設について（相模湖町）

津久井地域への県立養護学校の建設計画が進んでおりますが、この施設への障害者地域作業所の併設を要望いたします。

現在、当町には相模湖町障害者地域作業所として「マーブリングハウス」があり、町内の知的障害者・肢体不自由者等が通所しておりますが、専用の施設が無く、老人福祉センター内の職員住宅を間借りして作業をしているのが現状です。

そこで、教職員津久井保養所跡地に計画しております、県立養護学校に障害者地域作業所を併設していただき、県立養護学校と障害者地域作業所とが一体となった協力関係を作り、知的障害

者・肢体不自由者が安心して生活できる環境整備を要望いたします。

＜措置状況＞（教育庁）

県立養護学校として整備を進めております教職員津久井保養所跡地については、敷地面積に余裕がないため、養護学校施設以外の施設を併設することは、現状では困難であります。

---

## 衛生部関係

---

### (要望事項)

#### 1 広域水道施設整備事業費補助制度の見直しについて（松田町）

町では、簡易水道統合整備事業を実施していますが、財政規模の小さい簡易水道事業では莫大な財源が必要となりますので、補助率の引き上げと平成14年度の完了年度の延伸について要望します。

#### ＜措置状況＞（衛生部）

広域水道施設整備事業費補助は、1市町村1水道を目標とした水道事業統合化に対する補助制度であり、事業の内容に応じて補助率を定めており、平成13年度は現行どおり措置してまいります。

また、事業完了年度の延伸については、市町村の実情を勘案し、対応してまいりたいと考えております。

---

### (要望事項)

#### 2 火葬施設建設に伴う財政支援と火葬施設の広域化計画の推進について（山北町）

本町では、老朽化した町営火葬場を平成13年2月28日までに撤去しなければならない状況にあります。火葬場の移転にあたっては、移転場所、建設費、運営管理等に多くの課題があります。昨年度、市町村の固有事務である火葬整備は、県は助言等の技術的支援を行い、財政支援措置については、複数の市町村が連携して行う場合に補助対象とするとの回答がありました。現在本町では、住民による火葬場移転検討委員会を組織し検討を重ね、県西広域市町村圏協議会及び足柄上地区広域行政協議会においても取組みを始めたところであります。

つきましては、火葬場建設に伴う財政支援と火葬施設の広域化計画の推進、並びに国県補助制度の創設等について、積極的に取り組んでいただきたいと要望します。

#### ＜措置状況＞（衛生部）

市町村の固有事務である火葬場整備は、今後、地域の実情に見合った適正な整備が一部事務組合の設立等により行われることが考えられますので、県は助言等の技術的支援を行ってまいります。

また、火葬場整備に関する財政支援措置については、市町村における広域行政を推進するとの観点から「神奈川県市町村振興補助金」においては、複数の市町村が連携して公共施設を整備する場合には補助対象としております。

なお、施設整備については、全国の市町村が共通して抱えている問題であることから、国庫補助制度の創設等を、全国環境衛生主管課長会議等を通じて、引き続き国へ要望してまいります。

---

### (要望事項)

#### 3 相談指導業務の県との連携体制の継続について（清川村）

精神保健福祉業務の一元的な窓口が市町村となる中で、疾病の性格上、身近な住所地への相談等については地域住民から抵抗感が強いと推測されます。

本村のような小規模自治体については、地域性を考慮していただき管轄する保健福祉事務所のケースワーカー等が村と緊密な連携をとり、従来どおりの対応が継続されるよう要望します。

#### ＜措置状況＞（衛生部）

市町村事務の拡大に伴い、相談事業は増加すると考えられますが、ご要望の精神保健福祉に関する訪問指導等の相談事業は、保健福祉事務所において従来どおり実施することになってお

ります。

---

## 商工労働部関係

---

### (要望事項)

#### 1 ユーシンロッジの改築計画について（山北町）

ユーシンロッジは、自然を親しむ場所として多くの県民に利用されています。築後30年の経過による建物の老朽化は激しく、毎年部分補修等がなされていますが、早期改築を含めた全体改築計画の策定を要望します。

#### ＜措置状況＞（商工労働部）

ユーシンロッジは、竣工後30余年を経過したところですが、鉄筋コンクリート造の耐用年数等を踏まえまして、当面は部分補修で対応してまいりたいと考えております。

平成11年度には2階屋根部分の大規模修繕及び塗装を実施し、平成12年度は厨房排水ピット改修工事等を実施したところです。今後も、利用者が当ロッジで快適に過ごすことができるよう努めてまいります。

---

## 県土整備部関係

---

### (要望事項)

#### 1 三浦半島国営公園の設置促進について（葉山町）

三浦半島地区は、四季を通じて気候温暖、風光明媚でかつ自然環境と豊かな海浜レクリエーション資源を有する一方、首都圏に位置し、アクセス面でも恵まれており、国営公園の設置条件を備えた地です。

平成10年に神奈川県、地元 3市 1町及び経済団体等で構成される「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」を設立し、国営公園の誘致の取り組みを従前にもまして積極的に推進しているところです。

また、「改訂・かながわ新総合計画21」におきましても、三浦半島地区を「人と自然の公園文化交流半島」と位置づけ、その核として国営公園誘致が挙げられております。

については、県においても地元の意向をご覧のうえ、関係機関との連携のもと、国への要望活動など誘致の実現に向け、特段の配慮を要望いたします。

#### <措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、県と地元市町・経済団体で構成する三浦半島国営公園設置促進期成同盟会により、誘致の実現に向け、努力してまいります。

---

### (要望事項)

#### 2 放置ヨット・ボート対策について（葉山町）

葉山町の海岸は、「日本の渚 100選」・「日本の水浴場55選」に選定されており、町民や観光客など多くの人に親しまれています。

しかしながら、依然として海岸には使えなくなった多くのヨット・ボートが放置されており、美しい海岸の景観を損なうばかりでなく、砂浜を狭めており、利用者に迷惑を及ぼしております。

つきましては、良好な環境を保全するため、国に対し海岸法による保管場所義務付けの徹底と県による啓発活動の強化充実を要望いたします。

#### <措置状況>（県土整備部）

河川・海岸等における放置船舶問題については、「神奈川県プレジャーボート対策要綱」を平成10年11月から施行し、具体的な対策を行っているところでございますが、葉山町の海岸の放置艇については、今後とも撤去の指導等を行ってまいりたいと考えております。

また、国土交通省においては、放置船の未然防止を図るため、船舶の保管場所確保の義務付け制度の法案化について、具体的な検討を行っているところです。

なお、県においても、この制度の法案化が早期に実現できない場合の条例化も視野に入れ、検討を行っているところでございます。

---

### (要望事項)

#### 3 「ふるさとせせらぎづくり」の推進について（大井町）

大井町域の酒匂川左岸について、恵まれた自然環境と景観の保全及び活用を図るため、河川環境整備を進めるとともに、隣接する地域の酒匂川と一体となった公園的な利用を目指して、町の花「すいせん」の植栽や散策路の整備など、「ふるさとせせらぎづくり」を推進するため、より一層の県の積極的な支援を要望します。

#### <措置状況>（企画部）

県では、「かながわ新総合計画21」の中で、富士箱根伊豆交流圏構想の推進を図っており、本構想推進の一環として、「花」と「水」をキーワードに観光・交流スポットの整備等を内容

とする「花と水の交流圏づくり事業」について平成13年度から市町と連携しながら取り組むこととしております。

---

(要望事項)

4 駅周辺整備に伴う財政・技術支援について（松田町）

駅周辺整備は、平成3年度において建設大臣承認を得ている「松田町・新松田駅周辺地区市街地総合再生計画」に基づき、駅前広場等の基盤整備事業及び再開発事業を推進することによって、交通結節点としての立地性を生かした広域的な玄関口としての機能を高めるとともに、町の中心市街地の都市機能集積を図るべく作業をしています。

その中で、新松田駅の南側臨時改札口は、県立足柄上病院へ向かう道路が接続するなど広域的な玄関口機能を有しております、駅前の拠点性を高めるとともに利便性や安全性を確保するため、早急に整備する必要がありますので、実現に向け財政及び技術支援を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の件については、国との調整を踏まえ、また作業の進展に応じ、事業の実現に向け可能な支援を行ってまいります。

---

(要望事項)

5 山北つぶらの歳時記の杜の整備について（山北町）

山北つぶらの歳時記の杜の整備については、昨年度、山北つぶらの公園及び大野山ふれあい牧場の整備は、簡易保険総合レクセンター建設の進捗と整合をとりながら進めるとの回答をいただきました。現在、簡易保険総合レクセンター建設は、平成17年度オープン予定となっており、山北町におきましてもレクセンターのオープンに合わせて事業を進めてまいります。

つきましては、山北つぶらの歳時記の杜整備事業の根幹となります、山北つぶらの公園と大野山ふれあい牧場の事業促進を要望します。また、山北つぶらの歳時記の杜と丹沢湖を結ぶアクセス道路（仮称）大野山南北道路の整備につきましても、早急に示していただきたいと要望します。

＜措置状況＞（企画部、環境農政部、県土整備部）

山北つぶらの歳時記の杜を構成する事業のうち、山北つぶらの公園と大野山ふれあい牧場（仮称）の整備については、平成17年度オープン予定となっている簡易保険総合レクセンター建設の進捗と整合をとりながら引き続き進めていきたいと考えております。

なお、アクセス道路の整備については、全体計画の進捗にあわせて、今後、関係機関と調整してまいりますが、現段階においては、（仮称）大野山南北道路について整備計画はございません。

---

(要望事項)

6 公園整備事業に対する補助制度の充実について（開成町）

公園整備事業について、国の計画である都市公園と公共施設緑地で1人当たり面積20m<sup>2</sup>以上という水準に少しでも近付けるため県費補助の拡充を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、県・市町で協力して引き続き国に対して働きかけてまいります。

また、県費補助については、平成10年度から市町村地域防災計画に位置づけられている1ha以上の新規都市公園（防災公園）を補助対象としております。

---

(要望事項)

7 開成町南部地域の整備について（開成町）

開成町南部地域は、小田急線開成駅周辺を中心とした、広域交通の結節点として好立地にあり、

広域的な生活拠点及び県西地域の新たな拠点として期待されています。本町では、広域交流都市圏新拠点対策プロジェクトチームを設置し、県西地域の新たな拠点として、長期的街づくりのグランドデザインを描くとともに具体的な整備方針を明らかにし、「広域交流都市圏新拠点かいせい」として南部地域整備の基本構想を策定し、事業化に向け取り組んでいます。

つきましては、広域拠点に相応しい都市施設の集積を図るため、都市計画道路山北・開成・小田原線の促進を要望します。また、南部地域の整備の推進は、町の発展ばかりでなく、都市基盤整備の遅れや産業活動の停滞などがみられる県西地域全体の活性化に貢献することから、事業推進に対する専門的な技術指導や財政面での支援等の県・国の特段の配慮を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

都市計画道路山北開成小田原線のうち、町道200号から県道78号（御殿場大井線）までの区間については、現在、用地買収及び工事を進めており、今後も地元のご協力を得ながら早期完成に努めてまいります。

当該路線の整備延伸につきましては、現在事業中の区間の進捗状況をみながら事業化に向けて関係機関と調整を進めてまいります。

また、ご要望の技術指導等については、事業の具体化に当たり、可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

---

（要望事項）

8 土地区画整理事業の国庫補助率の拡大と県費補助の拡充強化について（開成町）

当町では、開成駅周辺地区の土地区画整理事業として、面積63haの計画地域があり、そのうち33haは完了したものの、今後30haの整備が残されています。また、組合施行の計画区域として南部地区（26ha）及び松ノ木河原地区（6ha）があります。

土地区画整理事業は、急速に宅地化が進む当町にとって短期間に良好な住宅地整備を行う利点があり、今後さらに健全な市街地形成を行うため、土地区画整理事業を積極的に推進したいと考えておりますので、国庫補助率の拡大と県費補助の拡充強化を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、国に対して引き続き助成制度の拡充を働きかけてまいります。

また、県の補助制度については、研究してまいります。

---

（要望事項）

9 自転車利用環境整備モデル都市事業の支援及び県事業化について（開成町）

当町は、平成11年度建設省道路局道路環境課が公募した「自転車利用環境整備モデル都市」に選定され、平成15年度までに目的を概ね達成することとしています。その目的は、豊かな自然環境に適した環境共生型の交通手段である「自転車」を取り入れた新しい都市を構築（自転車道ネットワークの整備等）し、自転車の利用・転換を促進することです。その効果は、地球環境への負荷軽減、交通渋滞の緩和等が期待され、都市の活性化、まちづくりが促進されます。しかしながら、自転車道ネットワークを構築する上で狭隘な町道や未整備区間の県道が存在しております。また、事業期間は平成15年度までと短いことから、事業を進める上で大きな課題となっています。

自転車利用環境整備モデル事業は、まちづくりの重要な事業であることを考慮していただき、事業推進に対する専門的な技術指導や県道未整備区間の県事業としての事業化又は特別な財政支援等の特段の配慮を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

自転車利用環境整備モデル事業については、基本計画が策定され、これに基づき県と町で役割分担を定め、事業推進を図っております。

具体的には、県道720号（怒田開成小田原線）旧四つ角交差点付近の自転車歩行者道整備については、役割分担に基づき、平成13年度からの事業着手に向け、関係者と調整を進めております。

---

（要望事項）

10 仙石原緑道（仮称）の整備について（箱根町）

仙石原緑道（仮称）は、当初バイパスとして計画されたものですが、その後仙石原の自然環境に調和した緑道としていくことで地元の合意が得られております。

一部買収地のモデル区間の整備については事業に着手されていますが、未買収地の地権者の理解と協力を得るためにも、買収済みの箇所も積極的に整備し、用地の利用促進が図られるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の路線につきましては、町道に挟まれる 130mの区間について、モデル事業として整備を行っております。

モデル区間以外の事業化につきましては、完成後の利用状況や財政事情等を勘案する必要があることから、今後の検討課題とさせていただきます。

---

（要望事項）

11 都市公園（仮称）上ノ台公園の整備事業について（湯河原町）

本地域には、公園が未整備であるため、地区住民から公園整備が望まれております。

また、地域防災計画上からも緊急避難場所としての整備が必要であることから、平成 9年度にグリーンオアシス整備事業の採択を受け用地取得をしました。

平成10年度に川堀公園整備、平成11、12年度に森下公園の整備を行いました。また、平成12年度からは本制度事業最後の公園である（仮称）上ノ台公園の整備に着手しましたので、平成13年度も引き続き国の財政支援を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、県市町で協力して国に対し補助金の確保について働きかけてまいります。

---

（要望事項）

12 湯河原駅周辺地区整備について（湯河原町）

駅周辺地域は、町の玄関・顔の役割を持つので、魅力的で活力のある拠点として活性化を図るため、平成 9年度に「湯河原駅周辺地区市街地総合再生基本計画」を策定しました。

また、平成11年度には民間を主体としたPFI研究会の発足により、当地区のPFI事業適用の可能性等の検討を行いました。今後、計画の実現に向け、指導、支援を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、効率的な整備手法の選定、施設建築物計画等への技術的支援を引き続き進めます。

また、今後事業内容、事業手法が具体化された段階で、国及び県の補助要綱に合致するものについては、事業の進捗を見ながら、国庫補助金の要望等財政的支援に努めてまいります。

---

（要望事項）

13 県立あいかわ公園施設整備と公園区域の拡大について（愛川町・津久井町）

県立あいかわ公園については、県により現在整備が進められていますが、地域の資源、産業を取り入れ、「多様な交流、創造をテーマ」とする公園の中核施設となるべき「工芸・工房施設」

について、体験工房の内容により施設の規模や設備等が大きく左右されるので、地域の産業界の意見も踏まえ検討されるよう要望します。

また、宮ヶ瀬ダム周辺地域と一体となった秩序ある開発と景観保全を図るため、宮ヶ瀬ダムの北岸道路と県立あいかわ公園に挟まれた大棚地域を、県立あいかわ公園の整備区域とするよう、公園区域の拡大を併せて要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、当面、都市計画決定された区域の早期開園に向け鋭意努力してまいります。

また、工芸・工房施設につきましては、今後、愛川町等と連携し、その協力を得ながら検討してまいります。

---

（要望事項）

14 「津久井湖回遊庭園構想」の推進について（津久井町）

津久井湖回遊庭園構想の拠点ゾーンに位置する「親水の極」の早期整備について配慮をお願いします。特に河川区域内については、県による整備を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

「津久井湖回遊庭園構想」の「親水の極」については、今後とも、県と町で協力して推進を図ってまいりたいと考えております。

ご要望の河川区域の整備については、地形測量等が完了しており、今後、具体的に町と調整を図ってまいりたいと考えております。

---

（要望事項）

15 都市公園整備事業に対する補助制度の拡大について（藤野町）

住民の安らぎの場となり、子供たちが安心して遊べる都市公園等の整備は、住民からも特に要望の高い事業ですが、当町は起伏に富んだ地形であるために、他町村に比べ整備が遅れているのが現状です。

また、財政的にも極めて困難な状況にあるため、国費並びに県費補助率の引き上げ、補助枠及び補助対象面積等の拡大について要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、県・市町で協力して引き続き国に対して働きかけてまいります。

また、県費補助については、平成10年度から市町村地域防災計画に位置づけられる1ha以上の新規都市公園（防災公園）を補助対象としております。

---

（要望事項）

16 芦ノ湖水利権の早期解決について（箱根町）

芦ノ湖の水利については、水資源の確保等極めて重要であることから、県・町で芦ノ湖水利調査研究を進めているところですが、早期解決に向け引き続き協議していくことを要望します。

＜措置状況＞（企画部）

芦ノ湖の水利用については、長い歴史的経緯があり、早期解決は難しい状況にありますが、県・箱根町で、問題点の解明及び解決方法の出口を見出すべく引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

---

（要望事項）

17 コミュニティバスによる生活交通の確保のための支援について（湯河原町）

平成13年に実施される規制緩和（乗合バスの需給調整規制の廃止）に伴い、事業者が不採算路

線から撤退する等、路線維持が困難となることが予想されることから、平成11年度からコミュニティバスの実証実験を実施しております。

また、平成12年度は実証実験の継続及び実証実験結果に基づく1路線のコミュニティバス運行事業を7月から本格実施いたします。

については、コミュニティバス運行事業及び同実証実験事業に対する補助制度の創設を強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、既に、調査事業費、実証実験・実証運行事業費に対する国の補助制度があります。

なお、県及び市町村で構成する「神奈川県地域交通研究会」において、バス活性化の観点から、コミュニティバスのあり方について研究してまいります。

（要望事項）

18 横浜線・中央線の相互乗り入れと相模湖駅及び藤野駅への特急停車について

（相模湖町・藤野町）

相模湖町から山梨県大月市にかけての中央線沿線においては、年々宅地開発が進み人口増加の傾向にあり、横浜線を利用して相模原市・横浜市方面への通勤・通学者も増加傾向にあります。しかし、相模原市・横浜市方面に通勤・通学するためには、中央線（高尾駅と八王子駅）で乗り換えが必要であり、利用者は大変不便を感じています。

利用者の利便性の向上を図るため、中央線（高尾駅と八王子駅）で乗り換えなしで利用できるよう、横浜線・中央線の相互乗り入れについて要望します。

また、やまなみ五湖の玄関口として観光客等の利便性を図るため、特急の停車についても要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて関係鉄道事業者に対し、引き続き要望してまいります。

（要望事項）

19 丹沢湖周辺及び清水地区の下水道整備促進に対する全面的な支援について（山北町）

県の協力により平成6年度に丹沢湖周辺及び清水地区下水道整備基本計画を策定しました。しかし、この事業の整備促進には膨大な事業費を確保する必要があり、町にとってその負担は非常に厳しく、県の全面的な支援がなければ成し得ない状況であります。

つきましては、当地域が水源地域であると同時に、当町の財政事情をご理解いただき、根幹的施設の設置及びその他の施設整備等の技術的支援並びに財政支援について、県の特段の措置を講じられるとともに、より具体的な支援方法を提示されますよう要望しましたが、具体的な支援方法の提示がなされませんでしたので、再度支援方法の提示を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、事業化にあたり、県と町の役割分担を踏まえ、今後取り組んでまいりたいと考えております。

（要望事項）

20 下水道事業に対する維持管理費の助成について（清川村）

本村では、県民（15市9町）の水道水となる水瓶の宮ヶ瀬湖や小鮎川の水質保全のため、特定環境保全公共下水道事業を村の重要施策として取り組んでいます。

しかしながら、本村の93%は山林であるという地域性により、住宅等は散在しており、人口規

模も小さいことから事業に対する投資効率が悪く維持管理費の負担は厳しい状況にあります。

また、起債の償還及び全世帯加入が達成された場合においても、汚水私費の原則により積算しますと、住民の自己負担額は理解を得られる料金とは程遠いものになります。

については、本村の水源地域としての取り組みや、小規模下水道の現状に配慮していただき、助成措置が講じられるよう強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

下水道の維持管理費は、汚水私費、雨水公費が原則で負担することとされており、この考え方に基づき、下水道の利用者に負担をお願いしているところでございます。

---

（要望事項）

21 相模湖・津久井湖の水質保全について（相模湖町・藤野町）

相模湖・津久井湖の水質保全を図ることは大変重要なことであります。県においては「アナナベ」など藻類発生の防止対策の一環として、湖にエアレーション施設の設置等が進められ水質改善はされているものの、まだ完全とはいえません。引き続き県民の水瓶として、水質保全についても総合的対策を実施されるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

相模湖の総合的な水質保全対策については、今後も検討していきますが、現在のところ、噴水施設による水質浄化については、考えておりません。

---

（要望事項）

22 海岸の侵食対策について（二宮町）

平塚から二宮にかけての海岸の侵食については、深刻な状況であります。

平成12年度は県の施工により試験的な流砂防止の工事を予定されていますが、砂の投入も含めて継続的に実施するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の侵食対策について、平成10年度までに実施した調査・試験の結果を踏まえ、平成13年度までに漂砂捕捉施設を整備するとともに、養浜工等の対策を実施するため引き続き地元市町を始め関係団体等と調整を進めてまいります。

---

（要望事項）

23 真鶴港再整備の促進について（真鶴町）

真鶴港は、石材、漁港、マリーナ等が狭あいな臨海部に混在した形で利用されています。港湾空間の秩序化、既存防波堤の嵩上げ等の再整備をすることにより、良好な環境が保たれ、本町の活性化にも寄与することが見込まれますので、早期に実現されることを要望いたします。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、現在、港湾利用団体や地元自治会等の意見を参考に真鶴港の再整備の構想を策定したところであり、今後、この構想を参考にして関係各団体と調整しながら基本計画を策定して参ります。

---

（要望事項）

24 琴ヶ浜地区の海岸環境整備事業の促進について（真鶴町）

琴ヶ浜地区は、県立真鶴半島自然公園の区域に含まれ、自然の良好な岩場が残っており、磯遊びやダイビングの適地として、町民や観光客に親しまれています。

しかし、海岸保全施設の老朽化や荒天時における越波対策などの安全性の確保が必要であり、今後の海岸利用の促進や周辺景観等の調和のため、海岸環境整備事業の早期促進を引き続き要望

いたします。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも、事業の推進に努めてまいります。

---

（要望事項）

25 湯河原海岸離岸堤（人工リーフ）整備事業の推進について（湯河原町）

県立湯河原高校、本町海浜公園及び浄水センター等施設の護岸の高潮対策については、平成元年度から継続して事業実施していただいておりますが、引き続き計画基数の早期完成を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、景観を配慮した人工リーフ2基が平成5年度に完成いたしました。

今後の整備については、護岸整備とともに、町を始め関係機関と調整を図ってまいります。

---

（要望事項）

26 三浦半島中央道路の早期整備について（葉山町）

三浦半島中央道路は、三浦半島地域の道路交通対策を強化するための重要な幹線道路であり、地域の交通混雑の緩和に大きな役割を果たすものと期待されております。

現在、関係各所のご努力により整備が推進されておりますが、地域振興等の主要道路として早期完成に向け、より一層の整備推進を引き続き要望いたします。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の路線については、現在湘南国際村の北側の逗葉新道から県道27号（横須賀葉山線）

葉山町上山口までの2.4kmを平成5年度から事業着手しており早期完成に向け事業進捗に努めてまいります。

また、湘南国際村から県道26号（横須賀三崎線）までの4.6km区間については、早期都市計画決定に向け関係機関と調整を図りながら、現在、ルート・構造等の検討を行っております。

---

（要望事項）

27 さがみ縦貫道路建設に伴う下水道施設の機能補償について（寒川町）

さがみ縦貫道路建設により敷設済の下水管が相当数分断されることとなり、撤去の必要がでてきます。

供用開始されている区域でもあり、早急な新設が求められることとなります、町の脆弱な財政力では厳しい状況にありますので、機能補償で整備してくださるようお願いします。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望については、国へ伝えてまいります。

---

（要望事項）

28 都市計画道路（3.1.1）藤沢大磯線（相模原・茅ヶ崎線～茅ヶ崎西久保ジャンクション）の整備促進について（寒川町）

湘南銀河大橋は、暫定供用され神川橋や馬入橋の慢性的な交通渋滞の解消に効果をもたらしています。しかし、さがみ縦貫道路の下部工事は鋭意進行中ですが、藤沢大磯線は未整備のため、地元田瑞地区の生活道路に通勤車両が入り込み、良好な生活環境が脅かされております。

については、相模原・茅ヶ崎線以東の早期整備を強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の藤沢大磯線（相模原茅ヶ崎線から茅ヶ崎西久保ジャンクション）については、現在、用地買収を進めるとともに、さがみ縦貫道路との工事工程などの調整を進めており、今後とも

地元のご協力を得ながら早期整備に努めてまいります。

---

(要望事項)

29 都市計画道路（3.1.1）藤沢大磯線（町道田瑞一之宮14号線～町道田端一之宮15号線）の整備促進について（寒川町）

湘南銀河大橋は暫定供用以来、地域の交通渋滞緩和に大きな効果をもたらしています。

一方、効果がある反面、暫定供用後の5ヶ月で一日の通行車両が約1,300台となっている現状から、一日も早く全面供用されるよう強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の箇所については、現在用地買収を進めており、早期完成へ向け鋭意努力してまいります。

---

(要望事項)

30 さがみ縦貫道路（茅ヶ崎西久保ジャンクション～東名高速道路海老名ジャンクション）の整備促進について（寒川町）

さがみ縦貫道路は、首都圏中央連絡自動車道路の一部として本県の中央部を貫く自動車専用道路であり、相模連携軸の整備・強化のため必要な路線として位置づけられています。

そのため、茅ヶ崎西久保ジャンクションから東名高速自動車道路海老名ジャンクションまで早期に整備されるよう強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

さがみ縦貫道路の西久保ジャンクションから海老名北ジャンクションまでの区間では、現在、国及び日本道路公団において、用地買収が進められ、茅ヶ崎市萩園から寒川町田端地内で工事が行われております。

引き続き、早期整備について、国等の関係機関に働きかけてまいります。

---

(要望事項)

31（仮称）湘南台寒川線の整備計画について（寒川町）

相模鉄道や横浜市営地下鉄の小田急線湘南台駅への乗り入れや、湘南台駅から主要地方道丸子中山茅ヶ崎線方面への道路整備、そして「さがみ縦貫道路」の整備等、湘南台とさがみ縦貫道路等、寒川北インターチェンジ方面を結ぶ当路線は、「かながわ交通計画」に、21世紀初頭を目標とした一般幹線道路として位置付けされました。

については、湘南・県央地区の東西交通軸として、また、地域間、広域間交流の多車線道路ネットワークとして、当路線の整備推進を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の路線については、周辺地区の開発構想等土地利用計画の進み具合を見ながら、県道網のあり方、整備の進め方について、今後、町と十分調整を行い検討してまいります。

---

(要望事項)

32（仮称）丸子中山茅ヶ崎線の整備推進について（寒川町）

現路線は、湘南地区と横浜市、川崎市方面とを結ぶ主要地方道です。

しかし、町域ではJR相模線との平面交差や一部主要地方道藤沢伊勢原線との重複、市街地の縦断、沿線周辺の市街化の進展などにより慢性的交通渋滞の発生、交通安全性の確保が危ぶまれる等交通機能が損なわれています。

その解決策として、当路線を現丸子中山茅ヶ崎線のバイパスとして関係市と調整を進めていきます。

については、市町それぞれのまちづくりの事情を配慮し、広域多車線道路ネットワークとしてルート設定の検討と整備推進について要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の路線については、市街地を通る大規模な道路となることから、都市計画決定が必要と考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

（要望事項）

33 都市計画道路（3・4・2）中海岸寒川線（寒川N T T以東）の整備促進について（寒川町）

中海岸寒川線は、町の東西軸を形成する重要な路線であります。

お陰様で、県道丸子中山茅ヶ崎線までは順調に工事等が進んでいますが、寒川N T T以東についても引き続き県において早期に整備されるよう強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

都市計画道路中海岸寒川線のうち、県道46号（相模原茅ヶ崎線）から県道45号（丸子中山茅ヶ崎線）までの区間については現在、鋭意事業を実施しております、今後とも地元のご協力を得ながら早期完成に努めてまいります。

また、ご要望の県道45号（丸子中山茅ヶ崎線）以東については、県道45号（丸子中山茅ヶ崎線）から約900mの現道までにつきまして次期整備区間と位置付けており、今年度から測量に着手してまいります。

（要望事項）

34 県道63号線（相模原大磯線）の整備について（大磯町）

国道271号の改修が終わり、今後大幅な利用増が見込まれますが、そのインターチェンジ入り口である県道63号の交差点の改良は停滞し、交通渋滞が発生しております。つきましては、早期の事業化を検討されますよう要望します。

また、月京橋付近の未整備箇所の推進とJR線北側までの歩道への安全施設（ガードレール）設置を併せて要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

大磯インターチェンジ入り口交差点改良については、事業化に向けて地元調整を進めてまいります。

月京付近の改良については、用地の確保が必要になりますが、現在用地の取得が極めて困難な状況にあり、早期事業化は困難と思われます。

また、歩道へのガードレール設置については、平成12年度に一部施工しました。未設置箇所につきましては、今後関係者と調整しながら設置いたします。

（要望事項）

35 大磯港臨港道路と国道134号交差箇所の整備について（大磯町）

大磯町は地震・災害強化地域に指定されておりますが、過去において関東大震災発生時、当町の下町地区は現在の大磯臨港道路と国道134号との交差部分から津波が上がり、大きな被害を受けました。

つきましては、該当箇所のマウンドアップを早急に対応されるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、交差部のマウンドアップはすりつけ区間を考慮すると、沿道への影響が大きく困難であります。

なお、臨港道路からの津波・高潮の遡上対策として、現在、防潮門扉は設置しております。

(要望事項)

36 新原田橋の架替等に伴う支援について（二宮町）

二宮駅北口駅前広場の整備及びその周辺道路整備は、町の重要な政策課題であります。駅前広場の整備が進むなかで、県道秦野二宮線から駅前広場へのアクセス道路は、周辺整備の重要な機能を果たすことになります。

つきましては、交通処理機能の充実化とともに安全な歩行者動線が図られるよう、新原田橋の架替事業等の具体的な支援を引き続き要望します。

<措置状況>（県土整備部）

新原田橋周辺の葛川の河川改修については、現在改修方法を検討しておりますので、今後、整備の進め方について町と協議してまいります。

(要望事項)

37 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化について（大磯町・二宮町・中井町）

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な問題と認識していますが、地域活性化インター・チェンジ制度の趣旨に沿った国道1号の混雑緩和及び交通体系網の整備の視点から橋インターダウンランプを視野に入れて国への働きかけを要望します。

さらに西湘バイパスは、二宮インターから東側が国道1号のバイパスとの位置づけで、通行料が無料扱いとなっておりますが、下り線は二宮インターにランプがなく下りることができます、料金所を通過して国府津インターまで走らなければならない現状となっております。

実情をご理解いただき、早期の対策を講じていただけますよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の西湘バイパス下り線ランプ（橋インター及び二宮インター）の設置については、現地の状況等から早急な対応は困難であると聞いておりますが、国道1号の混雑緩和及び交通網の整備の観点から、その趣旨を国に伝えます。

なお、現在のところ、地域活性インターの設置は高速自動車国道が対象となっているため、西湘バイパスには、本制度は適用されません。

(要望事項)

38 県道平塚松田線改良工事の促進について（中井町）

県道平塚松田線は、東西方向の広域幹線道路として重要な役割を果たしております。

こうした中、住宅地域を通過している比奈窪地区は道路が狭隘であり、日毎に通過車両が増大し、特に朝夕の通勤時には交通渋滞を招いておりますので安全の確保と交通の円滑化を図るため、早期完成を目指して一層の事業推進をお願いいたします。

また、中井電話局前より平塚市境の井ノ口地区は、道路が狭隘のうえ歩道もなく、非常に危険な状況となっていますので、早期の改良をお願いします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道平塚松田線の比奈窪地区については、既に事業着手しております、今後とも地元のご協力を得ながら事業の推進に努めてまいります。

また、井ノ口地区については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと現段階ではご要望に沿いかねます。

(要望事項)

39 (仮称)湘南丘陵幹線の県道網への位置付けによる整備促進について（中井町）

(仮称)湘南丘陵幹線は、中井町、秦野市、平塚市を結ぶ都市間道路の機能を有し、湘南方面

への流通及び通勤等円滑な道路交通ネットワークの形成と東名高速道路や国道 246号バイパスへアクセスする動脈的広域幹線として重要な役割を果たすものです。

整備促進に向けては、平成11年 8月に平塚市、秦野市と本町を含む 2市 1町の自治体で組織する湘南丘陵幹線建設促進連絡会を立ち上げ、今後の諸活動を展開するべく鋭意努力をしておりますので、県道網への位置付けによる整備の促進を要望いたします。

＜措置状況＞（県土整備部）

本路線につきましては、湘南丘陵の土地利用の動向を見ながら今後県道網としての再編について検討をしてまいります。

整備につきましては、現段階ではご要望に沿いかねます。

（要望事項）

40 都市計画道路和田河原・開成・大井線酒匂川橋梁新設と道路整備について（大井町・開成町）

都市計画道路和田河原・開成・大井線は、県道74号（小田原・山北線）と国道 255号を結び、足柄上地域の骨格となる重要な幹線道路であり、地域経済の活性化、都市防災機能の強化、既存道路の交通渋滞緩和等につながり、その効果は絶大であり、地域住民から大きな期待が寄せられています。

については、県施工による建設を早期に実現するよう要望するとともに、その前段としての調査・設計を、平成13年度に実施されるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の路線の、県道怒田開成小田原線から酒匂縦貫道路の区間につきましては、事業化へ向け、関係市町との役割分担・周辺の土地利用を含め調整を図ってまいります。

（要望事項）

41 国道 246号バイパス延伸計画について（松田町）

第二東名自動車道及び国道 246号バイパス計画に伴い、（仮称）秦野西インターチェンジ以西の円滑な交通確保のため、早急に延伸計画を確立するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の国道246号バイパスの延伸については、秦野インターチェンジ以西の円滑な交通確保という観点から、その趣旨を国に伝えてまいります。

（要望事項）

42 県道の新設について（松田町）

寄地区への幹線道路は、急傾斜の山間地を通過している県道 710号の 1路線のため、災害時には土砂災害等により通行できなくなり、孤立化する可能性があります。

については、新規に県道を新設又は既存の林道等を県道に昇格するなど、秦野市・松田町・山北町と結ばれる新たな幹線道路の整備を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県道710号（神縄神山線）につきましては、現道の拡幅やそれに伴う法面防護、ショートバイパスなどにより、道路の安全性や走行性を高め、歩行者空間を設けるなどの改良工事を順次進めてまいりました。

なお、ご要望の県道の新設につきましては、現在、整備計画はございませんので、ご要望には添いかねます。

また、県道は、地方的な幹線道路として位置づけられるものであり、本件、林道の県道昇格は困難であります。

(要望事項)

43 高速道路跨道橋の耐震補強対策事業に伴う上積助成について

(松田町・山北町・相模湖町・藤野町)

高速道路跨道橋の耐震補強対策事業は、財政状況が逼迫しているため多大な財政負担となりますので、国の補助率へ県の上積助成制度の創設を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

国からの交付金による緊急地方道路整備事業での実施になりますが、県による上積み助成は困難であります。今後、貴町の円滑な事業を図るため、技術的助言などの支援をしていきたいと考えています。

(要望事項)

44 旧十文字橋の架け替えについて (松田町・開成町)

開成町、松田町の間に架橋されている旧十文字橋は、神奈川県より昭和51年に両町に移管された橋です。架設後72年が経過し、かなり老朽化が進んでいます。

両町共同で補強工事の実施、通行車両に重量規制 (4トン) 及び降雨増水時に橋の通行止めなどをを行い、橋の維持管理に努めていますが、橋の安全性や耐久性が限界であり、橋の崩壊が危惧されています。

橋の利用は、新十文字橋の完成後も通勤・通学や経済活動などに利用され重要性が高まっています。

橋の架け替え工事を実施するには、数十億円の工事が必要で、両町の財政負担で賄いきれるものではありませんので、県事業として旧十文字橋の架け替え工事の実施を強く要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の旧十文字橋につきましては、町に移管されており、県事業としての橋梁架け替えの要望には沿いかねます。

県としては、今後も町と連絡を密にして橋梁架替え計画策定段階から技術的助言などの支援のほか、町道の整備としての国庫補助事業採択の可能性などについて検討をしていきたいと考えております。

(要望事項)

45 第二東海自動車道秦野・御殿場間へのインターチェンジの設置について (山北町)

現東名高速道路の大井松田・御殿場間は、東京・名古屋間におけるインターチェンジの平均間隔に対し距離が長く、地域の利便性や活力づくりに寄与していません。

また、現在計画されている第二東海自動車道につきましてはインターチェンジの設置計画がなく、県西部地域にインターチェンジを設置することは、首都圏の西の玄関口となるとともに、広大な砂利採取跡地の有効な土地利用を図り、県外へ流失する企業を食い止め、産業の空洞化を阻止することにもつながるものであります。

つきましては、第二東海自動車道秦野・御殿場間へのインターチェンジの設置につきまして、引き続き建設省への働きかけをお願いするとともに、神奈川交通計画へ位置付けていただきたいと要望いたします。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望につきましては、国へ伝えてまいります。

また、現在の「かながわ交通計画」では、インターチェンジは対象としておりません。

なお、インターチェンジの新設については、交通上の必要性とともに土地利用からの必要性についての検討が進んだ段階で、「かながわ交通計画」を改定する際に参考をしていきたいと考えております。

.....

(要望事項)

46 国道 246号清水橋交差点の改良について（山北町）

国道 246号清水橋交差点については、平成 9年度に一部改良されましたが、早朝の通勤時間帯や行楽シーズンには追突事故が頻繁に発生し、死亡事故多発地点ともなっており、依然として渋滞も解消されず、住民の生活環境にも多大な影響を与えています。

つきましては、国は当面の計画はないとのことですが、事情考慮の上、交差点の全面改良につき働きかけをされるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、平成 9年度に交差点改良を実施したばかりであり、当面計画がないと聞いておりますが、ご要望の主旨は国に伝えてまいります。

.....

(要望事項)

47 県道76号山北・藤野線の整備について（山北町）

県道76号山北・藤野線は、山北町の国道 246号の鞠子橋から犬越路遂道、国道 413号を経由し、藤野町の国道20号の藤野橋までの総延長44,414m（内林道13,533m）となっており、現在整備が実施されつつありますが、交通不能箇所や未舗装箇所等があり、山北町と津久井町は未だ結ばれていないのが現状です。この県道は、当町と津久井方面を結ぶ主要な道路であることはもとより、県内の水源地域との交流・連携によるネットワーク化を推進する上でも重要な路線であります。

つきましては、神奈川交通計画にも位置付けてある県道76号山北・藤野線の早急な整備の促進を要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道76号（山北藤野線）につきましては、県全体から見た事業の優先度緊急度を考慮いたしますと現段階ではご要望に沿いかねます。

.....

(要望事項)

48 （仮称）小田原・甲府線（山北・道志線）の整備について（山北町）

現在、本町と山梨県南都留郡道志村を結ぶ路線は、地形的な制約によって相互の交流が途絶えている状況であります。このような中、山北町と道志村を南北軸として整備することは、知事が提唱する「山梨・静岡・神奈川の県際地域を中心とする新しい交流圏」となりうるもので、地域経済、産業の活性化につながるものであります。

また、本年は神奈川県、静岡県、山梨県の関係する市町村による研究会を組織し、小田原・甲府線整備計画の調査、検討をするところであります。

つきましては、神奈川交通計画及び富士箱根伊豆交流圏整備による県西の活性化の施策として位置付けられている酒匂連携軸総合整備構想に位置付けていただきたいと、要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

今後「かながわ交通計画」を改定する際の参考にさせていただきます。

また、酒匂連携軸総合整備構想においては、地域外の広い範囲と人、物、情報が交流し、連携を図るという視点から、ご要望の点についても、構想の推進にあたって参考とさせていただきます。

.....

(要望事項)

49 （仮称）山北・開成・小田原線の整備について（山北町）

（仮称）山北・開成・小田原線については、酒匂連携軸総合整備構想の回遊性のある交通基盤の整備の中で、最も重要な施策であります。

つきましては、(仮称) 山北・開成・小田原線の神奈川交通計画に位置付けていただき、早急な整備計画の策定と事業着手について要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

今後「かながわ交通計画」を改定する際の参考にさせていただきます。

---

（要望事項）

50 酒匂左岸縦貫道路の延伸について（山北町）

酒匂左岸縦貫道路は、大井町まで計画決定されていますが、これから先の松田町から山北町までの区間は位置付けられていません。

つきましては、国道 246号の慢性的な交通渋滞の解消を図り、快適で利便性の高い交通基盤の整備を図るため、大井町から松田町を通り、山北町の県道74号小田原・山北線の大口橋から県道726号矢倉沢・山北線の足柄橋を結び、国道 246号に至る酒匂左岸縦貫道路の延伸について、神奈川交通計画及び富士箱根伊豆交流圏整備による県西の活性化の施策として位置付けられている酒匂連携軸総合整備構想に位置付けていただきたく、特段のご配慮を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

今後「かながわ交通計画」を改定する際の参考にさせていただきます。

また、酒匂連携軸総合整備構想においても、構想の推進にあたって参考とさせていただきます。

---

（要望事項）

51 (仮称) 山北・南足柄・箱根仙石原線の整備について（山北町）

(仮称) 山北・南足柄・箱根仙石原線は、山北町の国道 246号と県道 726号矢倉沢・山北線の矢倉沢地区と、国道 138号の仙石原地区を結ぶ、新たな路線であります。この地域は、富士箱根伊豆交流圏の整備による県西地域活性化構想に位置付けられており、山梨県・静岡県と連携して、より活発な地域間交流が望まれています。

つきましては、国道 138号の慢性的な交通渋滞と快適で利便性の高い新たな交流基盤の整備を図るため、神奈川交通計画に及び酒匂連携軸総合整備構想に位置付けていただきたく、特段のご配慮を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

今後「かながわ交通計画」を改定する際の参考にさせていただきます。

また、酒匂連携軸総合整備構想においても、構想の推進にあたって参考とさせていただきます。

---

（要望事項）

52 (仮称) 山北・南足柄・小田原早川線の整備について（山北町）

(仮称) 山北・南足柄・小田原早川線は、山北町向原地区の国道 246号と(仮称) 山北・開成・小田原線と、南足柄市大雄山地区から小田原市久野地区を通り、小田原市早川地区の西湘バイパス、国道 1号、箱根新道などを結ぶものです。伊豆・箱根への玄関口となる小田原と、山梨・静岡への玄関口となる本町とを結ぶことにより、回遊性のある広域交流ネットワークを生み出します。

つきましては、国道 255号の慢性的な交通渋滞と快適で利便性の高い交流基盤の整備を図るため、国道 255号のバイパスとして神奈川交通計画及び酒匂連携軸総合整備構想に位置付けていただきたく、特段のご配慮を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

今後「かながわ交通計画」を改定する際の参考にさせていただきます。

また、酒匂連携軸総合整備構想においても、構想の推進にあたって参考とさせていただきます。

---

(要望事項)

53 県道 721号東山北停車場線の改良について（山北町）

県道 721号東山北停車場線と県道74号小田原・山北線が接触する大口橋交差点付近は、幅員が狭く急カーブのため、大型車両同士の擦れ違いができず、慢性的な交通渋滞を起こすとともに、見通しが悪いため交通事故が多発しています。

つきましては、道路幅員とカーブの改良を早急に実施されるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

県道721号（東山北停車場線）の改良については、地形や土地利用状況に様々な制約がありますので、今後とも関係機関と調整しながら検討していきます。

---

(要望事項)

54 交通渋滞の解消について（箱根町）

当町は、車で訪れる観光客が多く、土・日曜や祝祭日には、各所で交通渋滞が生じており、観光地としてのイメージダウンと住民の生活環境への影響が危惧されています。

幹線道路における交通渋滞解消策につきましては、種々ご努力いただいておりますが、電光表示板の設置による渋滞情報の提供や迂回路への誘導により、交通の分散化を図るための施策を推進されるよう要望いたします。

<措置状況>（警察本部）

箱根町への交通情報板の設置は、現在のところ予定されておりませんが、県警察といたしましては、今後とも県内全域の交通流動実態を見ながら、交通流の分散を図るために最も適切な場所を選定し、交通情報板の設置に努めてまいります。

---

(要望事項)

55 国道 1号線沿いの観光客用トイレの設置について（箱根町）

国道 1号は、週末には湯本から宮ノ下にかけて車の渋滞がひどく、自動車で箱根を訪れる観光客はトイレがないため、不便を強いられています。

現在、大平台の国道 1号沿いに町で臨時トイレを設置していますが、十分な状況ではありません。

については、湯本～宮ノ下間の国道 1号沿いに観光客用トイレを早期に設置するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の件については、設置場所、設置方法等の問題がありますので、箱根町等と協議しながら検討してまいります。

---

(要望事項)

56 国道 138号線道の駅「乙女峠」建設事業について（箱根町）

平成 7年 5月、国道 1号線に神奈川県内第 1号として道の駅「箱根峠」はオープンし、ドライバーのオアシスとして、また、観光交通情報案内所として多くの人たちに利用されています。

については、箱根の交通要所である 3 方向（湯本、仙石原、箱根）のうち、二つ目の玄関口である国道 138号乙女峠にも、道の駅の建設を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の「道の駅」の整備については、現在、駐車場、トイレ、売店があることから、現状では困難であります。

.....

(要望事項)

57 県道 732号線（湯本元箱根線）の拡幅整備について（箱根町）

県道湯本元箱根線は、湯本と元箱根を結ぶ主要道路として地元車両に加え観光車両も多く利用しています。

平成 7年に、箱根新道に須雲川インターチェンジが開設されましたが、休日を中心に依然として渋滞が発生しています。

既に、三枚橋から役場入口部については事業に着手されましたが、その先畠宿までの区間においても各所に狭隘な部分がありますので、引き続きこの事業を推進されるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の箇所については、既に事業着手しており、今後とも、地元の協力を得ながら、事業の推進に努めてまいります。

.....

(要望事項)

58 県道75号線（湯河原箱根仙石原線）・県道 733号線（仙石原強羅停車場線）仙郷楼バス停前交差点の改良について（箱根町）

本交差点は、周辺に湿生花園・ススキ草原などの大型観光施設等が点在し、観光シーズンや休祭日には多くの観光車両等が通行しています。また、県道 733号線は仙石原と強羅を結ぶ主要な路線であり、本交差点の形状が変則的で狭隘な部分もあることから、交通安全確保のためその改良整備について要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の箇所については、道路線形や交差点形状が望ましいものではありませんが、用地取得上の問題がありますので、今後町の協力を得ながら、調査検討をおこなってまいります。

.....

(要望事項)

59 国道 138号線・県道75号線（湯河原箱根仙石原線）交差点改良及び歩道整備について

（箱根町）

仙石原交差点は、国道 138号と県道75号線の両路線が交わり、乙女峠方面から芦ノ湖方面への右折が困難なことによる渋滞が生じています。

また、県道75号線（湯河原箱根仙石原線）には歩道がないため、周辺商店街の買い物客、観光客等歩行者の頻繁な往来で、車両と人が輻輳している現状です。

この改良については、数回の地元説明会を経て測量が実施され、県の計画案が地元に提示されており、地元の考え方は大方定まっております。

本事業が仙石原のまちづくりの要となるものですので、引き続きこの事業の推進を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の交差点改良及び歩道設置については、人家が連担し、用地確保に多額の費用と時間を要しますので、引き続き地元との調整を続け、事業化に向け調査検討をしてまいります。

.....

(要望事項)

60 椿ライン桜並木の保養育成について（湯河原町）

県道75号の奥湯河原から大観山に至る間の「椿ライン」沿いの桜並木は県内屈指の桜並木（4,000本）として、県内外の人々に親しまれ、町の重要な観光資源になっておりますが、近年テングス病の蔓延と桜の老木化の進行により、毎年、開花時に花の数が減少しているのが現状です。

小田原土木事務所でも毎年区間を設定し、病気に侵されている枝の伐採等の保護対策を実施し

ておりますが、桜の本数が多く対策が追いつかない状況です。

このままの状況が継続すると、補植した若木も含め全体の約80%程度は数年内に立ち枯れるとともに、桜の花がほとんど咲かない状態になると思われ、町に対策委員会が組織されておりまますので事業に対する補助及び指導等について要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県、町で組織する対策委員会（県道75号（椿ライン）桜検討協議会）において検討した桜並木の再整備は平成11年度で完了いたしましたが、その保護育成については今後とも、対策委員会において検討してまいります。

---

（要望事項）

61 県道60号（厚木清川線）、県道64号（伊勢原津久井線）、県道70号（秦野清川線）の拡幅・改良整備について（清川村）

各路線につきましては、順次拡幅改良を進めていただいておりますが、特に県道60号、県道64号は村民の重要な生活路線でもあり、狭隘で危険な箇所も残っておりますので、円滑な通行と歩行者安全確保のため、早期に拡幅改良を進めていただきますよう要望いたします。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道60号（厚木清川線）につきましては、地元のご協力を得た段階で、狭隘箇所である御門橋の改良事業着手に向けた検討を進めてまいります。また、県道64号（伊勢原津久井線）につきましては、現在事業中の「煤ヶ谷工区」事業進捗状況を見ながら、線形が悪く、人家が連担している古在家地区の改良事業に着手してまいります。

県道70号につきましては、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に沿いかねます

---

（要望事項）

62（仮称）上古沢煤ヶ谷線の建設促進について（清川村）

厚木秦野道路（一般国道246号バイパス）は、伊勢原西・伊勢原北インターチェンジ区間において事業化が進められている中で、（仮称）森の里インターチェンジの完成時には、宮ヶ瀬ダム周辺に整備される施設や豊かな自然を求める都市住民による交通量が極めて増大することが予測されます。更に、観光客等は周辺主要幹線道路、あるいは森の里周辺地域の生活道路に流入し、住民生活への支障も懸念されます。

スムーズな交通を確保するため（仮称）森の里インターチェンジから県道64号（伊勢原津久井線）堺橋付近への広域的な視点に立った取り付け道路を整備していただけるよう要望いたします。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の上古沢煤ヶ谷線については、国道246号バイパスの進捗を見ながら今後検討してまいります。

---

（要望事項）

63 さがみ縦貫道路事業に関する地元要望について（城山町）

さがみ縦貫道路事業に関して、各地区対策委員会から提出されている国・県への要望事項について、特段の配慮を要望します。

特に、農用地の解除は、地域住民の切実な願いであり、また、さがみ縦貫道路の整備促進を図るうえからも必要なので、この実現も併せて要望します。

＜措置状況＞（県土整備部、環境農政部）

各地区対策委員会から提出されている各種要望につきましては、多岐にわたり難しい問題も含まれておりますので、今後、国及び地元市町村とともに検討してまいります。

農用地区域につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、将来にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定されているため、除外は困難ですが、おおむね5年ごとに行われる農業振興地域整備計画の基礎調査を通じて、町全体の農業振興の方針を踏まえながら調整してまいります。

---

(要望事項)

64 津久井広域道路の建設促進について（城山町・津久井町・相模湖町・藤野町）

相模原市橋本の国道16号橋本五差路を起点とし、津久井郡藤野町の国道20号勝瀬橋付近を終点とする延長約20kmの計画路線である津久井広域道路は、相模原市及び津久井郡四町にとって地域振興計画等21世紀へ向けた広域的なまちづくりに欠くことのできない重要な骨格となる主要幹線道路です。

すでに事業着手されている新小倉橋、勝瀬橋等の地区については早期完成させるとともに、未だ明確なルートの位置付けがない主要地方道厚木愛川津久井線以西の、特に国道412号までの区間の早期ルートの位置付けと都市計画決定について要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の津久井広域道路については、既に新小倉橋、勝瀬橋などについて事業実施しております。また、新小倉橋から県道65号（厚木愛川津久井線）については、現在、測量等を実施しております、さがみ縦貫道路の整備に合わせて進めてまいります。残る未着手区間については、ルート・構造等について調査を進めてまいります。

---

(要望事項)

65 三井大橋（県道513号鳥屋川尻線）架替について（津久井町）

三井大橋への歩道設置については、地域の強い要望を受けて、数年来の本町の重点要望としているところがありますが、県の措置状況としては、強度上不可能である旨の回答を得ています。したがって、歩道の添架が不可能であれば、歩道付の新橋の建設を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

三井大橋への歩道整備については、検討結果から新設橋案（独立歩道橋あるいは新設架替）が妥当であると考えております。

現在事業化の予定はありませんが、県財政状況や交通状況等を踏まえながら、今後検討してまいります。

---

(要望事項)

66 中央自動車道相模湖東インターチェンジの設置について（相模湖町）

本町は人口が増加し、また観光客等の来訪者や通過車両も多くなっています。現在中央自動車道からは東京方面からの降り口のみであって、大変不便を感じています。平成11年度から渋滞対策として、一部登坂車線の設置工事を施工されておりますが、観光客の利便性や、国道20号線駅前交差点の混雑緩和、東京のベットタウンとして、また町の活性化のためにもインターチェンジの設置を強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、国、日本道路公団に伝えてまいります。

---

(要望事項)

67 一般国道20号バイパス建設について（藤野町）

藤野町管内の国道20号は、通過交通の激しい路線ですが、幅員が狭隘で大型車両のすれ違いが困難な箇所が多数あり、円滑な通行に支障を来しています。

また、歩道が未設置なため、歩行者の安全が脅かされています。

しかしながら、現道の拡幅整備は非常に困難と思われますので、通過交通を処理し、住民の安全を図るためにも、バイパスの早期実現を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、現在、国で歩道設置を含め事業中であります、ご要望の趣旨を国に伝えてまいります。

---

（要望事項）

68 県道522号（樋原藤野線）及び県道76号（主要地方道山北藤野線）の改良整備について

（藤野町）

県道522号（樋原藤野線）については、国道20号を境に主要地方道山北藤野線とを結ぶ町の重要な路線ですが、現沢井遂道は幅員が狭いこともあります。JR中央線の踏切も近くにあって交通渋滞がおきております。本町の中心地である藤野駅周辺地区の交通についても、大きな影響があり支障を来しています。

しかしながら、現沢井遂道の拡幅改良整備については、非常に困難と思われますので新規の路線整備と接続する主要地方道山北藤野線の整備を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の2路線については、町の駅前周辺整備と調整を図りながら検討してまいります。

---

（要望事項）

69 県道76号山北・藤野線（県営神の川林道）の整備について（藤野町）

県道76号山北・藤野線（県営神の川林道）は、藤野町の国道20号の藤野橋から国道413号を経由し、犬越路隧道から山北町の国道246号の鞠子橋までの総延長44,414m（内林道13,533m）で県西と県北地域を結ぶ唯一の重要なルートで、かつ県内水源地域の交流・連携によるネットワーク化を推進するうえでも重要な路線となっております。

現在整備が実施されつつありますが、交通不能箇所等があり、津久井町と山北町の間が結ばれていないのが現状です。

つきましては、神奈川県交通計画にも位置付けてある県道76号山北・藤野線（県営神の川林道）の早急な整備の促進を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道76号（山北藤野線）につきましては、県全体から見た事業の優先度緊急度を考慮いたしますと現段階ではご要望に沿いかねます。

---

（要望事項）

70 県営和田林道の県道への昇格について（藤野町）

県営和田林道は県道上野原佐野川線と東京都道（陣馬街道）を結び、陣馬相模湖自然公園（陣馬山）へのアクセス道路、また国道20号線の渋滞に伴う迂回路として交通量が増大しており、町の重要な幹線道路です。

本路線の県道昇格は町の懸案事項であり、早期の県道昇格を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県営和田林道は、県道としての管理は行っておりませんが、既に県道521号（佐野川上野原線）として認定され、現在、整備工事を行っており、工事完了後は県道として供用することになります。

---

（要望事項）

## 71 町道中野～又野～三ヶ木線及び関口～道志線の県道昇格について（津久井町・相模湖町）

本路線は、国道 412号と国道 413号を結び、さらに津久井町から相模湖町に通じる幹線道路であります。沿道地域は、近年の宅地開発の進行により人口も急増しており、今後も発展の可能性が大きいことから、ボトルネック解消のための橋梁の架け替えなど、町道の整備に努力しているところです。また、本路線は、国道 413号の交通渋滞時のバイパス的役割も担っています。

本路線の県道昇格は、両町の懸案課題であり、地域の発展に不可欠なことから、早期の県道昇格を強く要望します。

### ＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道昇格については、平行して国道412号及び国道413号があり、道路法第 7 条第 1 項の路線の認定基準から見て困難であります。

### （要望事項）

## 72 （仮称）町道砂口南が丘線の促進に対する助成について（中井町）

本計画路線は小田急秦野駅南口に最短距離で通じる道路として、また、平成14年開設の日赤病院へのアクセスとしても町の産業の発展や住民生活の利便性の向上に資する重要な路線であり、現町道池窪線の交通量の緩和と地域住民の生活環境の改善を図るうえにも必要不可欠な道路でありますので事業実施にあたり特段のご配慮をお願いいたします。

### ＜措置状況＞（県土整備部）

砂口南が丘線の整備計画につきましては、隣接の秦野市と調整しながら策定中と聞いておりますが、円滑な事業実施を図るため、事業計画を詳細に検討する必要があります。

したがって、事業計画が整った段階で、国庫補助への積極的な働きかけを行ってまいります。

### （要望事項）

## 73 町道インター境線の県道昇格について（中井町）

本路線は、グリーンテクなかい工業団地の中心部にあり、北側は、東西に東名高速道路が走り、県道秦野二宮線及び県道平塚松田線に接続しておることから重要な幹線道路として位置付けられています。

つきましては、将来にわたる広域的交通網の確保を考慮し、県道昇格について特段のご配慮をお願いいたします。

### ＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道昇格については、道路法第 7 条第 1 項に規定する県道の路線認定基準に照らして、困難であります。

### （要望事項）

## 74 町道境幹線の促進に対する助成について（中井町）

本路線は、主要地方道秦野二宮線からグリーンテクなかい工業団地のほぼ中央を横断し、秦野市渋沢地区、また将来的には国道 246バイパスのインターチェンジに接続する重要な路線となります。

現在、工業団地への企業進出に伴い交通量が多くなり、一部の改良が完了していますが、残事業約 300mが幅員 4mで急勾配、急曲線の簡易舗装のため危険な状況にあるため、流通に不可欠な大型車の通行可能な道路とすることで、歩行者の安全確保はもとより工業団地及び県道平塚松田線へのアクセス改善のため、早期完成を目指した事業の実施について、特段のご配慮を要望します。

### ＜措置状況＞（県土整備部）

町道境幹線は、平成12年度から国からの交付金事業により整備を進めているところです。今

後も、事業の早期完成を目指し国へ働きかけてまいります。

---

(要望事項)

75 町道 1-1号線（郡急病診療所付近～尾崎駁堂記念館）及び町道 1-2（尾崎駁堂記念館～県道 515号線）の県道昇格について（津久井町）

本路線は、国道 413号と県道 515号線（三井相模湖線）を結ぶルートですが、現在は相模湖町赤馬地区から津久井町名手地区間が通行止めになっています。

本来、県道 515号線は、相模湖町～津久井町～城山町を結ぶ広域性の高い道路であり、国道 413号及び国道 412号の迂回路としての重要な役割を有しています。町道 1-1号線及び町道 1-2号線の県道昇格により、県道 515号線との一体的整備が可能となり、東西広域的道路交通軸の形成を図る視点からもその効果が期待されるところです。

つきましては、本路線の早期県道昇格を強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道昇格については、道路法第 7 条第 1 項に規定する路線の認定基準に照らして、困難であります。

---

(要望事項)

76 一般河川相模川、小出川、目久尻川の整備促進について（寒川町）

町内における河川の築堤を含めた河川整備の促進を要望します。特に、相模川については堤外民有地の解消に努められるよう要望します。

なお、最近河川敷へのごみの不法投棄が続出しており、管理者として積極的に対処されるようお願いします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の小出川・目久尻川につきましては、県の重点整備河川の一つとして鋭意整備を進めております。

また、相模川につきましては、今後、「さがみ縦貫道路」と一体的な整備の推進に努めてまいります。

なお、河川敷の不法投棄対策につきましては、従来より相模川を重点強化河川としてゴミ清掃等を進めておりますが、今後とも積極的に対策に取り組んでまいります。

---

(要望事項)

77 金目川水系及び葛川水系河川の改修について（大磯町）

金目川水系及び葛川水系の河川については、県の重点整備河川として、継続的に改修が進められております。しかし、上流域における宅地化の進展に伴う土地利用状況の変化や未改修箇所の河川幅の狭小による溢水災害、地震等における津波災害が懸念されております。

つきましては、改修整備事業の一層の促進及び護岸整備の早期着工を要望します。

なお、護岸整備計画につきましては、親水施設の整備など水辺環境にもご配慮いただきますよう併せて要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、重点的に改修を推進しております。

今後とも早期改修に努めてまいります。

---

(要望事項)

78 谷戸川砂防事業の促進について（大磯町）

谷戸川砂防事業については、当町生沢 942番地付近から生沢 1,039番地までの箇所について整

備が終わり、付近住民の安全な暮らしを確保することが出来ました。しかし、上流側のダム工までの 385mにつきましては、工事が中断しております。平成10年・11年度に調査費が計上され、整備工事が再開されましたので、関係地権者の協力のもと、事業の一層の進捗を要望します。

なお、整備計画につきましては、水辺環境にもご配慮をいただきますよう併せて要望します。

#### ＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、引き続き事業の継続に向けて努力してまいります。今後とも早期改修に努めてまいります。

---

#### （要望事項）

##### 79 柄沢川の砂防指定事業について（中井町）

柄沢川は、大井町赤田地区から中井町鴨沢地区を流れ中村川に合流しておりますが、大雨の度に川が増水し、河川の両斜面や河床が洗掘され、柄沢川に並行する町道柄沢線の道路の路肩が崩壊する現状でありますので、土砂流失の防止や河川の流路確保のためにも、砂防指定および事業の実施を要望いたします。

#### ＜措置状況＞（県土整備部）

柄沢川につきましては、上流部に治山施設が整備されておりますので、治山事業と整合を図りながら検討してまいります。

---

#### （要望事項）

##### 80 中村川護岸改修について（中井町）

中村川の上流は、護岸が未整備であり、また危険な崖地が多く点在しています。特に広域農道雜色橋より上流側左岸については、既存擁壁の老朽化が進み、毎年台風等の降雨による増水で災害が発生している現状となっておりますので、地域住民の生命と財産を守るうえから早期の河川改修はもとより護岸の老朽化に伴う維持補修を実施していただくよう強く要望いたします。

#### ＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の箇所につきましては、現段階では河川の改修計画はなく、優先順位の高い下流側を整備していることからご要望には沿いかねます。

---

#### （要望事項）

##### 81 二級河川河内川の護岸整備について（山北町）

本町では、魅力ある観光の推進を図るため、杜と湖のネットワーク化の推進事業として、中川温泉・温泉の道の整備を進めているところであります。現在、中川温泉地内信玄館付近まで整備が終了し、今後河内川右岸沿いに整備の計画があります。

つきましては、二級河川河内川右岸のあしがら荘から信玄館の間の自然護岸は、洗掘され、町道の崩落や県道沿いの宅地の崩落もありましたので、今後の町事業の推進を図るうえでも、護岸整備の早急な実施を要望いたします。

#### ＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後、町と協議してまいります。

---

#### （要望事項）

##### 82 酒匂川大口橋上流の河川改修計画の策定と整備について（山北町）

酒匂川大口橋上流の河川改修の実施については、優先度により一部改善が進められていますが、河川は周辺住民を含め、多くの人たちが水に親しめる場所であり、河川空間を有効利用できる改修計画を早急に策定され事業実施をされるよう要望します。

#### ＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の区間については、平成12年度から河川整備計画の策定に向け、静岡県と調整を始めました。

この区間は、全般的な河床の低下や、水衝部の局所洗掘等が進行しておりますので、今後、地域住民の方々の意見を聞いたり、関係機関と調整を図りながら、それらの改修を含めた河川整備計画を策定していきたいと考えております。

---

(要望事項)

83 早川の護岸整備について（箱根町）

町を流れる二級河川早川については、国道1号小田原箱根線の建設に合わせ、湯本山崎地内の護岸改良が予定され、現在関係機関と調整されているところですが、早川は、地元住民が水と触れ合うことができる唯一の河川であり、特に河川との往来については地元から強い要望がありますので、整備にあたっては特段の配慮を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、現在、関係機関等と調整しております。護岸整備に当たっては、親水性に配慮した改修を図ってまいります。

---

(要望事項)

84 道志川の護岸及び河床整備について（津久井町）

道志川弁天橋下流域の護岸及び河床について、県による早期整備を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点につきましては、平成13年度以降も引き続き整備を進めてまいります。

---

(要望事項)

85 山梨県境の境川の砂防指定地への編入について（藤野町）

境川については相模湖淡水区域より山梨県境までの約5kmの内、上流部は砂防指定地となっておりますが、下流部の2.5kmが未指定となっているところから、この編入を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

境川は、昭和57年度に上流部を砂防指定地に編入しました。下流部は、山梨県や関係機関等と調整を図りながら検討してまいります。

---

(要望事項)

86 急傾斜地崩壊防止事業の促進について（中井町）

生活環境の安全を図るため、当町の田中地区及び比奈窪地区及び松本地区急傾斜地法面の崩壊防止工事を実施していただいておりますが、防災対策上、早急な整備が必要ですので、より一層の事業促進を図っていただけるよう特段のご配慮をお願いするとともに採択条件の緩和を強く要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

田中地区については平成4年度から、比奈窪地区については平成8年度から、また、松本地区については平成10年度から事業を実施しております。引き続き地元の協力を得ながら事業を推進してまいります。

---

(要望事項)

87 急傾斜地崩壊防止事業の促進について（大井町）

当町の篠窪地区については、急傾斜地法面の崩壊防止工事が県営事業で実施されていますが、他にも傾斜下に民家が集中している所があるので、地域住民の生活環境の安全を確保するため、

より一層の事業促進を図るよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、平成8年度から事業を実施しております。引き続き地元の協力を得ながら整備を推進してまいります。

-----  
(要望事項)

88 湯本前田地区急傾斜地崩壊防止事業の促進について（箱根町）

湯本前田地区の急傾斜地につきましては、平成8年度に急傾斜地崩壊危険区域に指定されましたが、当該箇所は災害が発生しやすい場所でありますので、崩壊防止工事の早期完了を図るよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の箇所については、平成8年度から事業を実施しております。引き続き地元の協力を得ながら事業を推進してまいります。

-----  
(要望事項)

89 急傾斜地崩壊防止事業の促進について（愛川町）

半原日向地区及び馬場地区の急傾斜地については、平成10年度に急傾斜地崩壊危険区域に指定されました。当該箇所は災害が発生しやすい場所であり、地域住民の生活環境の安全を確保するため、崩壊防止工事の早期完成を強く要望いたします。

＜措置状況＞（県土整備部）

半原日向地区と馬場地区は平成10年度に急傾斜地崩壊危険区域に指定され、日向地区は平成12年度から事業を実施しております。引き続き地元の協力を得ながら事業を推進してまいります。

馬場地区は、平成13年度から事業を実施いたします。

-----  
(要望事項)

90 地滑り防止事業の促進について（愛川町）

国道412号は県西部地区を南北に縦断し、地域の生活及び産業に欠かせない路線であると共に、緊急輸送路としても指定されている重要な路線であります。しかしながら、この路線の中津川右岸側の田代地区において地滑り指定区域内を通過していることから、その安全性の確保は重要な問題であると考えられます。

このようなことから地滑り防止工事の早期完成を強く要望いたします。

＜措置状況＞（県土整備部）

要望箇所は、平成5年度に地すべり防止区域に指定し、平成5年から事業を実施しております。引き続き地元の協力を得ながら事業を推進してまいります。

---

## 企業庁関係

---

### (要望事項)

#### 1 三保ダム・丹沢湖周辺活性化計画の支援について（山北町）

本町では、21世紀の幕開けにふさわしい、個性豊かな活力と魅力あるまちづくりを進めるため、平成12年度を初年度とする第4次総合計画を策定し、「森林（もり）と清流」をテーマとしたまちづくりを進めています。昭和53年に誕生した三保ダム・丹沢湖は22年を経過し、新たな活性化を図る必要があります。このため、昨年の玄倉川の災害等も踏まえ、丹沢湖の周辺整備や今後の湖面利用計画を含めた丹沢湖周辺活性化計画を策定し、第4次総合計画に位置付けたところあります。

つきましては、本計画の推進に対し、特段のご支援ご協力を頂きますよう要望します。

#### ＜措置状況＞（企画部、県土整備部）

三保ダム・丹沢湖周辺地域の活性化につきましては、「かながわ新総合計画21」の5つの県土構想の重点プロジェクトである「県西地域活性化構想」と、「水源地域総合保全構想」を推進する中で、どのような支援が可能なのか検討してまいります。

---

### (要望事項)

#### 2 丹沢湖の湖面開放について（山北町）

平成11年8月に玄倉川において水難事故が発生し尊い生命が失われました。観光立町をめざす山北町にとって、この事故は観光客の激減をまねき、周辺観光施設の利用に大きな影響をもたらしています。町は、周辺地域の復興を図るため各種イベントを開催し観光客の誘致に努めていますが、大きな集客を図るには、湖面を利用したイベントが不可欠と考えています。また、平成12年度からスタートした第4次総合計画では、カヌーのまちづくり事業として湖面を利用したカヌーマラソンやイベントを位置付けています。

つきましては、誰でもがカヌーを楽しめ、集客の場所としての丹沢湖の早期湖面開放を強く要望します。

#### ＜措置状況＞（県土整備部、企業庁）

丹沢湖は、水域における危険防止や公共の安全保持を図ることを目的とする「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滯水域、社家滯水域、飯泉滯水域等の水域における行為の規制に関する条例」の規定により、水泳、水浴、水上スキー、船艇の運航などの行為が禁止されるとともに、特定区域への立ち入りが禁止されていますが、個別の行為については、許可を受けることにより、行うことができる場合があります。

なお、丹沢湖の湖面利用については、先般、カヌーの運航許可申請がありましたので、条例に基づき審査し、許可しております。

---

### (要望事項)

#### 3 名手橋架替事業に伴う財政・技術支援について（津久井町）

津久井湖の湛水に伴い、昭和40年3月県企業庁が竣工し、津久井町に移管された名手橋は、国道413号と県道515号線を結ぶ幹線町道の重要な橋梁ですが、架設後数年でキャンバー減少等の諸問題が生じ、架替が急務となっています。

しかしながら、橋梁の架替は本町の財政力・技術面から難しい実情にあるため、財政的・技術的支援を強く要望します。

#### ＜措置状況＞（企業庁、県土整備部）

名手橋は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市が共同して行った相模川総合開発共同事業

に際して、補償工事として昭和40年に建設し、町へ寄付し町道として管理されております。

共同事業者としては、寄付以降、現在に至るまで共同事業を遂行していく上で特に必要、重要な関係ではなく、共同事業者の意向も勘案すると、架け替えに係る財政的、技術的支援というご要望にお応えすることは、困難であります。

県としては、名手橋の架け替えにつきましては、その計画策定段階から技術的助言などの支援のほか、町道の整備としての国庫補助事業採択の可能性について検討していきたいと考えております。

なお、県独自の財政支援としては、市町村振興補助金がございます。

---

#### (要望事項)

##### 4 淨化槽の維持管理費等に対する補助制度の新設について（相模湖町・藤野町）

当町では、浄化槽の維持管理費（清掃費等）に対し町単独の助成制度に基づき清掃等に対する負担を実施しています。水源地としての水質保全の観点から今後も継続して負担していく予定ですが、県における水源地の環境保全対策の一環として、財政面での支援制度の新設を強く要望します。

#### <措置状況>（環境農政部、企業庁）

利水者としては、相模川流域下水道事業の根幹的施設の建設に要する経費のうち、町の負担部分について全額を負担し、水源地域内の下水道事業に対しては、すでに応分の負担をしているところです。

浄化槽の維持管理費等への助成については、対象が恒常に発生するランニングコストという内容から、恒常的な利水者の負担につながるような支援は、困難なものと考えております。

また、市町村が行う合併処理浄化槽設置補助事業に対しては、県は国庫補助事業と連携して、一般地域は1/3以内、水源地域については1/2以内の補助率により補助を実施しております。

また、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えに係る財政支援については、撤去費用等補助対象枠の拡大について、国に要望してまいります。

---

#### (要望事項)

##### 5 農業集落排水事業に伴う維持管理費の特別な財政援助について（藤野町）

当町は、家庭の生活排水が農業用排水路等に流入し、水質汚染など生活環境が悪化しております。そこで生活環境の向上と町内河川等の水質保全を目的として、平成5年度より県において、農業集落排水事業がモデル的に実施され、平成8年度から一部供用開始されました。しかしながら、維持管理費が膨大な財政負担となり、今後適正な管理の上からも特段の財政援助を要望します。

#### <措置状況>（環境農政部、企業庁）

利水者としては、相模川流域下水道事業の根幹的施設の建設に要する経費のうち、町の負担部分について全額を負担し、水源地域内の下水道事業に対しては、すでに応分の負担をしているところです。

農業集落排水事業に伴う維持管理費については、地元負担が原則となっており、ご要望にお応えすることは困難です。

---

#### (要望事項)

##### 6 公共下水道事業に伴う維持管理費の特別な財政援助について（藤野町）

本町は、水源地域であることを深く認識し、公共下水道を町政の最重要施策に位置づけ、早期完成に向けて鋭意努力しています。

しかし、整備においては相当な財源を投じている状況にあります。

さて、平成12年には、一部供用開始を目途に事業を進めているところであります。しかしながら、今後の維持管理に膨大な財政負担となりますので、相模川利水者等の負担をお願いし、今後の適正な水質管理の上からも特段の財政援助を要望します。

＜措置状況＞（企業庁、県土整備部）

利水者としては、相模川流域下水道事業の根幹的施設の建設に要する経費のうち、町の負担部分について全額を負担し、水源地域内の下水道事業に対しては、すでに応分の負担をしているところです。

公共下水道事業の維持管理費等への助成につきましては、対象が恒常に発生するランニングコストという内容から、恒常的な利水者の負担につながるような支援は、困難なものと考えております。

公共下水道事業の県費補助制度については、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため昭和62年に創設し、以来、情勢の変化等を踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。また、平成12年度からは、県の財政状況も厳しいところですが、公共下水道の一層の整備促進と普及率の向上に向けた制度内容等の見直しを図り充実強化いたしました。

今後とも、社会経済の情勢をみながら、必要な措置を検討するとともに、国に対しても公共下水道の補助制度の充実を要望してまいります。

---

## 教育庁関係

---

### (要望事項)

#### 1 情報教育推進に向けての助成について（中井町）

情報化社会の進展により学校教育における情報教育は必要不可欠なものとなっています。

「新学習指導要領」における情報教育の促進に向けては本町においても計画的な取組みを進めていますが、パソコン等設備整備に係わる経費は交付税で一般財源措置されているところですが十分とは言えません。

事業内容の一層の充実を図りたく県における補助制度の創設を要望いたします。

#### <措置状況>（教育庁）

パソコン等設備に係わる経費については、補助制度であったものが、おおむね5年程度の使用期間で更新でき、各年度の経費負担が少なくなるよう、レンタル・リース方式を地方交付税の対象とした経緯がありますので、補助制度の創設は困難であります。

---

### (要望事項)

#### 2 県指定史跡河村城跡の用地公有地化補助について（山北町）

町では、河村城跡史跡保存整備計画を策定し、河村城跡の用地公有地化に取り組んでいますが、計画より遅れています。県の補助金総額については、前年より増額をしていただいておりますが、公有地化については史跡整備等の必要性から積極的に推進していくことを考慮され、さらに補助金の引き上げを要望します。

#### <措置状況>（教育庁）

県指定史跡の用地の公有地化については、史跡整備等の必要性から推進していくべきと考え、今後も予算確保に努めてまいります。

---

### (要望事項)

#### 3 異校種間の交流事業等に対するモデル財政支援について（開成町）

当町は、町民の生活を通して学校教育と生涯教育を結び付け、活発な活動を展開できる学習体制づくりを進め、豊かな心、広い視野、創造力をもった魅力ある人間の育成に努めています。

また、幸いにも町内には、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校が各1校ずつあり、一貫した教育ができるというメリットを生かして、幼稚園と小学校、小学校と中学校といった異校種の間での交流や共同体験学習を行うなどそれがお互いに調和のとれた教育課程を編成し、充実した教育活動を進める努力をしています。

特に、吉田島農林高校との園芸栽培の交流事業や体験学習などをより一層推進していきたいので県の積極的な協力をお願いいたします。

#### <措置状況>（教育庁）

平成11年秋に策定した「県立高校改革推進計画」におきましては、①中学生とその保護者、中学校との連携強化、②地域・社会との連携による学校教育活動の展開、③地域住民の学習の支援・地域コミュニティづくりへの協力、などを総合した「地域や社会に開かれた高校づくり」を、「改革推進計画」の基本方向の一つに据え、具体的な施策展開を図っております。

ご要望のありました県立吉田島農林高校につきましては、以前からも地元地域と密着した高校として、開成病院における園芸療法への協力や開成駅前の駅前花壇、部活動での中学校との交流等の実績を有しております、平成11年度～12年度は「特色ある教育活動支援事業」の対象校として支援をしております。

今後も、「改革推進計画」に基づき、各高校の一層の特色づくりの推進を図るために、計画

的な支援を検討してまいります。

---

(要望事項)

4 市町村派遣社会教育主事制度廃止後の支援について（真鶴町）

平成13年度末をもって廃止する方針とされている派遣社会教育主事制度は、町村の社会教育の振興に大きな役割を果たしてきておりますが、廃止後の町内での養成・確保は現実的には難しい面があります。

今後の社会教育の推進、また地域との産学協同による学校づくりの推進のためにも、必要とする町村への職員の派遣について、人件費の町負担等も勘案しての制度を確立されるよう要望します。

<措置状況>（教育庁）

派遣社会教育主事制度の廃止にあたっては、派遣町村の個別事情も考慮しながら、一定期間、激変緩和の措置を講じているところです。

また、町村における人材確保を支援するために、人材育成のための研修事業の充実を図るなどの支援に努めてまいります。

---

(要望事項)

5 訪問指導相談担当員の派遣について（愛川町）

家に閉じこもりがちな児童に対する訪問指導相談担当員の訪問指導は、平成9年度から11年度まで行われ、保護者からも高い評価を得ておりました。

しかし、12年度から派遣制度が打ち切られ、本町ではそれに代わる人員配置の対応がつかず、町雇用のスクールカウンセラー、学校教育相談員による教育相談システムはもとより「心の教室相談員」も利用している状態で大変苦慮しております。

そこで、スタッフの充実を図る観点からも、訪問指導相談担当員の派遣制度を再度導入していただきたいと強く要望いたします。

<措置状況>（教育庁）

不登校児童・生徒訪問教育相談に係る非常勤講師につきましては、各市町村での取組を促進するため、一市町村3ヵ年の时限を設定して順次配置してまいりました。

平成12年度は14市町に訪問教育相談員を配置しており、平成13年度は8市町に配置を予定しております。

---

(要望事項)

6 県立養護学校の早期開設について（城山町・津久井町・相模湖町・藤野町）

津久井郡内には、知的障害児、肢体不自由児のための専門教育施設がないため、重度障害児童・生徒は相模原市内、座間市内にある県立養護学校へ通学することになります。

それぞれの養護学校に通学するために、スクールバスが運行されていますが、津久井郡内では運行されていないため保護者の負担が大きく、通学が非常に困難な状況にあります。

重度障害者である児童・生徒に障害の程度に応じた適切な教育や訓練が1日でも早くできるよう、津久井郡内への県立養護学校の早期開設を要望します。

<措置状況>（教育庁）

津久井地域への養護学校の整備については、教職員津久井保養所跡地に建設するため、所要の措置を講ずることとしました。

---

(要望事項)

7 県指定の重要文化財保存に伴う運営費等の補助制度について（相模湖町）

当町においては、小原本陣が県に指定されて以来、保存及び管理運営を文化財としての価値を維持しながら、生涯学習や地域交流の拠点として活用しております。しかし、古い建物のため維持が大変であり、整備計画を進めていますが、財政がきわめて厳しい状況であり整備費等について県の積極的な支援を要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

県指定重要文化財の保存整備につきましては、指定文化財保存修理等補助金により、県予算の範囲内において支援をしてまいります。

---

## 警察本部関係

---

### (要望事項)

#### 1 寒川駅前交番の設置について（寒川町）

寒川駅周辺は、町の中心に位置し商業の中心地と相模線の電化等により通勤者や通学者、買い物客等が集中し往来が多い地域です。

地域の交通安全・防犯意識の向上や駅前及び駅周辺の交通安全、治安維持の向上を図るため交番の設置を要望します。

#### ＜措置状況＞（警察本部）

岡田交番の管内ですが、同交番が管轄する区域内の人口、世帯数、事件事故の発生状況等を総合的に判断してみると、現時点での交番の新設は困難な状況にありますが、同地区の開発状況、治安情勢の推移等を見ながら引き続き検討してまいります。

---

### (要望事項)

#### 2 交通安全施設（信号機）の設置について（松田町）

国道 246号と町道25号線との交差点は見通しが悪く、国道 246号の交通量が多いため、出入りが危険です。

今後、松田山美術館（仮称）が完成することにより、車両台数が増加し、重大事故の発生が懸念されていることから、道路交通の安全性を確保するため信号機の設置を要望します。

#### ＜措置状況＞（警察本部）

ご要望の交差点については、現状の交差点の形状、交通量、歩行者の状況等を調査いたしましたが、現況におきましては、信号機の設置は必要ないと考えております。

ただし、今後の交通実態の変化等を見極めながら、引き続き検討してまいります。

---

### (要望事項)

#### 3 小田急線開成駅前への交番設置について（開成町）

昭和60年 3月に小田急線開成駅が開設されて以来、年間 210万人もの乗降客が利用する駅になりました。乗降客の増加による様々な事件・事故への対応等を考え平成 8年12月に警察官が立ち寄れるように開成駅前連絡所を設置して事件・事故抑止に努めています。

また、開成駅前の治安状況の悪化に伴い地元住民、駅利用者からの交番設置についての要望が強まり、平成10年度には開成町自治会長連絡協議会の働き掛けにより、開成町有権者、開成駅の乗降客から多くの署名が集まり嘆願書として町に提出されました。町としても、警察官が常駐する交番の必要性を訴えており、一日も早い設置が望れます。

住民の安全・財産の保護その他公共の安全と秩序の維持のため、交番を設置していただきますようお願いいたします。

#### ＜措置状況＞（警察本部）

吉田島駐在所の管内ですが、同駐在所が管轄する区域内の人口、世帯数、事件事故の発生状況等を総合的に判断してみると、現時点での交番の新設は困難な状況にありますが、同地区の開発状況、治安情勢の推移等を見ながら引き続き検討してまいります。